

令和 2 年

会津美里町議会議録

定例会 12 月会議

12 月 7 日開議～12 月 17 日散会

会津美里町議会

令和2年会津美里町議会定例会12月議会会議録目次

第1日 12月7日(月曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 (午前10時00分)	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○議案の上程及び提案理由の説明	4
○陳情の常任委員会付託について	6
○散会の宣告	6
散 会 (午前10時14分)	6

第2日 12月8日(火曜日)

○議事日程	7
○本日の会議に付した事件	7
○出欠席議員	8
○説明のため出席した者	8
○事務局職員出席者	8
開 議 (午前10時00分)	9
○開議の宣告	9
○一般質問	9
石川 栄子 君	9
○発言の訂正	19
小島 裕子 君	19
佐治 長一 君	28
鈴木 繁明 君	34
○発言の訂正	45
堤 信也 君	46

○延会の宣告	6 3
延 会 （午後 3 時 5 6 分）	6 3

第3日 12月9日（水曜日）

○議事日程	6 5
○本日の会議に付した事件	6 5
○出欠席議員	6 6
○説明のため出席した者	6 6
○事務局職員出席者	6 6
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	6 7
○開議の宣告	6 7
○一般質問	6 7
渋 井 清 隆 君	6 7
野 中 寿 勝 君	7 9
山 内 須 加 美 君	8 6
村 松 尚 君	9 8
根 本 謙 一 君	1 0 8
○散会の宣告	1 2 3
散 会 （午後 3 時 5 9 分）	1 2 3

第4日 12月11日（金曜日）

○議事日程	1 2 5
○本日の会議に付した事件	1 2 5
○出欠席議員	1 2 6
○説明のため出席した者	1 2 6
○事務局職員出席者	1 2 6
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	1 2 7
○開議の宣告	1 2 7
○議案第80号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第81号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第82号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第83号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第84号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 4

○発言の訂正	1 3 5
○議案第 8 5 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
○議案第 8 6 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議案第 8 7 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議案第 8 8 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議案第 8 9 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○議案第 9 0 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○議案第 9 1 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○議案第 9 2 号の議題、説明、質疑	1 5 2
○議案第 9 8 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
○総括質疑	1 6 7
○議案の常任委員会付託について	1 6 8
○散会の宣告	1 6 8
散 会 （午後 1 時 3 9 分）	1 6 8

第 5 日 1 2 月 1 7 日（木曜日）

○議事日程	1 6 9
○本日の会議に付した事件	1 6 9
○出欠席議員	1 7 0
○説明のため出席した者	1 7 0
○事務局職員出席者	1 7 0
開 議 （午後 2 時 0 0 分）	1 7 1
○開議の宣告	1 7 1
○常任委員会委員長の報告	1 7 1
○議案第 7 9 号の議題、討論、採決	1 7 4
○議案第 9 2 号の議題、討論、採決	1 7 4
○議案第 9 3 号の議題、討論、採決	1 7 5
○議案第 9 4 号の議題、討論、採決	1 7 5
○議案第 9 5 号の議題、討論、採決	1 7 6
○議案第 9 6 号の議題、討論、採決	1 7 7
○議案第 9 7 号の議題、討論、採決	1 7 7
○陳情第 5 号の議題、討論、採決	1 7 8
○陳情第 6 号の議題、討論、採決	1 7 9

○日程の追加	1 8 1
○議案第 9 9 号の議題及び提案理由の説明	1 8 2
○議案第 9 9 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 8 2
○発議第 7 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 8 4
○散会の宣告	1 8 5
散 会 （午後 3 時 2 5 分）	1 8 5

定例会 1 2 月 会 議

(第 1 号)

令和2年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第1号

令和2年12月7日(月)午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告(出席した会議等別紙のとおり)
- ②議長の提出物の報告(別紙のとおり)
- ③説明員の報告(別紙のとおり)
- ④一部事務組合議会結果報告
 - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 陳情の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	野中	寿勝	君	10番	佐治	長一	君
2番	村松	尚	君	11番	根本	謙一	君
3番	小島	裕子	君	12番	根本	剛	君
4番	渋井	清隆	君	13番	山内	須加美	君
5番	堤	信也	君	14番	横山	知世志	君
6番	石川	栄子	君	15番	山内	長	君
7番	鈴木	繁明	君	16番	谷澤	久孝	君
9番	横山	義博	君				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	渡部	英敏	君
副町長	鈴木	直人	君
会計管理者	船木	宗徳	君
総務課長	國分	利則	君
政策財政課長	鈴木	國人	君
産業振興課長	金子	吉弘	君
町民税務課長	横山	優	君
健康ふくし課長	原	克彦	君
建設水道課長	鈴木	明利	君
教育長	新田	銀一	君
教育文化課長	松本	由佳里	君
選挙管理委員会書記長（兼）	國分	利則	君
農業委員会事務局長（兼）	金子	吉弘	君
代表監査委員	鈴木	英昭	君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） ただいまから令和2年会津美里町議会定例会12月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○諸般の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。
議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりです。
次に、一部事務組合議会結果報告を行います。
会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を12番、根本剛君、報告願います。
根本剛君。

〔12番（根本 剛君）登壇〕

○12番（根本 剛君） おはようございます。会津若松地方広域市町村圏整備組合議会には、村松議員及び佐治議員が選出されておりますが、私より代表して9月会議以降の広域市町村圏整備組合議会の報告をさせていただきます。

去る11月30日午後1時半より臨時議会が招集され、報告案件1件、条例案件1件、予算案件2件、計4件でございました。

まず、報告第6号 令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合議会行政調査の中止についてであります。これについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、さきに実施について議決していた組合議会行政調査の中止について報告するものであります。

次に、議案第19号 会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の給与に関する条例及び会津若松地方広域市町村圏整備組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これについては、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じて、給与改定を行うため、所要の改正措置を講じようとするものであります。

次に、議案第20号 令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。これも職員の給与改定に伴う人件費の調整に関する経費及び新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について補正措置を講じようとするものであります。このコロナ感染症対策については、感染症患者搬送用器材（アイソレータ）というものを165万円を計上して取得しようとするものであります。

議案第21号は、令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算（第2号）についてであります。先ほど申し上げましたとおり、職員の給与改定に伴う人件費の調整に要する経費について補正措置を講じようとするものであります。

以上、報告1件、議案3件、報告については満場了解の上承認されました。議案については、3件

とも特に質疑もなく、満場一致で可決されました。

以上でございます。

続いて、臨時議会終了後全員協議会が開催されました。協議の案件については、廃棄物処理施設の整備状況について、2番目に、廃棄物処理施設の建設、運営費及び負担金についての内容について当局より説明がありました。詳しい資料は議会事務局に置いてありますので、御覧いただければ幸いです。

以上をもちまして私から広域市町村圏整備組合の議会の結果報告をさせていただきます。

○議長（谷澤久孝君） 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

5番 堤 信也君

6番 石川 栄子さん

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、議案第79号から議案第98号までの計20議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） おはようございます。本日、令和2年会津美里町議会定例会12月会議の再開に当たりまして、議員各位におかれましてはご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます議案20件の提案理由をご説明を申し上げます。

初めに、議案第79号は、会津美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、居宅介護支援事業者の管理者要件に係る経過措置を延長する等の所要の改正を行うものであります。

次の議案第80号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。本案は、令和2年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次の議案第81号から議案第91号までは、各施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定によって、議会の議決を求めるものであります。各施設の名称を読み上げて提案理由とさせていただきます。

議案第81号、会津美里町本郷デイサービスセンター、議案第82号、会津美里町新鶴デイサービスセンター、議案第83号、会津美里町高田児童クラブ館、議案第84号、会津美里町高田児童館、議案第85号、高田インフォメーションセンター及び上町駐車場、議案第86号、本郷インフォメーションセンター及び瀬戸町駐車場、議案第87号、会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」、議案第88号、会津美里町保健センター、議案第89号、高田温泉あやめの湯、議案第90号、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴、議案第91号、会津美里町せせらぎ緑地公園、以上の各施設について、指定管理者の候補者を選定しましたので、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第92号は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,221万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を144億8,397万2,000円とするものであります。

次の議案第93号は、令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,018万3,000円とするものであります。

次の議案第94号は、令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に2億6,299万1,000円のうちで歳入歳出補正をするものであります。

次の議案第95号は、令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,946万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,843万2,000円とするものであります。

次の議案第96号は、令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算（第5号）であります。今回の補正予算の内容は、令和3年度から3年間の債務負担行為を加えるものであります。

次の議案第97号は、令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第5号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を123万4,000円増額し、収益的収入合計で6億1,977万6,000円とし、収益的支出の予定額を206万2,000円増額をし、収益的支出合計で6億1,629万6,000円とするも

のであります。

次の議案第98号は、町道路線の認定についてであります。町道30378号線について、高田浄化センターへの接続道路として道路改良することに伴い、町道として管理するものであり、道路法第8条第2項の規定によって議決を求めるものであります。

私からは以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○陳情の常任委員会付託について

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散 会 （午前10時14分）

定例会 1 2 月 会 議

(第 2 号)

令和2年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第2号

令和2年12月8日(火) 午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	野中	寿勝	君	10番	佐治	長一	君
2番	村松	尚	君	11番	根本	謙一	君
3番	小島	裕子	君	12番	根本	剛	君
4番	渋井	清隆	君	13番	山内	須加美	君
5番	堤	信也	君	14番	横山	知世志	君
6番	石川	栄子	君	15番	山内	長	君
7番	鈴木	繁明	君	16番	谷澤	久孝	君
9番	横山	義博	君				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	渡部	英敏	君
副町長	鈴木	直人	君
会計管理者	船木	宗徳	君
総務課長	國分	利則	君
政策財政課長	鈴木	國人	君
産業振興課長	金子	吉弘	君
町民税務課長	横山	優	君
健康ふくし課長	原	克彦	君
建設水道課長	鈴木	明利	君
教育長	新田	銀一	君
教育文化課長	松本	由佳里	君
選挙管理委員会書記長（兼）	國分	利則	君
農業委員会事務局長（兼）	金子	吉弘	君
代表監査委員	鈴木	英昭	君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(谷澤久孝君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○一般質問

○議長(谷澤久孝君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、6番、石川栄子さん。

[6番(石川栄子君)登壇]

○6番(石川栄子君) それでは、通告に従い、3問質問いたします。

まず、1問目です。感染症BCPについて伺います。本年4月に策定された業務継続計画、BCPでは、過去に全国的な課題でもあった大規模震災などの自然災害に対応するものであり、過般、私の一般質問での早期策定の求めに対し、図られたことに安心感が持てました。しかし、今、本年大流行し、いまだ終息を見ない新型コロナウイルス感染症のように、今後も起こり得る可能性を否定できない伝染病への対応についても早期に追記更新されなければならないと考えます。これを踏まえ、次に見解を伺います。

1問目です。情報の共有は、不安を僅かでも和らげるものと認識します。町民との共有、また議会との共有について感染情報の発出の時期、経過を発信するための条件をあらかじめ想定しておくことが肝要と考えるものです。いかがか伺います。

2問目です。対応について必要と思われる準備行為についても伺います。1つ目として、各施設間、職員間、また冠婚葬祭や納税等、町民が関わる届出等については、オンライン導入が迫られています。今後、第3次総合計画後期計画ではICT活用及び推進を計画していると聞き及びますが、工程をお示してください。

2つ目は、町民との連携として、今年度当初計画でSNS運用計画が予定されています。有事の際の大事な連携機能であります。進捗を伺います。

3つ目としては、庁舎の閉庁などで急遽使用不可になった場合、会議室等の一時借り上げなど、近隣自治体と広域連携が図れるよう整えておくべきとも考えます。見解を伺います。

2問目です。只見線活性化と自然環境美の発信を伺います。1問目、蓋沼森林公園の整備進捗について伺います。特に雀林地区側から登ったゲート入り口からの会津一円を見渡す絶景は、只見線応援者の情報発信により、一躍全国的に有名になりました。本年度当初予算には、これを受けて整備計画が計上されていると聞きました。進捗はいかがか伺います。

2問目です。只見線の絶景のみならず、町には数多くの見どころ、歩きどころがあります。近い将

来きつと来るであろうコロナ終息を見据えた観光施策の推進として、ICT活用が求められます。来春開始のデスティネーションキャンペーンは、まさにこのサービス提供を目指すものと報道等にあります。町の対応について伺います。

3問目です。男女共同参画の進捗について伺います。いまだ目標には及ばない現状認識と今後の取組について次に伺っていきます。1つ目です。現状把握として、庁内人事の構成進捗について課長補佐相当職、いわゆる管理職の立場以上の男女比率を伺います。さらに、審議会や委員会等の公的機関についても同様に構成比を伺いながら、かねてから再三尋ねている女性の立場向上へ向けた今後の方針を伺います。

2つ目です。町の第3次男女共同参画推進まちづくり行動計画では、基本施策として、政策、方針決定の場への女性参画、女性人材の育成支援を目標に置き、取組として審議会、委員会への女性登用の推進を掲げ、最終年度である令和3年度に向けて数値目標を30%としています。魅力あふれる町の宝、女性の力こそ、高齢化が進む我が町の救世主になり得ると確信するものです。女性活躍のためのプロジェクトチームの立ち上げなど、特化した取組もあろうかと思えます。見解を伺います。

以上、3問よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 皆さん、おはようございます。6番、石川議員の一般質問にお答えしたいと思います。

初めに、感染症のBCPについてでありますけれども、1点目の情報の共有等につきましては、令和2年の5月に、会津美里町役場新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを作成し、職員の感染が判明した場合の対応して、個人情報の保護の徹底、福島県との協議後に町のホームページ等を活用した外部への情報提供を行うことや業務継続に向けた対応及び優先業務の選定等を明確にしております。

2点目の対応についての準備行為の1つ目、ICT活用及び推進につきましては、現在様々な場面でICT活用を推進するために情報化推進計画の策定を進めておりまして、今年度内に完成をする予定であります。

2つ目のSNSの運用については、本町において情報分野に応じ、行政の情報はライン、観光情報はインスタグラムと整理をしているところであります。現在、ホームページが母体となりますラインを活用したAIチャットボットの導入に向けては、既存のホームページの閲覧状況を分析し、町民が日常生活の中で必要とする行政情報を項目ごとに整理しており、令和3年4月の運用開始に向け、ラインでの自動化へ、質疑応答システムの構築に取り組んでいるところであります。

3つ目の近隣自治体と広域連携につきましては、本町において本庁舎と本郷庁舎、新鶴庁舎、各生涯学習センターがそれぞれネットワークでつながっておりますので、機能を分散させることは可能で

ありまして、業務継続ができる体制を構築しております。

なお、近隣自治体との広域連携につきましては今後の課題であると考えております。

次の只見線活性化と自然環境美の発信についてであります。1点目の蓋沼森林公園の整備進捗につきましては、蓋沼自然観察教育林として国有地内の危険木伐倒ややリーフレットの作成など、国の事業へ要望するため、蓋沼レクリエーションの森管理運営協議会の設立準備に向けて取り組んでおります。この公園は、身近に自然と触れ合う場として来園者に憩いと学びの場を提供してありまして、有名となった会津一円を見渡せる景色のよさについて、誇れる場所として保全に努めてまいります。

2点目のコロナ終息後を見据えた観光施策の推進としてのICT活用につきましては、これまでの取組として、町内観光施設7か所にWi-Fiを整備したことや観光アプリに多言語及び音声ガイドサービスを追加したところです。また、町の観光ホームページ及び人材育成事業のホームページの整備などを行ってきたところであります。東北デスティネーションキャンペーンには、観光素材の提供等、既に取り組んでおりますが、今後もさらなる内容の充実、向上に取り組んでまいります。

次の男女共同参画の進捗についてであります。1点目、男女の構成比率につきましては、庁内の課長補佐相当職以上の比率、男性が72.4%、女性が27.6%であり、審議会、公的機関における比率は男性が72.6%、女性が27.4%となっております。今後の方針といたしましては、今年4月に策定しました会津美里町特定事業主行動計画に基づきまして、女性登用を促進し、係長以上の職員に占める女性職員の割合について30%を目指してまいります。

2点目の女性活躍のためのプロジェクトチームの立ち上げなど特化した取組につきましては、町民アンケートの結果によると、女性から見た男性に対する不平等感は減少しているというものの、男性から見た女性に対する不平等感が増加している傾向にあります。そのため、町といたしましては、男性の理解を深めつつ、さらに意欲のある女性の思いに応える女性のチャレンジを応援できる風潮をつくり出すことが重要であると考えております。ご提案の女性活躍のためのプロジェクトチームの立ち上げにつきましては、町が主体的に立ち上げるものではなくて、女性の社会的地位の向上が広がる過程において、女性の皆さんの主体的な活動によっておのずと形成されていくものと考えております。引き続き男女共同参画の取組を着実に進めて、女性があらゆる分野で活躍できる環境づくりを推進してまいります。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 一定程度ご答弁いただきまして、ありがとうございます。言ったご趣旨、内容は把握できました。

まず、1問目の感染症BCPについて、こちらにつきましては、大体いろいろ各機関もしくは職員間でのBCPの対応に対する認識というのはしっかりとお持ちであるのかなと、そのように感心しております。本当に率直に私はご答弁いただいて安心しております。その中で、確認を兼ねて再質問さ

せていただきます。

やはり町民が不安に感じるのは、今般、会津若松市内でも起こったクラスターと、それから感染経路が分からないままに感染者が増えていく状況だと思います。現在、県からの公表というのは1日遅れです。万一職員や準ずる、出入り業者も含め、庁舎を閉めざるを得なくなった場合の対応は、公表をはじめとしてどのように進められるかお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長、國分利則君。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、情報が県等から入りまして、その後内部で協議いたしまして、公表できる段階で速やかにホームページ等を活用しまして公表したいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） これは、それこそSNSの声にもあったのですけれども、今申し上げましたように、県からの公表は1日遅れです。ただ、最近の報道等を見ますと、当日の報道も出ております。ですから、その日の例えば夕方のメディア間などの発表には前日の数字が公表されておりますけれども、その日クラスターが発生したようなことは速報で結構入ってきております。このような体制になったというのは非常に残念だと思っておるのですけれども、やはり福島県においても当日の発表というのが実際にはいろいろ皆さんの県民一体の誤解というか、混乱を防ぐ意味でも私は必要ではないかと思うのですけれども、町としてそのような県への提言とか、そういったものは考えておられませんか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

〔何事か言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時16分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 今般の質問の趣旨が一応BCPということにしておりますので、今非常に私たちが含めて県民の皆さんがその情報工作というので不安に思っておられますので、この件につきましてはまた改めて所管のほうと対応させていただきます。

それからラインをこれから自動化するという、それで質疑応答システムという構築に取り組みされているということなのですけれども、これについては大変不安に思われるところである町民の皆さんからの、もしくはひょっとしたら外部からのラインが入ってくる可能性もあって、大変応答に対しての人的労力というか、そういったものが大変重なっていくのかなと、日常の業務に。よくこういった自

治体とか、そういったところで使われているSNSは、一方通行のあれは、ラインではなくて、ツイッターですと町からとか行政からのその情報提供というのがあるわけです。私は、このほうが町の皆さんへ直接届くものでもあるし、ツイッターをやられている方、ラインってとても便利ではあるのですけれども、逆にその応答システムを活用するということになるとなかなか対応し切れるのかなと、そういったところにもちょっと不安を覚えるものですが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、ツイッターという、ご存じだと思いますが、今、会津短大の学生、ゼミの子といろいろ町の情報発信については研究させていただいておまして、町長答弁ありましたとおり、行政情報はライン、それから観光情報はインスタでやったほうがいいのだろうということで提言を受けて、今取組を進めているというところではありますが、ツイッターについてはつぶやきなので、こちら一方向にお話をするということであれば、ある意味防災メールのようにこちらからのアナウンスしていくということが一つあるのかなと思います。ラインは、いわゆる双方向でということか、Q&A形式でお答えをさせていただくということで、各自治体でもいわゆるカテゴリー分けで問いを、Q&Aを策定していたりしておりますので、今までだと完全に一致しないと情報が、ホームページの情報を探る際になかなか一致していないところに、情報にたどり着けないのですが、ある程度キーワードを入力すれば、この記事なのか、もしくはこのことについて今照会ですかという形でいろいろ選択肢が出てくる。そういった部分では、町民の方々からも問合せに、AIチャットボットですが、そういった機能もありますので、かえって検索しやすいとか、そういうイメージでラインについては活用したいということで考えているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 理解しました。また、双方向ができる利点としましては、例えば大災害とか、そういったときには、こちらからの情報に対して逆に直近の状況、そういったものを町民の方からいただけるという利点もあると思いますので、そういったような活用の仕方も今後進めていただければと思います。

次に、最後の広域連携についてなのですが、この広域連携、顕著な例としては東日本大震災の折、友好姉妹都市である檜葉町さんが役場機能を一部分散して、しばらく本町に置かれました。ケースは全く違うかもしれませんが、やはり会津圏内においてそれぞれが助け合える、そういったようなこともあろうかと思うのですが、この会津圏内で事前にそういった体制を整えておく、こういったことについてお尋ねしたのですが、この中では今後の課題とはなっておりますけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、確かに広域的な利活用については非常に有効な手だての一つかと思っております。ただ、やはり現実的には、町長答弁にありましたように、例

えば行政手続なり、住民サービスを行う際はやはり今ネットワークというのが一つのキーワードになっておりますので、それが他自治体の他施設にそういったものができるのかと、まずそこが一つの課題になろうかなと思っております。ただ、場所も会議室等をお借りするというものは有効な手だてではございますので、仮にそういった場合につきましてもその業務の内容、その借りる内容によってそういった取組が可能になる場合があるのかなとは考えております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） ただいまおっしゃった内容についてもそうなのですが、今現在、今の菅首相がたまたまいろいろデジタル化の件で、その答弁の中に会津若松市のICTの活用の先進的な事例を出されたと聞いております。やはりこの会津圏内は会津大学あり、そしてA i C T、会津若松市にそのICTの拠点があります。できればそういった会津若松市を中心として、ぜひ会津圏内で、そういったネットワークをしっかりと強く持って、会津圏内でさらに助け合えるような、そんな方向でもし進めていかれたらなと、そのように思います。これは答弁は結構です。

では、2問目に入ります。まず、只見線の景観、それから町内の観光、一体的にこれ伺わせていただきます。今さら申し上げるまでもなくて、町内のビューポイント、それからうまいもの巡り、それからお茶飲みスポット、あといろいろ町内でお勧めできるところがたくさんございます。このコースづくり、これを公募されたらいかがでしょうか。特に女性の感覚というのはとてもいいのです。おいしいものに、味覚についても、例えば昔からあるような、カツ丼もとても会津の特性としてはおいしいのですが、もっとおしゃれな、例えばパンですとかパフェですとか、最近は昭和のレトロに返ってクリームソーダなんかがとても若い子に今人気があると聞いております。そういったようなのも含めて新しい開発も含めた中で、そういったコースづくりを公募されたらいかがなのでしょう。こういったアイデアはいかがですか、お伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問についてでございますが、町内にいろいろ観光素材というのがございます。それは、やはり今現在十分に生かし切れているのかというふうに考えますと、ちょっとまだ足りないのかなというふうに思ってもございます。ですので、やはりそういったいわゆる絶景ポイント、ビューポイントを巡るとか、あとは議員おっしゃったように、そういうお茶をする、そういうコースをいろいろコース設定を考えるとというのは非常に大事なかなというふうに思っているところでございます。その手法として、町民の皆様から公募するという方法は一ついいアイデアだというふうに私どもも思っておりますので、そういった方法も一つ含めまして、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） これに関しては、本当にプロ的に動かれているそういったコースづくりの方がいらっしゃいますので、もし、私ちょっと存じ上げている方がいますので、例えばそういう方に講

師になっていただいて、町の魅力づくり、それからコースづくり、そういったものをぜひその女性の方に、あとは專業農家をされている男性の方も非常にそういったところには入りやすいかと思えます。そういった方たちを対象にぜひその講演会の開催などはいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしの講演会等の開催につきましては、いわゆるそういった専門的にやられている方も含めまして、今、来年度向けましていろいろその事業を、その講演の関係の事業ですが、そういったものを検討しておるところでございまして、一つ議員さんおっしゃる手法も考えに入れながらちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 今現在、地域おこし協力隊が大変頑張っておられます。焼き物を活用した形ですとか、あとワイナリーももう立派に今独立されて本当に頑張っていますので、そういったところとのタイアップ、そういったところもぜひしっかりとつないでいただければと思います。

町には大変見どころが私も多くあるなと思って、この秋なかなか遠くに行けませんもので、ちょっと町内巡りをしてみました。特にこの秋は大変気候がなかなか落ち着かないところではありましたが、お天気のいいときには非常に見どころがありました。例えば旭地区、今回始めたざる肉、それからあと橋爪、意外と近い私の藤川エリアでありながらなかなか足を向けられなかった薬師寺の参道、それから境内、これが紅葉が大変きれいでした。あと、雀林もそうです。中田の観音様のところもそうですけれども、大菊を展示されている。伊佐須美神社も、それから向羽黒山城跡のあの紅葉も大変きれいで、それから四季を通して大変魅力的なところが多くあります。酒蔵歩き、これが今回男山酒造さんですか、再開されたということで、こういったところも大変会津の、しかも我が町の魅力であると思えます。ぜひこういったところも、私ホームページも見させていただきましたけれども、ポイント的にはいろいろ出ています。でも、これをつなぐものがないのですよね。これを例えば只見線で来られて高田駅前からどういうふうにつなぐのかという、そういったところにも目を配っていただいて、ぜひ公募されるときにはこういったところ、こういったようなアイデアをまとめるというような、そういったものがあればもっといろんなアイデアが出てくるのではないかと思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

また、只見線の活性化に一役買っておられるのが会津短大の先生です。この短大の先生は、県のたしか只見線のプロジェクトチームにも在籍されておられて、学生さんを巻き込んでいろいろイベント企画でアイデアを出されておられます。うちの町も会津大学さんとは今回SNSで連携を取られるということですが、こういった企画のイベントにもぜひ連携を取られてみるのもいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてでございます。情報発信という点で今

大学さんと連携をさせていただいておりますので、ぜひちょっと機会を捉まえまして、こういった観光、いわゆるつなぐということを前提にしてちょっとお話を聞かせていただく機会がありましたら、ぜひちょっとお話は聞いてみたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） この先生は、我が町のじげんのデザイナー、デザインされた先生でもありますので、かなり前向きに取り組んでいただけるのかなと期待はするところです。

それから最後に、JR東日本のデスティネーションキャンペーン、これについては深く関わるつもりはありませんけれども、うちの町が今M a a Sを活用した交通体系、これを整えられようとしております。今回のDCにつきましても、会津エリア、これが福島県の中では一つポイントになっております。ぜひこの会津エリアを含めた東北6県、これを導入して、スマホ一つで旅行が楽しめる、そういったサービスの提供、ぜひこの機会にこれに乗っかる。乗っからなければならない。もう乗っかるべきだと思うのです。ぜひ来年度に向けて、やはり予算も含めてこういった計画をここに組み入れていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてでございます。来年4月から始まります東北デスティネーションキャンペーンにつきましては、もう既に今現在、町の観光素材といたしまして30素材、さらには一特別企画といたしまして伊佐須美神社のライトアップ事業でございますが、こういった観光素材を提供しておるところでございます。当然次年度に向けまして、今は写真、蓋沼から会津一円を見渡した風景の写真ですとか、そういったちょっと固定のものだけお示ししているのですが、さらにちょっと動画とか、もし可能であればそういった素材も提供できないかということは今後ちょっと事務局のほうに話をさせていただいて、可能であればそういった動画等の素材を提供してさらにPRといいますか、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） そういったものがもし町民皆さんに提供できるような段階になりましたら、私もぜひPRしていきたいと思っておりますので、順調に進めていかれることを期待いたします。

では次、3問目に入ります。男女共同参画に関しましては、私ももうこの職に就きましてから12年ほどなりますけれども、旧高田町時代からこれはずっと継続して発言させていただいております。今回27.6%、庁内においては、大変数字的にはそれなりの数字に近づいているのかなとは思われるのですが、ただ実感としてまだそれがぴんとこないということは、やはりこちらに並んでいらっしゃる方たちの中に非常に女性が少ないということではないのかなと、そのように思われます。やはりいわゆる積極的改善措置というのは、資格同等の力があれば多少なりとも周りで補佐しながらその職に引き上げていく、そういったものがそういった措置でもあります。実際に女性活躍推進法の施行からもう4年半です。町でも働き方改革への対応で、男女が共に働きやすい職場環境の整備、それから輝け

る社会形成の推進を計画しておられるとは思いますが、講演会等も開催されてきておりますけれども、まずその講演会に対する町民からはどのような手応えを感じておられるのか伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 男女共同参画の推進講演会ということで、今年であれば2月13日に開催させていただきました。商工会の方々と共同開催ということで、ちょっと人数は手元に数字……男性25名、女性25名、結構多くの方がおいでいただいて、アンケートを取ったわけではないのですが、結構いろいろご質問もありましたし、積極的にと申しますか、私は好感、男女共同参画という部分におきましてはそれぞれ皆さん興味を持ってここに参加していらっしゃるなというふうに感じたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 私もできるだけそういった場合には参加するようにして、伺ってはいるのですが、やはり終わりましたから直接お話をさせていただけると、講演をされている方自体がもうジレンマを抱えていらっしゃるのです。こういったことが大事ですよと皆さんに訴えていても、現実的にはまだまだその実現には遠く及ばないといったような感じを持っておられる方が多かったです。それを持っていくにはやはり、今回国内主要企業111社に実施したアンケートという結果が新聞紙上に載っておりました。本年4月時点の役員に占める女性の割合、これが平均7.7%で、国の目標10%でしたけれども、これには開きがあると。そして、今朝の新聞には、国のほうが目標を若干下げるような、そのような消極的な今後の方針が載っておりました。非常に残念なことだなと思っております。実際に企業トップの意識改革、こういったものが前向きな姿勢が求められるとこの記事にもありましたけれども、うちの町が実際には企業のかがみ的なものに本来ならなるべきなのかなと思います。

ここで、副町長にちょっと伺います。初めてこの春、人事に着手されると思っておりますけれども、申しあげましたように、行動計画の目標値にはまだ届いておりません。過去にもまず役場から実践をと、副町長が実際に職員で在籍しておられたときからこれは訴えてまいっております。来春、女性の躍進を期待したいところですが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 今、石川議員のご質問でございます。私もこの4月からということでこの職に就かせていただいて、この後の令和3年度の人事に向けてということで今進めていくということでございますが、石川議員お話しされたように、私も役場職員時代に石川議員から女性を積極的に登用していくべきだと、その当時よくポジティブアクションだということでお話しをされたということも記憶してございます。その当時から私が思っていることは、やはり女性、男性、そういうことで区別をするということではなくて、やはり優秀な人材、そういったものは積極的に登用していくというのが基本だというふうに思っております。さらに、今石川議員がお話しされるように、その中でも女性もしっかりとそういったところに登用して育てていくと、これも必要だというふうに思っておりま

すので、町長答弁申し上げましたように、係長以上、もっとやれる係を管理していく、そこ以上の職員について女性の登用率、これをやはり30%目標、事業主行動計画にもありますとおり、そういったところに向けて、積極的にそういったところの有能な女性職員も登用できるようということで検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 私も女性、女性と申し上げるつもりはございません。やはり能力重視ということも大事だとは思っております。だからこそ、公務員というのは公平、公正な立場で採用されてもいらっしゃいますし、企業と違って、家庭と職場を非常に釣合いを取るのが大変難しいのが企業ですけれども、公務員というのはそれなりの休暇制度も活用できますし、やはり男性と女性でそれぞれに協力し合って、お互いに補佐し合える立場にいらっしゃるのかなと、そのように感じますので、またこの来春、期待したいと思います。

時間もあれですので、今般アメリカの大統領選挙、これについてやはり画期的な変革がございます。ここで、私もちょっと感動しましたので、この場ではなんですけれども、ちょっと述べさせていただきながら、また考えをお伺いしたいと思います。かつてどんなに頑張っても女性にはガラスの天井が阻み、遮っていると言われてきました。しかし、このたびアメリカ合衆国次期副大統領予定者に確定したカマラ・ハリス氏は勝利宣言で述べられています。「私が初めての女性副大統領になるかもしれませんが、決して最後ではありません」と。そして、幼い女の子たちにジェンダーなど関係ない、可能性に満ちた将来を訴えております。だから、青天井を目指し、男女関わりなく共同が成り立てば強いまちづくりにつながるところです。最後に、個々にマンパワーを発揮できるような仕組みづくりを願うものですけれども、るるやり取りの中でまた新しい気づき、思いについても感じられたことがありましたらお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 石川議員、今アメリカ大統領選挙に絡んでのお話をされて、私も報道等でそれは見て承知をしているところでございます。やはり今までそういった障壁があったと、そういったところは、ぜひともそういうものは取り払っていくというべきだという考え方は私も当然のことだなというふうに思っておりますので、男女、そういった区別、そういったことなく、やはり庁内でいますと有能な職員、そういったものは積極的に男女の区別なく登用していくべきだという基本的な考えはそのまま踏襲をしていきたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） それでは、今後の動向にご期待を申し上げながら、私からの……

○議長（谷澤久孝君） いいですよ。どうぞ。何ですか。

○6番（石川栄子君） よろしいのですか。

〔「私のほうで、ちょっと1点訂正をお願いしたいんで

すが」と言う人あり]

○発言の訂正

○議長（谷澤久孝君） すみません。では、発言を求められておりますので、発言させます。

政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 先ほど講演会のお話をさせていただきました。そのときに、アンケートを実施しなかったと私申し上げましたが、2月13日開催の講演会ではアンケートを実施してございまして、講演会の内容、非常に参考になった、また参考になったとされた割合が77%あったということでございます。大変失礼しました。よろしく申し上げます。

○6番（石川栄子君） ありがとうございます。

それでは、これで私の質問を終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで石川栄子さんの質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩します。

休 憩 （午前10時44分）

再 開 （午前10時55分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第2号、3番、小島裕子さん。

〔3番（小島裕子君）登壇〕

○3番（小島裕子君） それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

猫との幸せな暮らし方について。1年間で20匹、2年後で80匹以上、この数は1匹の雌猫から増えることが可能な数です。また、2009年度は16万5,771匹、2016年度は4万5,574匹、2018年度は3万757匹、この数は全国で殺処分された猫の数になります。このように殺処分される猫はどこから集められるのでしょうか。

そこで、5点伺います。①、町内での殺処分数は何匹になっているのか、ここ3年間の間で伺います。

②、町内での不妊去勢手術の件数を伺います。

③、路上で亡くなった数を伺います。

④、町には猫に関する様々な相談や苦情が寄せられると思いますが、何件ほどあり、その主立った内容を伺います。

⑤、相談や苦情に対する対応に納得されたか伺います。

福島県では、令和2年度猫の飼い方講習会を行い、猫の年齢に応じた飼い方及び病気等、猫の適正飼養に関する福島の現状を町民に訴えております。冒頭に全国の殺処分数を挙げましたが、我が県で

は2017年には全国第2位で2,435匹になり、子猫はその7割を占めました。動物愛護法によると、猫の生態、習性により放し飼いを認めています、原則的には飼い主の敷地内で飼うべきとなっています。全国の地方自治体では、猫の登録制度、条例で放し飼いを禁じる地域も増えています。静岡県藤枝市では、登録制度を取り入れ、登録すると愛ねこ手帳と登録番号を刻印した鑑札（希望者には首輪も）を無料交付しています。福島県保健福祉部では、猫の3ない運動、出さない、捨てない、増やさないのリーフレットを作成し、啓発運動をしています。町としては、そのリーフレットをポスターとして貼り出すなど、また登録猫不妊去勢手術を行った猫に色違いの鑑札つきの首輪をつけていただくことで野良猫との差別化、見える化が図られ、飼い主と周囲の人々の意識啓発につながります。短期間での効果は望めませんが、一人一人への啓発運動を続けることが何より大切ではないでしょうか。見解を伺います。

次に、サービスの向上について。ある市の職員説明マニュアルの中にこうあります。「私たち職員が日々行っている仕事は、言うまでもなく全て行政サービスであり、サービス提供者です。市役所は市内最大のサービス機関と言われていますが、私たち職員の待遇に対する厳しい批判や指摘は依然として絶えることはありません。お客様に親しまれ、信頼される明るい市役所づくりを実現するためにこのマニュアルを常に身近に置き、おもてなしの心を持ち」、とあるように、会津美里町にも待遇マニュアルが使われていると思います。日々緊張感を持って職務に就かれていると思われませんが、町としては職員の適正化により、委託による業務代行が増えています。そのことでサービスの充実、向上が図られているのでしょうか。ここ数年ですが、町民の方が伺っても挨拶をされない、こちらから声をかけて仕方なく窓口に出てくる、壊れたところがあっても直さない、電話対応が悪い、管理が行き届いていない等の声が寄せられています。業務が立て込んで忙しいと、どちらを優先したらよいか戸惑うこともあると思います。このようなときこそ、常に待遇マニュアルに目を通していけば、おのずと習慣化され、適切な対応が取れるようになるのではないのでしょうか。特に温泉施設には町内外から多くの方が来られております。来ていただき、帰っていただくまでサービスのよさに満足していただくことが何よりの目的ではないのでしょうか。ぜひ待遇マニュアルに基づいた研修を受け、サービス向上に努めていくべきと考えます。見解を伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 3番、小島裕子議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、猫との幸せな暮らし方についてであります。動物の愛護及び管理に関する事務は、動物の愛護及び管理に関する法律第37条の第2項によって福島県が行うこととなっております。このことから、質問の1点目、2点目、4点目、5点目については県の動物愛護センター会津支所に確認をした数値となっておりますので、ご了解願いたいと思います。

1点目、町内での殺処分数につきましては、会津支所管内の平成29年度殺処分数は約637匹、それ

から30年度約629匹、令和元年度約559匹であります。

なお、自治体別の殺処分数については整理していないところであります。

2点目の町内での不妊去勢手術の件数につきましては、自治体別の件数は整理していないところであります。

3点目の路上で亡くなった数につきましては、町が処理した数、平成29年度47匹、平成30年度48匹、令和元年度51匹であります。

4点目の相談や苦情の件数とその内容につきましては、会津支所に寄せられた令和元年度の本町分の件数は16件であります。主な内容としましては、多頭飼いの猫によるふん尿、鳴き声等での相談であります。

5点目の対応に納得されたのかにつきましては、多頭飼いをする飼い主の方は理解を示すものの、すぐには改善をしない傾向であります。

なお、住民の方々から町に相談が寄せられた場合は、会津支所からの連絡を受けた場合は連携をして対応しているところであります。

次の啓発運動につきましては、ご家庭でペットを飼う場合の責務は飼い主が負うことが基本でありますので、登録制度等による条例を制定する考えはありません。町としましては、猫の3ない運動について既にホームページに掲載しているところであり、引き続き適正飼養についての啓発運動を行ってまいります。

次のサービス向上についてであります。温泉施設のサービス向上につきましては、温泉施設は指定管理施設として会津美里振興公社に委託しているところですが、町では温泉施設の接遇についてのクレームは直接いただいておりません。会津美里振興公社においても、社内で接遇研修を実施しているところですが、町内外のお客様に満足をしていただけるよう、会津美里振興公社と経営連絡会議等により情報共有を密にしてサービスの充実、向上を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） それでは、再質問に移らせていただきます。

動物愛護法によりまして、自治体主体での活動はなかなか難しい、ましてや国としてもいろんな縦分けがありまして、どこの管轄で猫に対する処分なり、これからの去勢なりをしていくかということになると、まだまだ国としても方向性が決まっていないという部分もあります。殺処分数に関しても、やっぱり町、動物愛護センターにおきましても会津支所管内のという大きなくくりだけの数の把握にとどまっているということ。

それで、3点目の路上で亡くなった数についてというところがありますけれども、やっぱり平成29年度が47匹、30年度が48匹、令和元年度が51匹ということは、私の想定からするとかなり多い数だなというふうに思いました。時々私もやっぱり路上で亡くなっている猫を見かけることはありますけれど

も、こんなに多くの猫が路上で亡くなっているということには、本当に改めてちょっと驚くところがあります。ただ、この亡くなっている猫も野良猫なのか、飼い猫なのかというところは、飼い主であれば見分けがつくのでしょうかけれども、やっぱりちょっと判断しかねる部分もあるなというふうに感じます。苦情に関しては、16件ありますということなのですが、やはり多頭飼いによる迷惑行為を猫に許してしまっているというか、そういった本当に管理をできない方がやっぱり多いということで、その16の中には複数、同じ状況の中からのやっぱり苦情があるのかなとも思いますけれども、その16件もやっぱりあるということを町はどのように認識しているのかなというところをちょっと伺いたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長、横山優君。

○町民税務課長（横山 優君） ただいまのおたがしでございまして、令和元年度には16件ほどの相談が県に寄せられたということでした。町といたしましては、多頭飼いとかが、扱っている飼い主の方に対しては、県の指導もあり、当然啓発をしていかななくてはならないと思っています。ただ、16件の件数というのは少なくはないという認識は持っておりますので、これからも県の指導によって町としても県と協力して啓発活動には十分住民に周知していきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） これから引き続き適正飼養について啓発運動は行ってまいりますという答弁をいただきました。ホームページ等にも、また広報等にも載ってはおりますけれども、この多頭飼いをされる方というのは、やっぱり隣近所、周囲の方の迷惑だから何とか対処してほしいという声、訴えにもなかなか、自分としても何とかしたいという気持ちがあったとしても、どうにもならないという部分で、本当にそれがやっぱり猫の一生終わるまでの間に10年、20年、30年と続いてしまうということがずっと引き続いて町内に問題化していると思います。

そういった形で、今回私も提案させていただいたのですが、福島県で取り組んでいるその3ない運動のポスターがありますけれども、これはちょっとの間お渡ししてありますので、多分この辺は分かると思うのですが、これを町民の方皆さんに周知していくということがやっぱり大切だと思うのですが、まだまだちょっと、町としては取り組んではいますけれども、かなり消極的な姿勢ではないのかなというふうに思うのです。苦情をよこされる方というのは1回、2回の被害を受けたから苦情をよこすのではなく、本当にいろんな対応を取って、それでも駄目で、困りに困って、それが1年、2年と続いた中での苦情につながっていくことがやっぱり多々あります。愛護センターからの支援を受けていろんな対応をしたけれども、やっぱり解決できないという声もいただいています。だから、私としても鳥獣被害であるイノシシとか熊の防衛対策として電気柵とかネットを張っているところもあるとか、そういった内容の説明をしましたが、また愛護センターに問合せをして、

どういふ対応をしたらいいのかということも聞きましたけれども、これといふて本当に有効な対策が取れるということがなかなかないといふのがやっぱり実情であります。猫の寿命といふのは、やっぱり十二、三年から、長いものと15年。その間ずっと猫はやっぱり年々本当に増え続けて、1年間で20匹、2年後で80匹になるという。これも飼育されている状況にもよってある程度数は変わるとは思ふのですが、まだまだこの猫の問題に関しては本当に町民の方、猫を飼っていない方も、1匹しか飼っていない、本当にかわいがっている方でも、この猫の問題といふのは本当にまだまだ認識が薄いといふか、私としても今回いろんな相談なり苦情をいただいて、自分で愛護ということに関して調べてみましたけれども、自分も本当に認識が甘かったなといふふうに思ひます。

苦情の中身で、町としても会津支所から連絡を受けた場合は連携して対応しているところでありますとありますけれども、今まで連携して対応した件数といふのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 昨年度、県の動物愛護センターの職員と同行した件数は1件でございました。それは、自分の敷地内で多頭飼いをしている方が自分の敷地内に自分で扱っている猫以外の猫が出入りして困るといふような内容でございました。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 町に上がった苦情としては1件のみということですね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 県の動物愛護センターの職員と同行して行った件数が1件ということでございます。当町分の相談件数は、全部で16件ほど愛護センターには寄せられたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 1件あったということですが、これに対してどのような対応を取られたのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 大変申し訳ございません。直接私自身も同行したわけではないので、詳しい内容を聞いておりませんが、ただその多頭飼いをされている方が、非常にほかの猫が入ってきて困るといふような苦情があったということで、そこに伺って指導してきたといふ内容だけは報告を受けております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 私も相談を受けた方から一度町のほうでもそういった多頭飼いをされている方に一応対応をしていただいたといふことは伺いました。ただ、その後も継続して続いているといふ

こと、まして苦情なり、町に相談をする方は1回だけの被害で相談するわけではなくというところを町のほうではやっぱり酌んでいただくという、ちょっと言い方は語弊なのかもしれませんが、その辺をもう少し、被害というか、を受けている方の話をどの程度まで伺ってからの対応になったのかということをお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） この件については、会津支所から連絡を受けて、町の係の者が同行したということでございます。多頭飼いされている方は、その敷地にほかの猫が入ってきて困ってしまうというふうな苦情を寄せていたということございまして、町に複数回そういった苦情を寄せられたということではなくて、会津支所のほうから連絡を受けたために私のほうで同行したという内容でございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 町には1件であったということ。ただ、私としては、最初の質問の中にここ数年の間というふうにちょっと書かせていただきました。その以前にも個人的にそういった話は伺ってはいましたけれども、ここ数年の間にも複数の方からそういった相談を受けていたということもあります。ただ、やっぱり私としても法的にこうしなければいけないという強制をできる法律がまだないというところで、私もどのようにその方にお話をしたらいいかということが悩んでいるところではありましたけれども、自分でやっぱり気をつけるしかないというふうに話をするのですが、やっぱりそれでも本当に1年、2年、3年と同じような状況が続いて、畑で作物を作ってもその作物が本当にもうマーキングなりなんなりを毎朝されてしまう。そのことが二、三日のみならず、ずっと続くわけですよ、それが1年も2年も3年も、ということを実際に、事件にならないようなことなのですけれども、それがノイローゼになってしまうくらいの問題にまで発展しているということで、そういったこともありまして、全国的にも登録制度とか、条例というのはまたちょっと条件が違ってくるのですけれども、登録制度を設けて自治体で何とか多頭飼い、もしくは野良猫だったり飼い猫の放し飼いを解決していこうということで取り組んでいるところがあります。2020年3月に公益財団法人東京市町村自治調査会による調査によりますと、ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書というのがあります。その一部ですけれども、社会的な支援が必要とされている方に多頭飼いが多くというアンケートの結果が出ているということなのです。そういう先進事例もあります。これは神奈川県川崎市になりますけれども、適正飼育啓発冊子やペットの飼い主のための防災手帳、これは災害があったときにペットもどういうふうに避難させたらいいかというような内容が含まれていますけれども、を配布して、また高齢者によるペット問題の発生を予防する取組を推進しています。啓発冊子というのは、ペットと暮らす「さしすせそ」ということが載っているのですけれども、「さ」は最後まで飼う、「し」はしつけは最初が肝心、「す」はすぐに相談、「せ」は責任を持

てる頭数で、備えはしっかりということで、災害のときの避難に常日頃から備えるという、そういったガイドブックのようなものが配られ、これは社会福祉関係者、あれですと地域包括支援センターの所長会、社会福祉施設の衛生講習会、民生委員の理事会、配食ボランティア連絡会、ケアマネジャーの連絡会など、様々な機会を捉えて配布しています。2頭以上の多頭飼育崩壊、結局猫を飼い過ぎて自分の生活が崩壊してしまっているという状況がある方も多いのです。そういった崩壊になるという、問題化する前に社会的な支援が必要な人のケアに当たっているヘルパー、ボランティアや民生委員等の意識も高まり、問題の早期察知や担当部署への情報提供が適切に行われるようになると考えているというところの対応なのです。だから、こうすれば結果が出ますとか、そういった段階でのまだ取組ではないのですけれども、こういった取組が全国に広がっているということは間違いありません。一人一人の意識が高まって、本当に猫の命というのは大切なのだという、そういったことが、猫も生物で、人間に利用されて、人間と一緒に生活しているという部分に今至っていると思うのですけれども、そういったことから町としてももう一步猫と人間の社会の中での被害を持たないような生活をしていくというのは人間のやっぱり責任で、また飼い主の責任でもありますけれども、いつ飼い主になるかというのは分からないわけで、今回コロナのことで本当にペットを飼う方が増えている。コロナが原因、引き金で増えているので、そういったところでペットの命の重要性というものをもっと広く町民の方に知っていただくことが大切ではないのかということでの提案なのですけれども、今の状況だけではその認識というか、意識が高まるとは到底ちょっと思えないので、今回この質問をさせていただきました。

ちょっと長々と話をしましたけれども、もう一步踏み込んだポスター掲示なりを進めていただき、先進事例を見ていただきながら、一步一步少しずつ手を打っていただきたいと思うのですけれども、考えを伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 小島議員に申し上げますけれども、説明はなるべく簡潔に。質問事項を早く言ってから、それから質問するのは結構ですけれども、なるべく簡潔にお願いしたいと思います。

答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 今のおただしでございますが、町長答弁にもございましたとおり、相談とか苦情そのものも相談窓口は県の動物愛護センターになっています。町のほうに寄せられた場合については、直接そちらのほうに電話をかけ直してくださいというふうな対応を取ることが多いです。実際に今どういう状況になっているかというのをなかなかつかみ切れていないというのは実情としてございます。県のほうからは、今回いろいろな情報をいただきましたので、状況はある程度、そのようになっているのかなというのは把握はできたのですが、今小島議員おっしゃったとおり、啓発活動、啓発、それから周知についてはこれからもやっていくということで、町長答弁にもありましたとおりでございます。そこを否定するつもりはございませんので、これからもその周知についてはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） では、これからも続けるということですので、有効な啓発活動を展開していただきたいと要望いたします。有効な啓発活動を見守っていきます。よろしくお願いします。

次に、サービスの向上ですけれども、今回は接遇に関する質問をさせていただきました。これも今回苦情の、2問とも苦情から出た質問ではありますが、本当にいろんな方からやっぱりいろんな話で、その苦情というのやっぱり命に関わるものではないので、わざわざ町のほうに届けるといふところはばかられる内容での苦情かなとも思いますが、日常的にやっぱり抱えている問題でもありますし、前回ちょっと湯陶里の温泉の説明会のほうにちょっと出させていただいたときも、やっぱりこう後ろのほうでぼそぼそと言われていた方もいらっしゃいました。その部分で、なかなか修理に関してやっぱり町のほうにスムーズにそういった情報なりなんなりが伝わっていないような経緯もちょっと見受けられましたので、その辺、何かそういった破損とかあった場合はどういった形で町のほうで管理するのか、それとも委託先の管理業者のほうで直すものなのかという部分も含めてその辺の流れをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたがしでございしますが、まず議員おっしゃるとおり、いわゆる苦情というものの捉まえ方で、言葉には出しては発言されてはいないが、やはり心に持っている方の部分もあろうかなというふうに思っております。温泉施設につきましては、当然サービスを提供する事業所でございますので、そういった苦情があるということは町といたしましてもゆゆしき問題だというふうに思っております。ですので、さらにそういったいわゆるおもてなしの気持ちを持ってお客様にご対応していくというふうなところは、委託元としてしっかりと振興公社のほうにお伝えして、改善していただくというふうにしていきたいというふうに思います。

施設の修繕の関係でございますが、これにつきましては軽微な、いわゆる費用もかからない軽微な修繕に関しましては、振興公社のほうで修繕していただいております。あとは、ポンプのいわゆる故障ですとか、ボイラーの故障ですとか、そういった大きい故障になりますと、当然多額の費用がかかってまいりますので、それにつきましては町のほうで対応するというふうな仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 軽微なものは公社のほうでとおっしゃったのですけれども、そうなる軽微なものに関しては町では把握しないということでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） これは、指定管理のいわゆる協定の中でそういうふうな取決めをし

ております。ですので、本当に細かい修理になりますとうちのほうには連絡なしに、公社のほうで直す場合というのもございますので、そういった意味で私どものほうで全体細かいところまで把握はし切れていないというふうな実態はございます。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 今回やっぱりちょっと耳にした中ですと、軽微なものの複数の破損なりという形にも捉えられたのですけれども、1年間の最後にといい、いろんな形で話合いを持たれているみたいですが、その中で報告という形だけでもちょっといただくということはどうなのでしょう。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 公社と町のほうで経営連絡会議等について、ちょっと不定期なのですが、これは行わせていただいております。ですので、いわゆる諸問題に関しまして、お互いに情報を交換し合う場にもなっておりますので、そういったところで、今の現状というものは報告はいただいておりますが、いわゆるそういったきちっと本当に手を加えれば修繕が可能なような部分の修理に関しましての報告までは実際のところはいただいているというふうなことでございますが、ちょっと気になる場所があった場合の部分に関しては、どんな細かいことでも今後は、お話の場でございますので、そういった場でいろいろお話しただけのようにこっちから働きかけをしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 軽微なものに関してはまとめて報告なり、そこに上がらない部分もあるということも、そういう場合もあるとは思いますが、ただ、何かありませんかというような大枠での報告をいただくのではなく、チェックリストのようなものをちょっと作っていただくとか、具体的に形として見えるような形のものややっぱり利用されるのも一つかなと思うのです。本当に町民の方からの苦情にならない声というのは、それが1つ、2つの声ではなく、やっぱりそこを利用される方のほとんどの方の声だと思います。まして、施設の管理というのは多くの管理者が管理をされている、そこで働いている方の目があるので、ある程度補えるだろうという、お互いの何かそういったものの、責任はみんなで見たいな形になってしまうと、逆に言えばいつの間にか手つかずのまま、だらだらとそのまま放置されてしまうという場合もあると思います。その辺をやっぱり週に1回とか、月に1回とか、そういった期間を決めてその点検作業というのは行っているのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたがしでございますが、いわゆる職員が施設のほうに出向いて点検をしているのかというふうなおたがしかなというふうに思いますが、これにつきましては修繕というか、その年単位で、いわゆる古くなってきている施設でございますので、ある程度要望というのが上がってまいります。年に1回はそういったことで各施設のほうに出向きまして、実際そ

の施設の状況は確認してございます。ですが、その時々といいますか、1か月に1遍というふうなことではなくて、年に1回程度は確認をしているというふうなことでございます。ただし、先ほど来議員もおっしゃられておりますとおり、いわゆる委託元としてある程度公社のほうに任せっきりでなくて、やはり我々としても定期的にとといいますか、時間があればやはり施設のほうに出向いてって、その現状、現状というのをやっぱり知る必要はあるのかなというふうに思います。そういったことをすることによって、お客様のいわゆる心の苦情といいますか、そういったものに向き合えるのかなというふうにも思っておりますので、そういったことは今後特にちょっとそういった形で見えてまいりたいなというふうに今考えているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 現場というのはやっぱり日に日に変わっていくものだと思います。町のほうで出向かないにしても、公社の責任者なりがやっぱり小まめに、自分の自宅だというような思いで、まして先ほどある市の接遇マニュアルの中で、やっぱり市役所は市内最大のサービス機関という認識で仕事をされているところもあります。それは町村であれ、やっぱり同じだと思いますので、そういったことで本当に管理委託をされている方も本当に、施設が古くなってくるといろんなところでやっぱり目に余る状況もあるかとは思いますが、やっぱりそこは自分の友人、知人を招待して、その管理している施設で本当にくつろいでいただく、喜んでいただくということを前提とした取組をやっぱり町としても、なかなかかなり大規模な施設ですけども、そういったところを早め早めの修繕なりを心がけていただければ、本当に大改修まで至らない状況での気持ちのいい使用、利用をお客様にさせていただけると思っておりますので、もう少し細かい目配りをしていただければと思いますが、その辺いかがでしょうか、最後に。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございしますが、当然その施設の老朽化も相まって、やはりそういう目に見えない部分のいわゆる不都合な点というのはいっぱい出てきておるのは事実でございしますので、当然お客様にご満足いただけるようなサービスとなるように我々もしっかりと指導なり、確認をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 本当によろしくお願ひします。また、その従業員の方もやっぱりそういった思いを共有するような形で、また一層の向上に取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで小島裕子さんの質問は終わりました。

次に、通告第3号、10番、佐治長一君。

〔10番（佐治長一君）登壇〕

○10番（佐治長一君） 質問に入る前に、通告文の一部訂正方をお願いいたします。

1 ページの下から6行目、「町内の学校・保育所」とありますが、「こども園」と訂正方よろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして2点について質問させていただきます。1点目は、感染症問題についてでございます。新型コロナ感染拡大については、冬場の低温と乾燥時期にウイルス感染が拡大すると言われていました。今、第3波現象が北海道をはじめ、大都市を中心に全国的に過去最高の感染者拡大の報道があります。来年3月頃までの冬場の時期の対策、過ごし方が大切だと連日言われています。県内感染者数は、11月26日現在で486名となっており、会津地域での最近の感染はないが、年末年始の長期休暇に伴う移動が予想されます。町内の学校、こども園、高齢者施設に対する対策の考えを伺います。

両沼7町村は、10月30日、感染が疑われる人を診察する発熱外来（地域外来）を坂下厚生総合病院仮設診療室に開設し、診療を開始しました。コロナとインフルの同時流行が懸念される中、高齢者率の高い地域の高齢者の呼吸器疾患の早期発見につながればと期待されていると言われてます。両沼郡医師会所属の医師が当番制で診察するということですが、内容の詳細を伺います。

県内では、限定しての無料のPCR検査を実施する自治体が出てきましたが、本町の考えをお願いたします。

次に、農業問題についてお願いたします。農林水産省は、新型コロナウイルスの影響で主食用米が供給過剰になっており、農家にさらなる転作を求める考えを明らかにし、21年産の主食用米の需要に見合った生産量は20年産から約6万ヘクタール分減らす必要があるため、主食用米から転作を促す政策を検討していると言われてます。本町における今年の作付面積と収穫量、価格はどうだったのかお願いたします。

来年度の作付を考えた場合、転作話の詰めはいつ頃が妥当なのか伺います。

主食用米から転作できるのはどういうもの、どういう種類というか、作物なのか。本町における作付面積の現状をお願いたします。

以上、2点についてよろしくお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 10番、佐治議員の一般質問にお答えしたいと思います。

なお、感染症の問題についてのうち町内の学校、こども園に対する対策の考えにつきましては教育長より答弁しますので、よろしくお願いたします。

初めに、感染症問題についてであります。1点目の高齢者施設等に対する対策の考えにつきましては、密閉、密集、密接の3密の徹底的な回避、手、指の消毒やマスクの着用、大きな声は避けること、十分な換気と適度な湿度の保持、体調が悪い場合は出勤しないと、感染が拡大している地域への移動自粛といった感染拡大防止として示されている内容の再徹底であります。

2点目の両沼地方発熱外来の詳細につきましては、設置運営主体は会津坂下町です。診療対象者は、原則として発熱をしている高校生以上で、両沼管内に在住、通勤、通学している方。診療時間は、午後1時45分から午後4時までという予約制である。診察体制は、両沼郡医師会及び坂下厚生総合病院から派遣された医師が診療に当たるとのこととされております。

3点目の無料のPCR検査の考えにつきましては、既に保健所が濃厚接触者と判断し、検査を行った場合には無料でありまして、医師が検査を必要と判断した場合には保険制度が適用されることとなっております。任意の検査の場合、全額自己負担となりますが、PCR検査を無料化することによって密の発生、医療体制逼迫のおそれ、真に検査を必要とする方への遅延といった問題が想定されることから、現時点では検査を無料とする考えはありません。

次の農業問題についてであります。1点目の主食用米の作付面積と収穫量、価格につきましては、作付面積2,398ヘクタール、収穫量が約1万4,460トン、価格につきましては会津よつば農業協同組合の令和2年度産コシヒカリ1等級の買取米価格は1俵当たり1万2,400円、前年比で1,500円の減額となっております。

2点目の転作詰め新时期につきましては、来年度の作付を踏まえ、種もみの発注時期となります。

3点目の、主食用米から転作できるものにつきましては、キュウリ、アスパラ等の畑作物のほか、非主食用米である飼料用米や輸出用米などがあります。転作の作付面積の現状につきましては、約459ヘクタールであります。

私からは以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、新田銀一君。

〔教育長（新田銀一君）登壇〕

○教育長（新田銀一君） 10番、佐治議員の一般質問にお答えいたします。

感染症問題についてであります。1点目の町内の学校、こども園に対する対策の考えにつきましては、まずはマスクの常時着用、手洗い、密を避けるなど、各自が基本的な感染防止対策を徹底することだと考えています。特に感染のリスクにおいて、マスクの着用の有無は重要なポイントとなることから、外出時などのマスク着用の徹底についても指導してまいりたいと考えております。

また、各施設においては、気温の低下とともに換気が不十分になり、感染拡大することが懸念されるため、暖房使用時においても換気を十分に行い、感染予防に努めてまいります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君質問の途中であります。ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（谷澤久孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐治長一君。

○10番（佐治長一君） それでは、午前中いただきました答弁に対しての若干の再質問をお願いいたします。

それで、施設関係のやつはそういうことで、3密含めてずっとやっていくのだということ、話は分かりました。それで、教育長の答弁の中で子供の関係いただきましたけれども、この間文科大臣は、学校を休校にするというようなことは考えていないと、それはそれぞれの状態、地域の関係によってそれは決めてもらうというような発言をされていたようでありますが、今一番感染の多い、感染の原因というか、家庭感染が多いのだと。そういう面では、今学校クラスターというか、学校でもこの子供の感染が何件かテレビ等で報道されています。そういう面では、家庭との関係も含めて大変ですが、十分なる連絡を取り合いながらひとつやっていただきたいということで、改めてその辺の取組についての考え方を、父兄との対応というか、そういうことで考えていることがあればお伺いいたしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの学校等での家庭への指導といたしますか、対応ということでございますが、先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、マスクの着用等大変重要な感染防止対策だと考えておりますので、そういったことも含めまして、今までの新しい生活様式とか、そういったことも含めまして、家庭のほうには学校のお便りであったり、メール等においていろいろと家庭のほうにも周知徹底してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） そういう面では、各個人的な関係も含めてありますので、それ以上深い質問はいたしませんけれども、十分に、この子供の感染というのは多くの子供たちが集まる場所ですので、十分注意してひとつやっていただきたいというふうに思います。

それで、2点目の両沼地方発熱外来について答弁いただきました。それで、設置主体は会津坂下町となっておりますが、町長、これ両沼7町村で10月30日から始めたということでは、その辺の始めるまでになると坂下で設置したということですが、両沼全体での話というのはやっぱりもちろんあったと思いますが、どういう取組だったのか教えていただきたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） これは県の事業でございまして、それを会津坂下町が受託しているという形になってございます。両沼7町村ございますけれども、この発熱外来の運営に関する協定ということで、それぞれこの協定に参加しているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 私も新聞報道を見て、多分それは無理だろうということよりも、検査はでき

ませんという返答はある意味では予想していたのですが、一応坂下に電話をして、今いろいろこの発表あってから、こういう状態では受けられないのかという話がありますということで坂下厚生総合病院の担当の方に話をしたのですが、やはりそういう症状がある人でなければ受診はできませんと、そういう出かけるために陰性証明みたいな、そういうことはうちでやりませんというような話を受けたので、それは当然そうだなというふうに思っていましたけれども、そんなことで一般のそういうPCR検査はできませんと言われました。そんなことで、実際これ坂下の方の話伺ったのですが、やっぱり子供のところにお産のために1か月以上行ってきたと。それで、最近ちょっとせきとか鼻水があれだということで電話したら、一応ここに電話も書いてありますが、この診療所に対して電話したら、そういうことでこちらから改めて予約の日を連絡しますということで、2日くらい過ぎていつ幾日の何時に来てくださいということで、診察は受けたというようなことでありますので、やっぱりその辺一般の人たちなかなか、どういうふうにしたらいいのだろうということでありましたので、その辺はなおこれからも町民の方に話をしていきたいというふうに思います。やっぱり症状がなければ今のところ駄目ですよということになっていますので、その辺も含めて話をしていきたいと思います。

それで、これは両沼の医師が交代で診察に当たるということですが、そうするとやっぱりその人たちは主にどう、町医者の方々が対象になるのか、その辺はどうなのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 両沼医師会に所属していらっしゃいます医師の方、そして坂下厚生総合病院から派遣されました医師の方が診察に当たるということでございますので、当然医師会のほうに加盟している医師の方も診察に当たるということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 分かりました。

それで、3点目の、今新聞報道では、これ最近では喜多方でも限定された中身で無料で検査をすると、あとはほかのほうでも半月くらい前ですかね、施設の関係者50人くらい、それであと高齢者50人くらいで100名を、2万という計算したのだと思うのですが、200万の補正を組んだというような話をされていまして、そういうやつのお金は今政府で言っている、いわゆる新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金ということで、東京の世田谷区なんかはそれに該当してもらって、4億円の金を政府からもらえるようになったというような話ありますけれども、ここ地方においてもそういう金の、交付金というか、そういう案内はあるのですか。該当とか、そういうことは。該当するような形というか、そういうことはあるのですか、具体的な。4億円は国でもう見てもらえるようになったという話が出ていましたが。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 今ほどのご質問の地方創生臨時交付金ということでございます。今回の事業でございまして、高齢者等の検査助成事業ということで、一部限定されたものでございま

した。これは国が2分の1で、自治体が2分の1ですが、その2分の1に関しまして今ほど申し上げた内閣府所管のほうの地方創生臨時交付金の対象となる事業でございました。しかしながら、厚生労働省の今回の高齢者等の検査の限定された助成事業というものにつきましては、県全体で1,300人程度の予算しか、予算といいますか、その程度の規模のものでございましたので、今回は町としては見送ったところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 一応そういう交付金の内容は案内があったという理解でいいですね。再度確認しますけれども。

○議長（谷澤久孝君） 健康ふくし課長、答弁。

○健康ふくし課長（原 克彦君） はい、案内があったということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 分かりました。

そういうことで、一般の人もやはり本当に自分のところで、自分が今どこで感染するか分からないし、そういうものを無料でできるというのは理解する人も多くなってきているので、やっぱりその辺のことでこれ十分な国のそういう交付金の中身も含めて早めに、今感染が広がっていない段階でやはりきちっとやっていただきたいというふうに、早くその交付金というか、政府のをキャッチして地元での対策を進めていただきたいと思います。

では次、農業問題のほうに移りたいというふうに思います。農業問題も質問書締切り前の26日に新聞報道、国でこういうことをやっているということで、県もすぐ対策を取るということであったのですが、そういう面では本当にこれコロナ関係というかね、国内の消費が減ってきたということで、具体的に来年の農業生産者の人たちは大変だなというふうに思って、これは急遽質問出したのですが、その間って、この1日までも国と県とかばんばん、ばんばん決まってしまって、各町村の割り振りまでもう出てしまったので、あえて再度今出されたもので、再質問の中でももうするものなくなってしまうのですが、そんなことで実際に、そうするとこの中身は全て農家の人までも下りているのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしでございますが、今のおただしにつきましては、まだこれから農家のほうに、まずは方針作成者といひまして、JAとか、いわゆる米の集荷業者になるわけでございますが、そこに配分をするような形になります。それから、1月をめどにその目安の通知というのを町、再生協のほうから出ささせていただくようになります。それから、3月に農家のほうから作付の計画をいただいて、最終的に確定するのが6月というふうになりますので、そういう手順で実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） あまりにも国、県の、あとはいわゆる県やJAでつくる県水田農業地域づくり対策等推進会議というのがもう1日にだあっと全部新聞報道でも出ていましたので、すごく早いこの取組だなと思って感心したのですが、具体的に最終的にはやっぱり3月あれまではやっぱりかかるということですね。細かく農家の人たちが割り振りというか、意識するというか、認識するという段階にはそこまでかかるということで。

それで、これは種もみとか、やっぱりそういうものを買う関係もあると思いますが、これは今まで何年もそれはやってきたことですから、その辺はもう早いあれでなるとは思います、十分なる農家の人たちとのいわゆる、いつも言うように基幹産業ですから、収入の減らないようなことでひとつ対策をしていただきたいというふうに思います。細かい中身は全部報道されていますので、あえて質問いたしません。

以上で、そういう中身で終わりたいというふうに思います。どうも。

○議長（谷澤久孝君） これで佐治長一君の質問は終わりました。

次に、通告第4号、7番、鈴木繁明君。

〔7番（鈴木繁明君）登壇〕

○7番（鈴木繁明君） それでは、通告しておきました3問についてお伺いいたします。

まず1問目、除雪オペレーター及びサブセンターの環境整備について。これから降雪期を迎え、12月1日には除雪オペレーターの出動式があり、その後除雪オペレーターは詰所に待機するようになります。町内には3地域にそれぞれサブセンターがありますが、時期になりましたので、新鶴の地域のサブセンターについて伺います。

この建物はコンクリート造りで、古く、詰所は湿気でカビが発生しやすく、また前の駐車場は水はけが悪く、未舗装のために、雪解けや雨が降ると足場が悪くなります。大変環境的にもよくない状況であります。まず、この件についての現状と今後の対策について見解を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染拡大が心配されていますが、詰所での感染対策は徹底されておりますか。

次に、除雪車の車庫は狭く、除雪車の出し入れは問題なく行われておりますか。

続いて、2問目ですが、安全、安心な通学路について。全国的にも登下校中の児童や生徒が交通事故に巻き込まれる痛ましい事故が報道されておりますが、町内の通学路で危険箇所や街路灯の未設置箇所はどのくらいあるのか、現状と対策について見解を伺います。

また、冬期間における登校時の集合場所は防雪対策が必要と思われる箇所もありますが、その対策についての見解を伺います。

3問目、文化財の防火対策について。文化財は長い歴史の中で培われ、先祖から引き継いで後世に引き継がなければならない大切なものであります。町には、国指定重要文化財をはじめ多くの文化財があり、この文化財を火災等から守るためには消火設備が必要と思われませんが、現状と対策について

見解を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 7番、鈴木繁明議員の一般質問にお答えしたいと思います。

なお、安全、安心な通学路及び文化財の防火対策につきましては、教育長から答弁しますので、よろしく願いいたします。

初めに、除雪オペレーター及びサブセンターの環境整備についてであります。1点目の新鶴サブセンターの現状と今後の対策につきましては、建物の老朽化によって一部壁紙が剥がれておりましたが、壁紙を貼り替える改修等を行ったところであります。また、サブセンター前の未舗装につきましては、サブセンター敷地が道路よりかなり低く、現在の状況で舗装化してもさほど改善が見られないことが予想されるため、今後建物を含めた総合的な改善策を図ってまいりたいと思っております。

2点目の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、体温計の設置等による体調の管理、アルコール消毒液の設置、マスクの備蓄、待機時及び運転時の定期的な換気による予防の徹底を行っております。また、除雪オペレーターが多い高田サブセンターにおいては、密を避けるため、宮川生涯学習センター藤川分館を待機所に追加するなど、感染対策には十分配慮しているところであります。

3点目の除雪車の出し入れにつきましては、近年の機械の大型化によって出し入れの際に苦勞しているようですが、特に事故等の報告はなくて行われている現状にあります。今後、車庫の大型化についても改善策を併せ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、新田銀一君。

〔教育長（新田銀一君）登壇〕

○教育長（新田銀一君） 7番、鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、安全、安心な通学路についてであります。1点目の町内の通学路で危険箇所や街路灯の未設置箇所の現状と対策につきましては、町通学路交通安全推進協議会において通学路の安全確保、交通事故等の防止について迅速に対応することを目的に、毎年現地確認や対策等について協議し、改善を図っております。今年度は、22か所の危険箇所について学校及び推進協議会作業部会において合同点検を実施し、対応に取り組んでおります。その中で、街路灯及び防犯灯に関する箇所は2か所ありましたが、うち1か所は防犯灯が設置され、改善しております。

2点目の登校時の集合場所の防雪対策につきましては、登校時の集合場所は各地区と学校が話し合いを行い、決めております。なるべく雪の影響の少ない場所への変更を地区と協議するよう、学校に指導してまいりたいと思っております。

次の文化財の防火対策についてであります。本町には国指定の文化財が12件、県指定が17件、町

指定が87件と、合計116件の指定文化財が点在しております。この中で防火対策が必要である建造物などの有形文化財や有形民俗文化財の保管箇所数は38か所であり、町所有の指定文化財を除く35か所が行政区や寺社仏閣、個人所有になっております。これら指定文化財は、所有者が防火施設を設置する義務があり、特に重要な国指定文化財の建造物4か所については、既に放水銃の設置などの対策が実施されています。このほかの指定文化財は、例年文化財デーに合わせ、文化財の防火、防犯の周知を図っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） まず、1点目の新型コロナウイルス対策についてであります。詰所は2か所に分かれておるといことで、コンクリートに貼られていた壁紙も新しく貼り直されております。感染対策については取られていると思われませんが、3密についてはいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまの質問でございますけれども、3密についてはということですが、サブセンター通常、高田、本郷、新鶴のサブセンター以外に、町長答弁にもございましたとおり、3密を避けるために高田地域におきましては藤川生涯学習センターのほうを追加しております。そこで4か所としておりますので、できる限り密を避けるためにそのような対策を取ったところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 除雪車も大型化されて、車庫も狭くなっております。そういうことは理解はされますが、しかし車庫の前の駐車場にはオペレーターの自家用車やU字溝、あるいは防雪に使用する用具等が置かれております。そのために駐車場が大変狭くなって、車もいっぱい止まっておりますので、一番奥のロータリー車を出す際には車の移動が必要になるわけです。ロータリー車が出る際には、やはり雪もかなり降っておるといことで、オペレーターの方もみんな不在になるということ、また帰ってきたときも同じような、車の移動も必要になる。そういうことで、やはり駐車場のU字溝や、あるいは防雪に使う資材、それらをやっぱり片して広い駐車場にすべきではないのかなということでお伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまの質問でございますけれども、駐車場については、新鶴に限定しますと前にオペレーターの車を置いて、そして今度除雪機械を出すということになりますと確かに狭いというふう感じております。しかし、そのオペレーターの車、駐車場の場所をいま一度見直す必要も今お話を聞いた中であるのかなというふう思っておりますので、今後新鶴のオペレーター、その班長等を中心に話をしまして、その駐車場所、特に積雪の際の駐車場所についても、若干歩いていただくことにはなるかと思っておりますけれども、ちょっと離れた場所に駐車していただくとかとい

うような対策も今後取って、考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 車庫前の駐車場は、未舗装のために砂利を敷いて、その場所を水はけ、たまらないようにしているわけですが、その砂利を敷くことによってだんだん、だんだん高くなるのです。除雪車両を入れておく駐車場のほうに水が入っていくというような状況でございます。やはりこの舗装をすべきではないのかということで、今朝も雨が降ったので、ちょっと来る前に現場を見てきましたが、水たまりかなり何か所かありました。そういうことで、この舗装はやはりすべきではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 先ほどの答弁にもございましたが、今の新鶴に限定しますとサービスセンターがすごく低いところに位置しておりまして、舗装をするということではありますが、その舗装をしてもさほど効果が得られないのではないかなというようなこともございます。そしてまた、その建物も狭いということもございます。あと古くなってきたというところもございますので、今後その建物の含めました総合的な改善策ということで、先ほど町長の答弁と重なってしまいますが、そのように検討してまいりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 確かに先ほどの答弁で、そういう現在の状況で舗装してもさほど改善が見られない、そして今後建物を含めた総合的な改善策を図ってまいりたいということではありますが、では具体的にどのように考えておるのかということで伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 具体的にということで、何年度に何々をしますというところの具体的なお話は今ここではできませんが、個別施設計画というものを今後町でもつくりますので、その中に施設の更新等、それを例えばサブセンターの更新改修等についても入れ込んで、計画的な整備をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） それは、何年後ぐらいになりますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） その辺については、何年後ということは今ここでお答えすることはできません。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 何年後か分からないという中で、今現在オペレーターの方々も大変苦慮しているわけですが、その辺やっぱり酌んでやらなくてはならない部分もあるのではないかと、こ

ういうふうに思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 当然現況をよく見まして、その計画の中でも優先順位というものがございまして。その中で、劣悪な環境のところは順位も早くなるというふうに、早い時期に改修が必要というふうに判断されると思いますので、そこでどのようにといたしますか、そのように順位をつけて今後施設計画を作成してまいりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） そういうことで、本当にオペレーターの方々も大変でありますので、できるだけ早い方向でやっていただきたいと思います。

それと、除雪車の洗車についてであります。高田あるいは本郷のサブセンターには高圧洗浄機が備えてあります。やはり新鶴のサブセンターにおいても高圧洗浄機は備えるべきではないのかということでお伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 高田サブセンターにおいては、今高圧洗浄機、設置されております。本郷サービスセンターには設置されておられませんので、それで高田のほうに設置されております洗浄機におきましても大変古くなっております。更新の時期を迎えているのではないかなというふうにも思いますので、今後3つのサブセンターにおいてはやはり必要ではないかなというふうに私も思いますので、今後計画的な配置、設置ということで進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） ぜひお願いいたしたいと思います。

それでは、2問目の安全、安心な通学路についてお伺いいたします。まず、この通学路を決定するというのは学校か教育委員会かということでもまずお伺いしたいと思いますが、どこが決定するのかということをお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 通学路はどこを通るかということかと思いますが、通学路の決定につきましては……

〔何事か言う人あり〕

○教育文化課長（松本由佳里君） すみません。通学路はどこで決めるかということでございますが、学校、そして保護者の方と話し合っ、教育委員会のほうでもその話を聞きまして、総合的に決めております。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） それでは、その通学路が一般道、1か所しかないというところはその道しかございませませんが、複数路、二、三本ある土地にはどんな見直しとか、そういうことは図ったことはあ

りますかどうかお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 通学路の変更につきましては、特に今まで、私がかかる範囲では特に変更したことはございません。見直しにつきましては、学校と保護者会、PTAのほうと話し合いをしていただきながら検討しているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 危険箇所が22か所、街路灯の未設置が2か所あったということで、この危険箇所は主にどういうところだったのかなということでお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 町の通学路交通安全推進協議会の場に各学校から危険箇所として上げていただいたところでございまして、今ほどの防犯灯、街路灯の2件につきましてはどちらも本郷地域の箇所でございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 主にどういった危険なところかということで、内容的なものをちょっと。これ危険な内容を。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 2件のうちの1件につきましては……

〔「危険箇所は22件あるんですよ」と言う人あり〕

○教育文化課長（松本由佳里君） はい。22件の内容につきましては、それぞれの学校から出されたものでございますが、例えば交差点付近で、先ほど出ましたが、防犯灯や街路灯がないために暗くなってからの見通しが悪いですとか、あと歩行者用の信号機がない場所であったり、あと道幅が狭くてスピードを出す車が多いので危険ではないかとか、あと降雪期に道幅が狭くなるのではないかななどということで、それぞれ22か所につきまして……すみません。22か所につきまして、学校の通学路のそれぞれの、それぞれの学校で出された危険な箇所について上げられたものでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） この危険箇所というのは、学校から出ている部分だけでありますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 各学校から通学路の上で危険だと思われる箇所を毎年上げていただいております。既に改善したものもありまして、今年度、令和2年度の合同安全点検の前に出されたものが22件ありました。

〔「議長、質問者と答弁がかみ合っていないよ」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 (午後 1時42分)

再 開 (午後 1時43分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 各小中学校から上げられた危険箇所が22か所ありまして、そのうちの2か所が街路灯や防犯灯がないために暗くて危険だということで上げられた箇所でございます。そのうちの1か所については、防犯灯が設置されて、改善しているということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） その1か所はどこで。防犯灯、街路灯1か所改善されたというのはどこの場所でございますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほど本郷地域ということでお話しさせていただきましたが、コロちゃんコロケ付近の交差点ということで、街路灯、防犯灯がないために日没時に暗いということで、そこに防犯灯が設置されて、改善されたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） そうすると、危険箇所あるいは街路灯がないところは、そういった声が上がらないところはそのまま置くというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 合同点検に当たりまして各学校から上げられたところを危険箇所としてこちらのほうで合同点検をし、現場を確認し、その対応について協議し、改善策について検討して対応しているところでございます。各学校から上がってくるというのは、それぞれ各地域の方であったり、児童生徒から上がってくるという場合もあるかと思っておりますので、それを学校から上げてもらって、こちらのほうで対応策について検討するという流れでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 町の通学路、交通安全推進協議会というのは、巡回とかなんかはしていないのですか。その辺伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 町通学路交通安全推進協議会は、年2回会議を開催しておりまして、1回目に各学校から危険箇所を上げてもらいまして、それについてその後作業部会ということで、作業部会の人たちが合同で学校も含めて現場を確認します。危険箇所として上げられた箇所を全部見て回りまして、それについて再度対応を協議し、つい先月、2回目の推進協議会を開催し、その対応について検討、そして報告していただいたところでございます。常時まちなかを巡回しているわけで

はございませんが、この推進協議会のメンバーとしまして警察の方であったり、交通安全協会、そして道路管理者として若松建設事務所さん、町の建設水道課、そして消防交通の関係の方であったり、あと学校や自治区長会長さんなども入っておりますので、いろんな角度から見ていただいて、よりよい対応について検討しているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） それで、具体的に申し上げますが、新鶴地域の沢田部落があるのですが、この通学路は部落の西側から農道を通って学校に向かっております。途中、右側に神社、左側にお墓があります。この通学路についてはご存じですか。その辺お伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 沢田地区の市道がそこを通っている、通学路に指定されているということは存じ上げております。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） これ前から知っておられましたか。この通学路だったということは。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 旧新鶴村時代からそこが通学路になっていたと理解しております。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） そういった分かっておられて、後で感想は聞きますけれども、今の時期は夕暮れが早く、街路灯もなく、大変寂しい通学路なのであります。ぜひそういったことで街路灯は設置すべきだと思います。そして、先ほどご存じだったということで、その辺の感想も併せてお願いいたします。この辺、この道路の通学路の、分かっていて、そういう部分での感想、併せてお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 新鶴地域は集落が点在しておりまして、集落間が遠く、間が畑や田んぼというところが大変多い地域でございますので、確かに暗くなると寂しい地域であるという、議員のおっしゃるとおりかと思えます。旧新鶴村時代から、あそこだけではないのですが、あちこち今現在通っているような通学路は前から通学路となっていた道路だと認識しております。

今ほどありました街路灯等、明るくするような街路灯が必要なのではないかというようなお話でございますが、これにつきましては、現場を確認はしてきたのですけれども、今後学校と協議をしながら、そして関係機関と協議をしながら検討してまいりたいと思えます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 検討するという事は、それが必要だかどうかということも検討だから、検討して要らないという部分もあろうかと思えますが、必要か必要でないか、その辺ちょっとはつきりとお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 確かに暗い場所かとは思いますが、必要か必要でないかと言われると必要な場所でしょうか、暗い通学路のところ何か所もございますので、そういったところを全体的に考えながら進めたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） ここ通学路を歩いて卒業された方が、いや、大変寂しかったというような感想を聞いたことあるのです。私は、実際県道の脇の歩道を通して学校まで行くのかなと思っていたのですが、実際あそこが通学路だったということは後で知ったのですが、本当に寂しい道路でありますので、その辺、街路灯の件についてはぜひ考えていただきたいと思っております。

続いて、その地域は、朝の登校時には冬期間、ちょっと坂になっていて、上からの吹雪、吹きおろしと、そこは除雪路線にはなっておるのですが、やはり吹きだまりがすごいのです。そういったところが集合場所になっておるということで、やはり降雪対策も必要ではないのかということで、その辺お聞きしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほど教育長答弁でも申し上げましたとおり、集合場所につきましては各地区で雪の影響の少ない場所に変更するように地区内、そして学校のほうと協議していただきたいと考えておりますので、今後学校のほうにも指導してまいりたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） よろしくお願ひします。

それでは、3問目の文化財の防火対策についてであります。文化財は有形、無形から埋蔵文化財まで8分類され、町内にも100以上の文化財があるわけでありまして、特にこの有形文化財については焼失いたしますと再建に至るまでには相当の年月がかかるわけでありまして。今回の行政報告書に10月26、29日には文化財パトロールを高田地域で、28日には本郷地域で実施したという報告が載っております。これ新鶴地域は行われなかったのか、それとパトロールの内容はどういうものだったのか、その結果についてもお伺ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 休憩お願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午後 1時53分）

再 開 （午後 1時57分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 文化財パトロールにつきましては、毎年計画的に何か所かずつ実

施しております、今年度につきましては新鶴地域の文化財についてはパトロールは実施しておりません。

パトロールの内容でございますが、所有者立会いの下に管理状況、そして文化財の現況、そちらを把握するというを目的に、実際の文化財を見せていただいてパトロールしております。結果といたしましては、今年度回らせていただいた部分につきましては良好な状態で管理されていたということでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 指定文化財は、所有者が防火施設を設置する義務があるというようなことがここに載っております。

そこで、そういった設置する義務があるということでもありますので、どの程度設置されておるのかということで伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 防火施設の設置の義務でございますが、最低限消火器の設置ということが義務づけられております。教育長答弁にも申し上げましたとおり、重要な国の指定文化財につきましては放水銃などが設置されておりますが、全部で防火対策が必要である箇所が38か所ありますが、そのうち32か所については設置が確認されております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 32か所というのは、消火器を備え付けてあるということによろしいのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 消火器だけでなく、消火栓や放水銃のところもあります。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 放水銃については、これは国指定の重要文化財4か所のところが放水銃を設置してあるわけでありますが、そのほかにもまだ放水銃を設置してあるところがあるのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 放水銃につきましては3か所で、そのほか消火栓、屋内消火栓でございますが、それが9か所、消火器が16か所で、そのほかの消火設備が4か所ということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） これらを設置するに当たっては、やっぱり町としても補助金等とかは出すのか出さない、補助対象になっておるのかということ伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 消火設備の維持管理に関する補助制度につきましては、国指定や県指定の建造物におきましては、放水銃や動力消防ポンプを設置している場合など、保守点検料の一部を補助金として交付する制度があります。ただし、補助金の交付には上限額が設定されておりますので、事前にいろいろと相談しながら、そういった補助制度も活用していただけるようお願いしているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） まだ未設置箇所が何か所かあるわけですね。そういったところの指導はどうなっておるのかということでお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、文化財防火デーに合わせまして、それぞれの文化財を所有されている方々に対しまして防火や防犯灯の周知を図っております。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 合わないような気がするのだけれども。未設置箇所に対しての指導というか、町の対応というか、その辺。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 未設置箇所につきましても、文化財防火デーに合わせまして、その文化財の防火、防犯の周知を併せて行っております。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 文化財防火デーは、ではどこを。文化財に対してどこどこを文化財防火デーに合わせて訓練をしているのか、ではもう一回その辺伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 文化財防火デーにつきましては、富岡の宝生寺、雀林の法用寺、中田観音弘安寺と、あと常福院の田子薬師堂の4箇所で実施しております。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） そのときに、まだ未設置箇所のところも、さっきの課長の答弁だと指導しているというような形で答弁あったと思いますけれども、その辺も一緒にやっているのですか。さっきと合わないような気がしたから、もう一回また質問したのですけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 文化財防火デーの周知ということで、文化財防火デーを実施することに合わせてリーフレット等を送付するなり、そういった周知活動を行っております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 特別文化財防火デーに合わせて国重要文化財指定のところは消防団も含めて

訓練は実施しておりますけれども、それに併せてそういったリーフレットを配布しているという理解でよろしいですか。そして、徹底を図るということで。図っているということで。その辺ちょっと。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 議員がおっしゃるとおり、リーフレットあるいは広報紙等での広報で周知を図っているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 大体理解しましたので。文化財を守るということを町としてはやっているということで理解しましたので、以上で質問終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで鈴木繁明君の質問は終わりました。

ここで2時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時06分）

再 開 （午後 2時21分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

○発言の訂正

○議長（谷澤久孝君） ここで、建設水道課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいま7番、鈴木繁明議員の再質問について訂正をさせていただきますと思います。

密にならないかというような質問の中で、3つのサービスセンター、高田、本郷、新鶴のサービスセンター、そこに藤川生涯学習センターを追加しということで申し上げましたが、そこを宮川生涯学習センター藤川分館ということで訂正をさせていただきますと思います。

大変申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木議員、了解ですか。

○7番（鈴木繁明君） はい。

○議長（谷澤久孝君） 続きまして、教育文化課長よりも発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほど鈴木繁明議員の安全、安心な通学路についてのご質問の中で、通学路の変更が今までなかったということで答弁をしてしまいましたが、通学路の変更につきましては、本郷小学校の通学路を変更したことがございます。

また、先ほどお話ししました町の通学路安全推進協議会の中で、通学路を変更したほうがいいだろうということで協議を行った箇所が何か所かありまして、そういった場合には学校と地域のほうで話し合いをし、通学路を若干変更したようなケースもございます。

その次の質問の文化財の防火対策についての質問の中で、文化財防火デーの訓練の実施箇所につきまして、私実施している箇所が富岡の宝生寺と言ってしまったようなのですが、福生寺の誤りでございますので、福生寺のほうに訂正させていただきたいと思っております。

消火設備が設置されていない箇所への補助制度ということで、町の文化財保存事業費補助金というのがありまして、町から2分の1の補助ということで消火設備を設置していただく制度がございますので、そういったことも含めて未設置の6か所についてはご案内をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 了解ですか、鈴木議員。

○7番（鈴木繁明君） はい。

○議長（谷澤久孝君） それでは次に、通告第5号、5番、堤信也君。

〔5番（堤 信也君）登壇〕

○5番（堤 信也君） それでは、通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず1点目、循環型社会の構築についてでございます。その1番目として、ごみの環境問題とごみの減量化について。まず、ごみが環境に及ぼす影響の認識について、自然界に散乱したごみによる生態系への影響や美観の悪化、半永久的に分解しないごみの埋立て、焼却による温室効果ガスの排出など、ごみが起因して環境に及ぼす問題が多くあります。ごみが環境に及ぼす影響に対する認識と、ごみ減量対策やごみの再利用についての認識を伺います。

次に、町のごみ削減に対する意図と取組について、町は会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下整備組合という）への財政負担軽減として、ごみ焼却の減量化に取り組み、どの程度減量できたのか。整備組合に搬入される焼却ごみは、過去5年ほとんど減っていません。人口減少の要因だけでは、焼却ごみの減量化はできないと考えます。今後、町としてどのように減量するのか。焼却ごみの削減は、整備組合の構成市町村との協力によってなされるものと承知します。町の果たすべき役割と責任についての認識をお伺いいたします。

次に、ごみ減量の啓蒙活動について、リデュース、無駄なものは使わない、ごみを出さない、買ったものは長く使う、リユース、再利用する、リサイクル、もう一度資源に戻し、新しいものをつくる原料とするが基本的で、最も大切と考えられます。総合的に啓蒙活動をすべきであると考えますが、認識をお伺いいたします。

2点目、循環型社会の構築について。まず、廃プラスチックの資源への循環促進について、生活に欠かせないプラスチック製品は再資源化の取組がなされていますが、プラスチックごみはどの程度リ

サイクルされているのか。また、焼却されているプラスチックや埋立てのプラスチックはあるのか、見解をお伺いいたします。

次に、廃棄物の発生を減らすことやごみの発生抑制、再使用及び再資源化のさらなる取組を着実に進めることが町民が日常的にできる循環型社会への一歩になると考えます。しかし、資源ごみについては、ごみの減量や再資源化に取り組んではいるものの、プラスチック製容器包装や缶類を出すときに迷いながら出しているものがあったり、雑誌についてはリサイクルできることを知らなかったりなど、様々な声があります。また、資源化されたものがどう再生されているのか分からないといった声もあります。町民が理解を深めることで3Rの取組がさらに進んでいくと考えることから、効果的な町民周知の手法について検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

古布類の再資源について、衣類等の古布類が燃やせるごみに多く出されており、現在は分別資源物として回収されておりますが、まだまだ周知不足感が否めません。正しい分別により、リサイクルが進む可能性が高いと評価しております。今後の方針として、古着、古布が再資源化される仕組みの周知の徹底が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目、分別回収の現状と今後の方向性として、1人1日当たりの排出量、生活系ごみ、事業系ごみ、資源物について、直近の目標値、実績値の詳細を数字で示してください。また、減量に向けてのさらなる施策の具体策を伺います。

4点目、整備組合における現在建設中のし尿処理施設最終処分場、令和3年度より建設工事に着手する新ごみ焼却施設整備運営事業スケジュールを示してください。また、町における負担金の推移を伺います。

大項目の2点目でございます。職員の育成と組織の活性化について。まず、組織運営と人材育成の観点から、職員の能力や適性を的確に生かすことを基本として、職員の意向にも配慮しながらジョブローテーションなどの配置管理に取り組んでいると認識しておりますが、町として職員の育成についての認識についてお伺いいたします。

次に、研修等を通じて職員個々の人材育成に取り組み、個人の能力は高まっていると考えられますが、その一方で内外の環境の変化等に伴い、絶対的な仕事量が増え、職員は疲弊し、組織や職場の活性化につながっているのか伺います。

また、研修等での学びを仕事の忙しさ、職場の上司との関係性により、現場で発揮できないケースも多くあると思います。人材開発だけでは複雑な組織の問題解決を図ることが難しいと考えますが、これまでの人事管理や組織及び職場の活性化のための取組を通じて人材育成が進み、組織や職場環境が変化し、活性化につながっていると考えているのか、認識をお伺いいたします。

次に、組織や職場の活性化、組織開発のためには、職員意識調査の分析結果を職員全体で共有するとともに、多様な職員同士で対話をする機会を積極的に設け、職員のありたい姿、組織や職場のありたい姿、地域のありたい姿を語り、共有化されたビジョンを構築することが必要であると考えますが、

町は今後どのように組織や職場の活性化に取り組んでいくのか、認識をお伺いいたします。

次に、職員が自治会や地域協議会、消防団活動等に参加することは、職場で培ってきたスキルなどを地域に還元できるとともに、逆に地域活動等で得たものを職務に生かすことにもつながると考えられます。また、町民の生の声や地域の現状を見据えるいい機会となると考えますが、町は積極的に職員の地域活動を推奨していくのか、認識を伺います。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 5番、鈴木議員の一般質問にお答えします。

初めに、循環型社会の構築についてであります。1点目のごみの環境問題とごみの減量化についての1つ目、ごみが環境へ及ぼす影響とごみ減量対策等に対する認識につきましては、このごみが適正に処理されていない場合として、例えば不法投棄による土壌汚染、海洋汚染、焼却炉におきましてはダイオキシンや二酸化炭素の大量発生、最終処分場におきましては土壌汚染等を引き起こす可能性が高いものと認識しているところであります。また、ごみの減量対策再利用については、その促進を図ることで資源の有効利用が図られ、環境負荷やごみの処理費用の低減など、大きな効果があるものと認識しているところであります。

2つ目のどの程度減量できたのかにつきましては、平成27年度5,026トンであったものが令和元年度4,626トンでありまして、400トンの減量になります。

3つ目のどのように減量するかにつきましては、これまで様々な取組を行って生活系ごみへの削減に努めてまいりましたが、さらなる減量対策として循環資源の適正な利用が行われるよう取り組んでまいります。

4つ目の果たすべき役割と責務につきましては、会津若松市地方広域市町村圏整備組合が新たに建設するごみ焼却処理施設の処理能力の見直しが行われまして、1日当たり220トンから196トンに縮減され、市町村ごとに目標となる搬入量が示されたところであります。今後は、示された目標の達成に向けて、構成市町村がそれぞれ役割を果たしながら、一体となって取り組む必要があるものと認識しております。

5つ目の総合的に啓蒙活動をすべきにつきましては、ごみの減量を推進するためには一人一人のごみの削減に対する意識の向上が大変重要であるものと認識しているところであり、さらなる啓蒙活動を実施してまいります。

2点目の循環型社会の構築についての1つ目、どの程度リサイクルされているのか等につきましては、資源物として回収されましたプラスチック製容器包装及びペットボトルのうち、汚れている一部のものについては焼却処理を行っておりますが、回収物の大部分はリサイクルされているところであります。

2つ目の効果的な町民周知の手法につきましては、現在、町の広報紙、ホームページ、ごみカレンダー等による周知に加え、出前講座などで直接住民の皆様の説明を行っているところであります。今後ごみ処理にかかるコストやリサイクルの流れなど、ごみに関する様々な情報について効果的で分かりやすい情報発信に努めてまいります。

3つ目の古着と古布の再資源化される仕組みの周知の徹底につきましては、循環資源である古着と古布ですが、令和元年度実施値390キログラムに対しまして、今年度4月から10月までで既に7,280キログラムと、前年度比で19倍を再資源化しているところであります。引き続き循環的な利用が図られるよう周知徹底を図ってまいります。

3点目の分別回収の現状と今後の方向性につきましては、直近の目標値、実績の詳細は、令和元年度の1人1日当たり排出量目標値987グラムに対して1,025グラムの実績値、生活系のごみの排出量目標値は5,667トンに対して5,804トンの実績値、事業系ごみの排出量目標値が1,061トンに対して1,400トンの実績値、資源物の排出量目標値は1,002トンに対し805トンとなっており、いずれも目標値を達成しておりません。このようなことから、さらなる施策の具体策としては、ごみの出し方を再認識していただくこと、加えてごみステーションを情報発信する場所として活用することを目的に、この10月より実施しております選別収集について積極的に取り組んでまいります。

4点目の整備組合における事業スケジュールと負担金の推移の1つ目、事業スケジュールにつきましては、し尿処理施設は令和3年4月1日、最終処分場は令和4年4月1日の稼働予定であります。新ごみ焼却施設につきましては、令和4年9月から令和7年の12月までを工事期間として、令和8年3月から稼働予定というふうに計画しているところであります。

2つ目の新ごみ焼却施設整備運営に係る負担金の推移につきましては、現在、令和2年度から令和36年度までのシミュレーションが示されておりまして、本町の合計額は72億6,800万円であります。令和2年度の負担金は1億6,800万円であったものが、令和10年度には2億1,700万円、令和18年度には最高額の2億9,400万円となると示されているところであります。

次の職員の育成と組織の活性化についてであります。1点目の職員の育成についての認識につきましては、会津美里町人材育成基本方針に基づきまして、職場内外におきます研修、人事異動を通してのスキルアップや自己啓発、さらに幅広い人脈が構築され、そうした様々な経験を積むことが新しい時代に的確に対応できる職員の育成につながるものと認識しております。

2点目の組織や職場の活性化につきましては、現在、基本方針に基づき、目指すべき職員像を兼ね備えた職員の育成が最優先であると認識しておりまして、効果的な職員研修の実践に努めることによって組織の活性化を目指して取り組んでいるところであります。

3点目の今後の組織の職場の活性化につきましては、今後におきましても職員研修の計画的、着実な実施と職場研修を実施することによって、職員がお互いに切磋琢磨することで、組織力の向上と活性化に取り組んでまいります。

4点目の職員の地域活動の推奨につきましては、職員が積極的に地域に出向き、地域の状況、課題を町民目線で共に考え、まちづくりを進めていくという意識や姿勢は重要であると認識しておりますので、職員の自主的な地域活動への参加につきましては今後も推進してまいります。よろしくお願ひします。

先ほどこよつと新ごみ焼却施設について、失礼しました。令和4年9月から令和7年12月までの工事期間としまして、令和8年3月から稼働ということになっています。どうもすみませんでした。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） ありがとうございます。一定程度の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

まず、整備組合が新たに建設するごみ焼却処理施設、処理能力が220トンから196トンに縮減された。市町村ごとに目標となる搬入量が示されたところではありますが、その搬入量の数値というのが今現在、教えてもらうことというのは可能なのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 大変申し訳ないです。ちょっと休憩をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時44分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 大変申し訳ございません。通告にないものと思って、その数字を用意しておりません。申し訳ございません。

○議長（谷澤久孝君） 5番、堤信也君。

○5番（堤 信也君） 答弁の中でそういう答えがあったの。1日当たり220トンから196トンに縮減され、市町村ごとに目標となる搬入量が示されたところだということなので、当然我が町に対しての搬入量というのもし示されているのだろうということで、この答弁書に従って今質問させていただいたのですけれども。分からないのであれば、それはそれで結構です。出てこないのですね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 具体的な質問の内容というふうに捉えておりませんでしたので、数字はここで答弁できません。

〔「でも、それって」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 (午後 2時46分)

再 開 (午後 2時50分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 大変失礼しました。令和7年度の目標値、合計で6,066トンでございます。これを1日あたりに換算しますと16.6トン、これが会津美里町に示された搬入量でございます。

〔「聞きづらいんで、もうちょっとはっきりと」と言う
人あり〕

○町民税務課長（横山 優君） これが会津美里町に示された搬入量ということになります。16.6トンでございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） それで、町民周知方法の手法についてということで答弁いただきました。出前講座などで直接住民の皆様の説明を行っているというところではありますが、どのくらいの回数で、例えば自治区等々とか何かありましたらその辺教えていただけますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 今年の実績値ということでよろしいですか。4月以降ということで。

〔「はい」と言う人あり〕

○町民税務課長（横山 優君） 申し訳ございません。もう一度休憩お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 (午後 2時52分)

再 開 (午後 2時55分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 出前講座の回数、6回ございました。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） ありがとうございます。出前講座をやっているというのはそんなにやっているってちょっと私、出前講座のことについてもお伺いしようかなと思ったので、それだけやっているという部分を確認できればそれでよかったですけれども、6回。自治区とかなんかといった部分はそこまで聞きませんけれども、6回やっていると。今までの周知方法というのが、よく答弁で述べていたのが町の広報紙だったりホームページだったりとかという部分が、今回はごみカレンダー等によ

る周知、そこに加えて出前講座もやっている。出前講座等々やるのがやはり私は必要なのではないかと考えていたわけですから、その出前講座という部分が出てきたので、私は一歩ずつ先に進んでというか、町のほうでもしっかりやっているのだなということを確認させていただいたところです。一生懸命やっているところは、それは認めるところであります。

それだけではなくて、あとは比較的例えばごみが多く出る子供世帯であったり、あと小中学校のPTAの集会等々に、そういった部分に行ってやっぱり積極的に様々なそういった場所を利用しながらその説明会を行うというのも必要なのではないかと考えているのですけれども、その辺についてちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） ただいまのおたがしでございまして、今までは要求があればその要望に応じて出前講座に向かっていたという実績があります。PTA等々のいわゆるその集まる機会ですか、そういったものを捉えていくということは非常にいいことだとは思っております。要望等があれば、それは出向いていきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 盛んに要望等があればと言っていますけれども、今の現状の状態からすれば要望があるなしではなくて、こちらから率先的に出向いて行って、そういった部分を周知させるというのが私は必要なのではないかと考えるのです。その辺についてちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 実際にこちら側から出向いて説明をするということになりますと、さすがに相手側のその時間、そういったものを切り割いて、時間をいただいて説明をするということになりますので、折り合いがつけばこちらのほうとしては説明をするのはやぶさかでないと思っています。ただ、なかなかこちらからやらせていただけないかという話を直接今までしたことはなかったのですが、もしそういうのを受け入れていただけるような要素があれば、これからも少しずつアクションは起こしていきたいというふうに思っています。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 先ほどちょっと出前講座がどうのこうのやっているって、前向きだなと思ったら、今の意見聞くとちょっと前向きに、ひたむきにやっているというのは感じられませんが。

それでは、またお伺いしますけれども、組成分析をやっているはずですね。その中で、古布の割合、古紙とか、紙ですね、非常に多いと聞いています。ごみ削減の一環として、やはりペーパーレス化等々の構築も課題ではないかと考えています。庁内事務のペーパーレス化、紙ベースの削減の今の現状を伺いたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 分別収集の状態というふうに今捉えてよろしいかと思うのですが、

実は選別収集を今年の10月から行っております。その収集をする際には、ルールを守って排出をしてくださいと、分別の仕方を周知して、そのとおりに出してくださいということでお願いをしています。10月と11月の実績は今上がってきていますが、相当分別は徹底されているというふうに見ております。したがって、町からのメッセージ、周知については住民の皆さんには相当届いているのだらうなというふうに認識しているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 組成分析の結果というの出ていますよね。それについてちょっと今お答え出ていなかったのですけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 大変申し訳ないです。組成分析といいますとどの再質問になるのでしょうか。

〔「組、成る、分析。ごみの分析結果というか、あそこで出しているでしょう。どういったのが多いとかという数字を出しているはずなんですよね。いや、ないならないでいいです」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 今、手元に数字は持っておりません。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 数字持っている持っていないよりも、それ以前にそれそのものの、紙とか古布類の割合が多いということを確認していないということではよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 今までは、紙、それから古布類、そういったものが燃やせるごみに入っていた可能性が高かったと。今年は、10月、11月の実績を見る限り、その分別は徹底されていて、古布、それから紙類に分別された量が相当増えていますということです。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） ですから、分別収集云々ではなくて、うちから出ているごみの中での、その中でも紙とか古布の割合が多いだろうということで確認しているのですけれども、それはいいです。

それで、では古布類の減量化というのも、当然これは重点的になるのではないかと思うのですけれども、古布回収とかによる資源化と仕組みづくり、これ重要な課題になってくるのではないかと私自身は思っています。古布回収を行うには、引取り業者の買取り条件である種類、品質、重量などの調整項目が数多く存在することから、なかなか難しいと聞いております。古着の再利用や古布のリサイクル等を含め、新たに仕組みづくりについて町のほうで考えている部分についての施策等を述べていただきたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 先ほど来答弁しているのは、いわゆる分別が非常に進んできて、古布類、それから古着等で再資源化されたものが、排出されている量が相当増えてきましたということです。なので、今、選別収集というふうに取り組んでいる中で、今やっと数字が出てきたところなので、今はこれに集中したいと考えています。また、新たな政策ということになりますと、またその状況を見ながら考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） それは、分別の結果が出てきているというのも分かります。ただ、その中でも使えるものだったり、再利用できるようなやつも当然出しているわけですよね。その辺の詳細について、ではどの辺まで町のほうで管理しているのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 10月、11月の実績値で申し上げますと、昨年度の対比で申し上げます。選別収集の結果なのですが、前年度10月と比較しますと、今年度の10月の実績値で燃やせるごみ、燃やせないごみ、合計が15.5%の減少率です。資源ごみは、25.2%の増加であります。11月については、燃やせるごみ、燃やせないごみの合計が17.2%の減少率、資源ごみは37.5%の増加率であります。なので、選別収集に取り組んで、皆さんに周知をしながら今やっているのですが、成果としては確実に上がってきているというふうに認識しておりまして、しばらくこの状態は続けていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） うちの町で分別回収、何種目で、分別は何種類くらいに分けて今やっているのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 可燃、不燃、資源とかではなくて、細かくという意味ですか。

〔「何種類で分別、何分別くらいの、分別は何種類に分けているのか。種目と。そこまで選別でこれだけ実績が上がっているということは、大まかに燃える、燃えないとか、そういった部分じゃなくて、その中でもプラスチック類だったり、いろいろあるわけですよ。その辺の種別と種目、どのくらいに分けてやっているのか、それをお伺いしたいと」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） すみません。休憩をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午後 3時06分）

再 開 （午後 3時25分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 資源物の分類でございます。缶類、瓶類、ペットボトル、紙パック、それから新聞紙、雑誌、段ボールが一まとめ、それから紙製容器包装、布、その他プラスチック製容器包装ということになります。8種類に分けるとということになります。資源物については、8種類に分別をしてもらっています。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） それでは、今後の施策といたしますか、その部分です。今、分別回収、直近の目標値、実績値かなり差がございますよね。目標までは全然至っていないというところなんです。さらなる施策の具体策としては、ごみの出し方を再確認していただくこと、ごみステーションを情報発信する場所として活用することを目的に、10月より選別収集について積極的に取り組んでいますという答弁でした。これで十分に町民の方理解できますか。ごみの出し方を再確認していただくこと、ごみステーションを情報発信する場所として活用する、こういった形でそういったものをするのですか。どういう形で周知をしていくのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 広報紙等で周知をしているということをお先ほど申し上げました。住民の中には、その広報紙とホームページ等、そういったものを見なかったという方もいらっしゃいます。

ごみステーションからの情報発信ということでございますが、いわゆる広報紙等を御覧になっていない方、そういった方でも、そのゴミステーションにはご家族の中でどなたかが必ずそこには行くことになるかと思えます。したがって、ごみステーションに貼り紙等をして情報を伝えると。いわゆる今回出したごみはルールどおりになっていませんよと、どこがどういうふうが悪かったというのを書いて、貼り紙をして伝えるということになっています。

したがって、町としては広報紙、それからホームページ等というのはやっていくほかないとは思っていますが、それでももし分からなかったという場合については、ごみステーションのほうに貼り紙をして、または直接そのルール違反のごみに貼り紙をして皆さんに伝えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 今もそういった形でやっているのでしょうかけれども、ごみステーションに置きっ放しで残るごみであったり、結構あるのです。それを処理するのに各地区の区長さん方、自治区の区長さん方は大変困っているのです。そういった苦情、苦情といいますか、相談の電話というのは入っていますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 10月以降そういった取組をやってから、実は問合せ等は56件ほど届いております。電話で説明をして納得をしていただくのがほとんどなのですが、中には現場に行って直接説明をします。その際も、今までは納得をしていただいているということでございます。ただ、町としては、区長さんにそのごみを何とかしてくださいということをお願いしているのではなくて、ルールを守らないで出した方にやり直しをしてもらってくださいということをお願いしている。だから、区長さんに対しては、区長の責任でやってくださいなんていうことは決して言うてはおりません。あくまでもそのごみのルールを守れない方がまだいるので、その方たちに更生をしていただきたいということで今、町は取り組んでいます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 区長さんの責任でやってくださいって言うているわけではないといっても、区長さんたちは自分の自治区のやっぱり責任があるのです。責務があるのです。地区によっては五、六か所とか、そういった部分あるわけです。そこを分別のときはもう必ず回っているのです、区長さん方は。それで、例えば広報とかホームページでやります、それ見ていない方は、ではチラシ貼ります、そのチラシ誰に見せるのですか、それは。確かに意識の低い町民の方もいますよ、そういった部分では。地区によっては燃えるごみだったり、燃えないごみも乱雑に入れたままで出してある。黒いごみ袋にそのまま入れてある。そういった部分があります。それは残っているのですよ、当然収集業者は持っていきませんので。その収集業者が持っていかないやつをいつまでもそのまま放置しておくわけにはいかないのですよ、区長さんとしては。自分の責任上。だから、その辺を今後区長さん方のそういった部分を減らしていくためにも、やはり町のほうではもう少し、例えば重点的に課長がその場に行って確認して、出している人とかなんかに注意するとか、そういったことまでやりますか。どうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 今、その選別収集が始まってまだ間もない、3か月足らずでございます。今、各地区のごみステーションでそういったルールが守られていないごみがどの程度あるのかというのを検証している時期でもございます。それぞれに対策を講じるということで今取り組んでま

すので、今まで問合せがあった区長さん方については、説明をすれば納得をしていただいたということでございます。今、堤議員おっしゃる、そうはいつでも責任感があって、区長としては何とかしなければならぬというふうに思っているということだとは思いますが、町としてはルールを守って出したごみ、それからルールを守っていないごみ、4月当初からルールを守らないごみについては収集しませんと、ルールを守ったことごみについては収集します、こういう体制で取り組んでいる、周知をしてまいりました。この3か月足らずで、例えばルールを守っていないごみも町が処分しますというふうに言ってしまうと、その分別をしている方たちに対して説明がつかない。あくまでもルールを守らない人について守ってもらいたいというのが町の意向でございます。なので、これからもそういう対応をしてまいりたいというふうに思っています。区長さんには町のほうから説明をしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 例えばそのごみステーション、朝夕の通勤途中にあるごみステーション、その地区の方ではない人が置いていくのですよ。産業廃棄物だったり。それを最終的に、当然分別だったり、業者さんが持っていかない、いつまでも置いてある、ではこれどこで処理するのだって。自分たちの地区で処理するしかないのです、自費で。そういう状態の箇所がもう多数あるわけです。それをルールを守らない人どうの、そんな、守るのであればとくにそういうのはないのですよ。ですから、そういった部分まで周知徹底させるにはどうしたらいいのかという部分も、そんな貼りましたからそれでいいでしょうという問題ではないと私は思うのです。しっかりとやはり、先ほど同僚議員のほうからも話あったように、やっぱり町民の奉仕者です。サービス業なのです。そういった部分は忘れないでほしいと思うのです。こうやって、これやりなさい、いや、やりませんでしたから、ではそれは町で金出してまで処理しませんよ、そういう問題ではないのですよ。分かりますか、言っていること。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 堤議員おっしゃっている内容はよく理解できます。がしかし、町は選別収集に取り組むということで今スタートしたばかりでございます。その辺りを、堤議員のおっしゃることも重々承知はしておりますが、その辺を含めて方策を区長さんなりと町とで考えていきたいというふうに思っています。ただ、今ここでそれを町がやりますと言ってしまったら、その分別そのものも崩壊しかねないのです。今やっている方たちも、どうせ集めてくれるのならやっていることないだろうという、そういったふうになってしまうので、町としては状況を今見ているところもありますが、そこはこれから定着させていきたいと思っていますので、何らかの方策を考えていきたいというふうには思っていますけれども、町が直ちに処理しますというふうな答弁はできないということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 私は、町で処理しなさいとかなんか言っているのではないのですよ。町で処理しなさいって言っているわけではないのですよ。もう全然つながらない、もう話見えないのではこれはやむを得ないですけども、そのためにどういった形でやっていけばいいのか、この場で選別始まってまだ二、三か月です、また結果これからです、そういう問題ではないのですよ。そのままずっと通すのですか。1年たった、それでも、いや、まだ今数字を出しています、数字が出ていません、そういう問題でないはずですよ。認識していますか、その辺。一応課長がそういった部分のトップなのです、もちろん。そういう状態でやっていたのでは、いつまでもこの数字なんて変わるわけないでしょう。そう私は思うのですけれども。これ以上言ってももう全然見えないのであればしようがないのですけれども。

先ほどお伺いしました工事期間等々、あと当町の負担金、どういう形でこの負担金、かなり金額的には大きくなりますね。今現在の部分等を含めましても。これは、どういった形で負担金を町のほうから、町のほうで出していくしかないよ、当然。これは、どういった形で少ない金額にしていくか。そういった部分というのをやっぱり考えなければならないと思うのです。そういった部分について、これだけです、例えば令和20年度の負担金は1億6,800万円あったものが令和10年度には2億1,700万ですと、18年には最高額2億9,400万になる、これどういった形でこの部分の、年々増えていく部分をどういった形で処理していこうという計画を持っているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 負担金の推移については、先ほど町長答弁のとおりでございます。今、町は新しい施設が一回り小さくなる、小ぢんまりと焼却施設ができるというのがあって、広域加入町村はこれからそれなりに減量に取り組むこととなります。町は、今減量をするべく、先ほどから説明している選別収集に取り組んでいます。結果的にごみが減れば負担金が軽減される可能性が出てくるというふうに信じております。ただ、減量が進まなければ、この状況だとまず負担金が軽減されることはないので、減量は今必須だというふうに認識しています。なので、今やるべきことはごみを減らすことということで取り組んでおります。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） ごみが減量になることを信じていますと。信じてくださいよ、それは。ただ、信じて、実際数字が物語っているわけでしょう。これは今、今年、去年等々で始まった数字ではないのですよ。それを今までいかにしてこれで減らせなかったか、どうして減らせなかったか、そういった部分も検証していると思うのですよね。今年度、一般廃棄物処理基本計画、その後期部分まで持っていく変更のあれですよ。そういった中で、当然検証しているはずですよ。本当に、では

信じるだけでごみ減りますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 先ほどから何回か答弁していますけれども、今、10月、11月の実績が出ました。それで、燃やせないごみ、燃やせるごみの比率は相当下がっています。なので、減量はこれから進むというふうに考えています。この取組は続けていきたいというふうに思っています。ひいては、その負担金については軽減される可能性が出てくるというふうに思っておりますので、減っていないと今おっしゃいましたけれども、10月、11月の実績では相当減っています。なので、この取組は続けていきたいと思っています。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 数字のお願いしていませんけれども、では相当減った数字って、比較できる数字教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 先ほど申し上げました対前年比です。昨年度10月と比較しまして、今年度、燃やせるごみと燃やせないごみの合計が15.5%の減少率です。資源ごみは、25.2%の増加率であります。11月では、燃やせるごみ、燃やせないごみが対前年比で17.2%の減少率、資源ごみは37.5%の増加率であります。はっきりと数字として現れているので、ごみの減量はこれから進むものというふうに認識しています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） パーセントは先ほど聞いたのですよ。数字というのはどのくらい減ったのか。目標値に対しての実績値、その数字を聞いているのですけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 先ほど説明した目標値、それから実績値というのは、第2期減量計画の中で前期計画の目標値、それから令和元年度の実績値を申し上げたところでございます。今私が答弁したのは、今取り組んでいる、今までは減らなかったけれども、これからは減りますという答弁をしたつもりです。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 当然減らさなければならないけれども……

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 率ばかり申し上げて大変申し訳なかったのですが、いわゆる15.5%のマイナスというのが量にすると384.27トン、これが減った数字でございます。それから、増えた数字、25.2%については62.49トン。つまりそれだけ増えたということになります。10月、11月の実績

については、今それだけ数字が出ていますので、今後もこういうふうが続けていきたいというふうに思っています。ただ、今まで減量しなかったというのが、何回も申し上げますが、資源として排出できるごみをやっぱり一般のごみに混入したまま排出していたのが大きな原因だというふうに思っています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） それでは、しっかりとやってください。

ごみ処理費用の有料化の可能性についてちょっと最後に伺いたいと思いますけれども、令和7年度までに第2期の一般廃棄物処理基本計画の目標達成が見込めない場合には、やはりごみ処理費用の有料化について検討する一つの区切りかなと私思うのですけれども、その辺についての認識は。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） ごみの第2期の後期基本計画を今策定中でございます。その中で有料化については触れております。まだ決定していないので、はっきり申し上げられませんが、焼却施設が小規模になるということ踏まえて各町村が減量化に取り組めます。したがって、各町村横並びで一緒に取り組んでいかないとなかなか難しい問題でございますから、有料化についても恐らくその町村間、各町村で横並びというか、同じような方向性でやることになろうかと思っております。ただ、有料化になるかならないかは、今の段階ではまだ分かりません。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） まず、その辺も踏まえながら、しっかりと将来のためにやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、2点目の職員の育成と組織の活性化について再質問させていただきます。課題として、そのチェック機能であるとか情報の共有といった課題も挙げられると思うのですけれども、担当業務がある中で、特に若い職員に対する丁寧な指導でありますとか、一定の職員等に結局その業務のしわ寄せが来るのではないかと私考えるのですけれども、そういった課題というものはいかが、今の部分で感じていますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確かに今年に限ってはコロナ禍ということで、新たな業務が発生しております。今まで想定していなかった業務もありますので、中にはそういった状況があるというのは把握しておりますが、そこはまずは係、その次に課内、それでも駄目なら全庁的に取り組むというような体制を取っております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 人材育成の基本方針といいますか、どちらかというやはり人材育成という

のは個人、職員等々の形になってくるのではないかと思うのですけれども、研修等を通じたその育成に重きを、研修等を通じて育成にやはり重きを置かなければならないのではないかと思います。新入、新任職員ですか、新任職員だったり管理職等々の研修はされているとは思いますが。その他こういった部分での研修、例えば段階別とか、そういったのあるかと思うのです、こういった部分での研修やっていますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、まず前提としまして、今年はちょっとコロナ禍ということでございますので、今議員おっしゃった新人研修、これについては自治研修センターのほうでこれは、若干時期はずれましたが、実施しております。さらには管理職、中間管理職、いわゆる係長、課長の研修は、時期はずれておりますが、実施しております。さらにはこれから実施する予定ですが、あと個別研修というのがございまして、これについては今、福島自治研修センターの中で全て中止というようなことになっております。

これまでの令和元年度までの研修につきましては、まずは福島自治研修センターはそういった例えば新採、新入の今年入った職員、さらには係長、それで職階ごとの研修も主にやっております。もう一つ、千葉県の方にあります市町村アカデミーというのがございます。これは個別研修、主に例えば収納の対策について、そういった技術を高めるというのをやっておりますが、今年については、千葉県ということもございまして、全面的に今のところ中止というようなことになっております。そういった形で、年齢、さらにはその職場に応じたそういった階層による研修、そして業務による研修を行っているという状況でございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 今年は、こういった状況ですので、外にというような研修というのはやはり無理な状態ではあると思います。

その中で、私ちょっと提案させていただいているこれが、職員間での、地元、当局の職員間同士での若手職員だったり、中間管理職等々での研修会といいますかね、職員間との話し合い等々を含めた部分の研修会的な、話し合い的な、意見交換会的な、そういった部分もありながら、お互いに今の立場、立場、今の職責だったり、そういった部分について、自分はこういったものをやりたいとかという、そういった部分を、このご時世だから、少ない人数でやるしかないと思うのですけれども、それなりに広い場所があればそれなりのいろんな職種の方を集めての研修等々も必要ではないのか、コミュニケーション的に取れる部分もあるかなというふうに思っているのですけれども、そういったものというのは特に今はやっているのかどうかというのは分かりませんが、そういったものをよそに出れないのであればそういった部分でやってもいいのかなというふうにも、やってお互いのコミュニケーション等々を取りながら進めていくのも一つなのかなと思うのですけれども、そういったものは特に予定はないですね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、確かに職階をまたいでというのは、例えば職場内研修、例えば係、課長、係長補佐、そして主査、主事といろいろいますので、その中ではそういった検討をしているのかなと思っております。ただ、全職、課をまたいでそういったいろんな職階の職員が一堂に会してというのは、なかなかちょっと今のところやっていない研修ではあります。ただし、町の課題、やはりいろいろ課題がございますので、そういったいろんな職種、階層も課も含めて、それも一つの新しい研修の一つかなと思っておりますので、ちょっと調査させていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） あと、職員の方が地域活動されるに当たっての課題として、こういった基準があって、こういった場合に許可が必要なのかという。総務省で地方公務員がそういった地域活動も含めた副業をしやすい環境を整えることが大事だということで、自治体に対して許可基準、より具体的に定める取組というのを求められているはずですよ。その中で、こういった場合に許可が必要なのか、それをやる上で具体的に手引とか、そういったものは今現在作成されているのか。そして、その許可云々もそうですけれども、そもそも職員そのものが地域活動の意義を含めたその活動の実態を把握しながら、事務職的、自分の職責を全うするということが必要なのではないかと考えるわけですが、その辺について手引書だったり、そういったのが、まだ作られてはいないのかな。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、まずその手引の前に、確かにそういった地域活動、非常に重要なことだと思っております。町の人材育成方針の中にもそういった地域活動を積極的にやりましょうという項目がございます。やはり地域の方と、町民の方と一緒に活動することによって、そういった町民目線の施策なりできるということは非常に大切と思っております。まず、そこが1点でございます。

こういった場合の、許可基準でございますが、今町で営利企業の許可従事ということで、具体的には無報酬の場合については特に許可は必要ございません。具体例で申しますと、例えば区長さん、あとは農事組合長さんとか、町が委嘱なり任命をしている中で、報酬をもらいながら活動する場合については、そういった許可を町のほうとしては出してくれということで、申請が上がった場合については許可をしているという状況でございます。基本的には、無報酬の場合については特に許可は必要ないものと思っております。

あと、もう一つでございますが、主に地域活動なりボランティアに関しましては、この美里町の例で申しますと、土曜日、日曜日、さらには祝日とか、やはり皆さんが一堂に会して作業できる日になりますとそういった休みの日が多いということございますので、特に町がそういった、そこを特に許可とかというのは今のところ求めておりません。例えばそれが平日に休んでそういった活動をしたい

ということであれば、それは個別に相談させていただきたいと思っております。ただ、今制度としてありますのは、ボランティア休暇は有給休暇で、特別休暇ということで、それもございますので、まずはその制度の周知をして、地域活動の重要性も告知しながら、そういった今議員ご提案の手引書等もそこはちょっと調査させていただきたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 今、非常に職員の数もこれから減らしていこうという流れの中、業務量そのものは変わっていかないわけですね。そこで、地域のそういったボランティア等々に携わるということについては、やっぱり平日であれば時給取ったりとか、いろいろな形が出てきます。それにしても、逆にお互い職員間、職場内でのやはり負担を与える部分もかなり出てくるのではないかと思うのですよね。ですから、その部分も踏まえながら、働きやすい環境そのものをやっぱり今後整えていく、ルールづくりではないでしょうけれども、そういった部分に励んでいただければと思うわけです。それについて最後一言。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 議員おただしのワーク・ライフ・バランスですか、いわゆる休みと仕事の両立ということで、そこがやっぱりポイントになるのかなと思っております。あともう一つは、今町が取り組もうとしている中で、ICTの推進だったり、業務の効率化、これはやはり必須なのかなと思っております。そういった地域活動に例えば平日、仮に職員が出る場合は、当然その業務はその係内で、課内にやらなくてはいけないということがございますので、そういった業務の見直し、手順をもう一度簡素化して効率化を図りながら、そういった休みやすい環境も整えるというのが大事なのかなと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 今後、そういった部分を踏まえまして、しっかりと施行していただきたいと思えます。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（谷澤久孝君） これで堤信也君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（谷澤久孝君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認め、本日はこれで延会いたします。

延 会 （午後 3時56分）

定例会 1 2 月 会 議

(第 3 号)

令和2年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第3号

令和2年12月9日(水) 午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	野中	寿勝	君	10番	佐治	長一	君
2番	村松	尚	君	11番	根本	謙一	君
3番	小島	裕子	君	12番	根本	剛	君
4番	渋井	清隆	君	13番	山内	須加美	君
5番	堤	信也	君	14番	横山	知世志	君
6番	石川	栄子	君	15番	山内	長	君
7番	鈴木	繁明	君	16番	谷澤	久孝	君
9番	横山	義博	君				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	渡部	英敏	君
副町長	鈴木	直人	君
会計管理者	船木	宗徳	君
総務課長	國分	利則	君
政策財政課長	鈴木	國人	君
産業振興課長	金子	吉弘	君
町民税務課長	横山	優	君
健康ふくし課長	原	克彦	君
建設水道課長	鈴木	明利	君
教育長	新田	銀一	君
教育文化課長	松本	由佳里	君
選挙管理委員会書記長（兼）	國分	利則	君
農業委員会事務局長（兼）	金子	吉弘	君
代表監査委員	鈴木	英昭	君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第6号、4番、渋井清隆君。

〔4番（渋井清隆君）登壇〕

○4番（渋井清隆君） おはようございます。それでは、通告に従い質問させていただきます。

車庫及び歩道の工事施工等について。さきの定例会9月会議では、町監督員の責務についてお伺いいたしました。町長の答弁は、①、契約の履行についての受注者または受注者の現場代理人に対する指示、承諾または協議。②、設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付または受注者が作成した詳細図等の承諾。③、設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査または工事材料の試験もしくは検査により監督をし、または監督させ、契約の相手方に必要な事項を指示するものと認識しておりますと述べられています。

そこで、次の事項について伺う。1、令和2年11月6日付け、2会美総第1433号、公文書開示可否決定通知書により開示された内容の一部である車庫について、令和2年8月19日（水曜日）14時から18時30分まで行われた打合せ記録（会議名、設計管理者、施工管理者等の打合せ）には、使用外壁材の鋼材検査証明書、出荷証明書がツキボシGLカラー、厚さ0.5ミリメートルと記載されていたが、誤記載が判明し、ツキボシGLカラー厚さ0.35が正しい記載となると述べられています。そして、この件について、一次下請業者、製品納入業者等から謝罪文が差し出されています。

そこで、①、上記に述べられている使用外壁材の厚さ以外の誤り、または工事施工等の誤りはないのか。②、特に元請業者、工事施工管理者等、建設工事に関わった者から謝罪文についての提出を求めるべきと考えます。見解をお伺いします。

2番、歩道について。正面玄関入り口南西側のスロープ、縁石の復旧工事が令和2年10月31日に行われました。しかし、完全復旧に至っていないと考えます。貴職の見解をお伺いいたします。

3番、前述したように、町監督員の責務について、町長の答弁に矛盾が生じていると考えます。見解を伺います。

以上3点について伺いますので、簡潔明瞭に答弁のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） おはようございます。4番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

車庫及び歩道の工事施工等についてであります。1点目の1つ目、車庫棟の外壁鋼材につきましては、当初フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板の外壁鋼材としていたところではありますが、軒先の棟周りの形状を変更したため、カラーガルバリウム鋼板に変更しております。

2つ目の謝罪文につきましては、製品納入業者の説明に誤りがあったため、謝罪文の提出があったものであります。なお、書類の確認漏れ等があったことにつきましては、工事管理者及び施工業者から謝罪があったところであり、改めて謝罪文の提出を求める考えはありません。

2点目の歩道のスロープの縁石につきましては、令和2年10月31日に修繕をしたところではありますが、後日インターロッキングの一部にひび割れが判明したことから、早急に修繕を行うこととしております。

3点目の町監督員の責務につきましては、定例9月会議で答弁した内容に矛盾は生じていないと認識しておりますが、修繕が必要な箇所については今後も保証基準に基づきまして対応していく考えであります。

私からは以上です。

○議長（谷澤久孝君） 4番、渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それでは、再質問させていただきます。

今ほど町長の答弁では、設計上いわゆる設計図書等に当初のフッ素樹脂塗装のガルバリウム鋼板ということになっていました。しかしながら、後に見たところ、出荷証明書に誤りがあったということで、0.5から0.35と上げ、が載っております。このガルバリウム鋼板だけではないと思うのです。あくまでも設計書、設計図書、竣工図にはこの金属系サイディングと、こう称してあります。そこで、金属系サイディングと鋼板0.35、これは全く違う製品なのです。そこら辺はいかがですか。打合せに出られました課長さん並びに副町長さんがいますので、副町長、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 8月19日に打合せ、私も同席をさせていただきました。今渋井議員がお話をされました金属系サイディングというのが竣工図になっていると、その部分について、私詳細に確認をしておりませんでしたので、私はその打合せの中で、設計の中ではフッ素樹脂ガルバリウム鋼板、この部分は実際にはただガルバリウム鋼板。その厚さについても0.5ミリといったものになっていたものは、この庁舎の車庫には使用していないと。それについては0.35ミリメートルの誤りであったということで、その部分については謝罪とともに訂正、そういったものをお願いしたいというような打合せで、私はそういうことであればそれはやむを得ないでしょうということで、その部分は確認をしたというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） では、もう少し詳しく私述べますから。新庁舎建てましたね。西側の車庫棟

は鉄骨造り平屋建て、ガルバリウム鋼材、今は亜鉛メッキ鋼板ではないのです。腐食に強いために、ガルバリウムにアルミが入っているのです、余計に。さびを止める。それと、立平葺きになってる。それで延べ床面積が373平方メートル。その外壁に、設計書見ると、施工図、さらには竣工図には金属系サイディング張り、厚さ、金属製サイディングの厚さが15ミリ、フッ素系樹脂、ガルバリウム鋼材0.35と、ちゃんと指定されているのです。しかしながら、実際に使ったものは0.35の厚さだけのもの。KBの153K、いわゆる鋼板のみのやつなのです。だから、物が全然違うのですよ。分かりますか。なぜここをやっているか。では、実際物見せますから。あなたたちが打合せした0.35の鋼板、これなのです、これ。厚さといったら、鋼板が0.35ミリしかないのですよ、これ。空洞。それで、しかればサイディングとはどういうものだと。これなのです、サイディング。金属系サイディング。サイディングが4分野あるのです。金属系、樹脂系、木質系、窯業系。その金属系のやつがこれなのです。ならば、サイディングという定義、分かりますか。どうでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 今渋谷議員詳細にそういった違いをお話をいただきましたけれども、私そちらのほうについては、詳細、そういったことについては把握をしていないというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋谷清隆君。

○4番（渋谷清隆君） では、私から述べます。いいですか。サイディングというのは、これはあくまでも金属サイディング工業会の示しているもので述べております。いいですか。金属サイディングは、柄づけされた金属板と断熱効果のある裏打ち材によって構成される。真ん中に芯材という、これが入っているのです、これ、断熱効果ある。これが入っていなかったら鉄板なのです、これ。これは、通常ガルスパンというのです、鉄板。当然値段が違います。きちんと設計書にはガルスパンSEiフッ素、ちゃんと書いてあるのです。これがアイジー程度とみんな書いてあります、指示。設計書見ましたから、設計図面。全然違いますよ、これ。物が全然違います。だから、私聞いているのですよ。当然値段も違います。業者からも聞いてきました。半値です、これ。当然設計に変更があれば協議書が要るのですよ。協議書あったら今さらこんな打合せなんかやることないのですよ。見ましたか、これ、検査。ましてや3,500万、3,560万ですか、施工管理者かけているのですよ。何をやってたのですか、これ。どういうことなのですか。言ってくださいよ。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 8月19日の打合せの中では、実際にサイディングというところではなくて屋根材として使っていましたガルバリウム鋼板の厚さ、その厚さが実は0.5ミリと言っているものが実際に使用していたのは0.35ミリでしたという、その違い、その部分について、そもそもの証明書等が誤りがありましたと。そういったところに誤りにあったので、大変申し訳なかったというこの確認、そういったところをしたところでありまして、今渋谷議員がお話をされた金属系のサイディング、

この部分についての話ということは私は承知をしていなかったところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 私は、屋根材聞いているのではないですよ。外壁材ですよ。ちゃんと読んでくださいよ、通告。屋根なんて言っていませんよ、俺。はぐらかすことばかりしてですよ、あなた。屋根なんて言っていませんよ、一切。外壁を言っているのです、外壁。ミリ数の違いなら大したことないでしょう。それは、あくまでも屋根は0.4以上、前回質問して分からなかった。公共事業の場合0.4以上のものを使うことになっているのです、標準仕様で。そこの間違いからこれが発展しているのですよ、屋根と外壁、庁舎の屋根と。間違っているところの視点が、ただしているところが違うでしょう、やっていることが。どうなのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 大変失礼いたしました。私の今の答弁誤っておりました。外壁材ということでございましたので、外壁材の部分について0.5ミリ、先ほども申し上げたように0.5ミリというふうに記載してあったものが実際にこちらで使用してなくて、0.35ミリのものを使用していましたというような内容であったということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） いいですか。私さっき言いましたように、厚さと板数、この鉄板の厚さは2種類明確に書いてあります。この厚さというのは、ここにあるから厚さなのです。裏打ち材と表材と芯材があるから。これは、厚さはないでしょう。何もないので、これ。これは、鉄板の厚さしか言っていないのですよ。でも、設計図には、施工図にも二重書きしてあるのですよ。0.15、0.35、ここが問題ではなかったのですか。いかがでしょうか。だから、製品が違うものを使用している。なぜそのときに、だから私は冒頭に述べたように、検査員の責務ってどういうことなのですかと聞いているのです。検査していなかったら、調査ではないのですか、これ。違うのですか。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、検査員の検査についてということでございますが、確かに検査員として検査をさせていただいております。ただ、今議員がご指摘のあったように、その部分については漏れたものかなと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 漏れたものかなというものではないでしょう。3,500万超の施工管理業務委託料出している人もいます。ましてや町のほうに専門家がないので、そういう人を頼んだのでしょう。何をやっていたの。ですから、謝罪文ばかりでなく、それなりのことがあるのでしょうかということを言いたいのですよ。ただでやってもらっているのではないのですよ。それも町民のお金を出してやっているのですよ。物が違うのに、どういうことなのですか、これ。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確かに施工管理ということで業務を委託しておりました。確かに議員おっしゃるとおり、その中で変更協議なりで、そういった施工管理者のほう、管理者って設計管理のほうからそういった書類の提示なりがあつてしかるべきだと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） しかるべきでなく、しかるものでやらなくてはならないでしょう。設計に変更があればやることになっているのだ、協議書。協議していれば施工終わった後にやっていることないのですよ。やる前に協議するのですよ、変更になったら。それも同等以上のものに変更するのであればいいのですよ。これ同等以下ですよ、さっきも言ったように、お金でも何でも。半値ですよ。半値のものつけられて、黙っているはないでしょう。この庁舎建てるのも町民のお金ですよ。ましてや、この後でも言いますけれども、経年劣化でもってだんだん壊れた場合、瑕疵担保が切れた場合とかありますけれども、それは後で言います。そもそもの出来から違うのですから。施工管理やっていた責務も監督の責務も、全然やっていないではないですか。今さら1年半も過ぎてから、間違えました。写真なりなんなり経過措置のときにやっていけば、こんなことあり得ないのですよ。どういうことになっているのですか。こんな見えるところでさえこういうものでもってやっているということは、見えないところは何やっているか分からないということですよ。そう言っても過言ではないですよ、これ。だから、前回も言ったように床のピータイルが塩ビタイルになっている。取り替えました。いや、途中でできなかった。何でなの。廃番でしたと。建てたばかりの建物、廃番利用だって。廃番利用のために入札して、それを使うなんて、やっていませんよ。新しいものを建てるためのお金をやっているのですよ。そこにどンドン、どンドン……。そんなこと議会そのものも町民に説明できますか、こういうこと。自分の家だったらどうするのですか。どうですか、副町長。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 今監督の責務ということでお話、総務課長も答弁をいたしました。その部分について十分に監督ができなかったというところは、正直なところあったのかなというふうに思っております。ただ、その部分を取って全てがおかしいのではないかとすることはちょっと違うのかなというふうに私は感じております。というのは、やはりいろんな検査、そういったものを経過をしまして竣工検査、そういったものを経てなっていると。それから、1年目の点検とか、そういったものについては、その後の経年、1年を経過したことによって若干の修正が、修繕が必要であろうといったような点検によって修繕をしていると、そういったことと、その部分についてはちょっと違うのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 何かちょっと違うのではないですか。答弁がちょっとおかしいのではないですか。私は、物が違うのですから、当然1年点検とそれは違うのではないですか。そもそもの製品が違うのだ、製品が。

○議長（谷澤久孝君） ちょっと休議します。

休 憩 （午前10時22分）

再 開 （午前10時23分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） そもそも製品のことを聞いているのです。製品が違ったら、当然変更設計なり何でも要るのでしようということが問題でしょうと言っています。値段が違うのです。前の副町長みたいに相殺でやるのですか、相殺、その差額を。相殺なんて言葉聞いたことありません。契約は変更でしょう。それも平然として議会の中で相殺なんていう言葉、どういうことなの。あなたでないよ。前の副町長と言っていますから。いかがですか。製品が違うのですよ、製品が。どう考えるのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 私8月19日にその話を、打合せに入ったときに、先ほども申し上げたとおり、0.35ミリというものの当初フッ素樹脂とガルバリウム鋼板からGLというか、カラーガルバリウム鋼板に変更したと。では、その差額とかそういったものはどういうふうに行っているのだという確認をしました。その中で、実際にはその外壁材、あと私も専門的なこと分かりませんが、包むというのですか、そういう工法の中でそういったものにかかる経費が非常に大きくなって、それでその部分との差額とかというのが出て、打合せの中で実際にそういう、材料としては若干下がりますけれども、工事にかかるそれ以外の経費を比較をするとそちらのほうが高いので、全体では車庫の中でかかる経費というものに、業者のほうで若干持ち出しはあるけれども、それでやらせていただきたいということで進めたのだということの説明は受けた。ですので、その部分についてはっきり分かるような資料は後で明示してくださいねというような話はしたというふうに記憶をしております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 答弁ちょっと違いますよ。そもそも0.35の設計ですよ。証明書だけが間違っただけですよ。そうではないの。違うよ。証明書の間違いだけですよ。工事の指示されているものは間違っていないよ。ですから、確認を怠っているのだろうと言っているのです。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 私もちっとその部分については、8月19日に初めて同席をしたということで、その詳細について、今渋谷議員がご指摘を受けた部分で、ちょっと私も記憶が曖昧な部分があったかと思えます。今ご指摘のとおり、厚さ0.35ミリはそのまま0.35ミリ。ただし、証明書等出していたのは0.5ミリだったということで、その誤りだったという話でございました。大変失礼いたしました。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） ですから、工事の施工なんか何も関係ないのですよ。あくまでも製品の単価が違っていると、物が違っていると、製品が。そこを言っている。証明書は、だから計算のとき見れば分かるのですよ、そんなの。3人の現場監督、管理人、施工管理者、町監督見ている。全然これを見ていなかったということの証左でしょう。黙認していたでしょう、これ。あそこはちょっと裏張り見えますから、裏張り見えますから、見てくださいよ。色こそ違いますが、これなのです。これがガルパンというのです。早く言えば波トタン、角波トタンという鉄板が厚いもの。金属サイディングというのはこういうものなのです。だから、私が言ったの4分類やっていて、金属系はこれなんだと。だから、ここに、値段も違う、ましてや3,500万、3,560万超ですか、管理費、これをかけて、その人がご存じのようにプロポーザルの基本設計から実施設計、監理と、1人で全部やっているのですよ。これと業者が組まれたら絶対分らないですよ。だから、こういうことはきちんと信頼のあるような人を頼まないと駄目でしょう。本当に卓越した人だったのですか、卓越した業者だの。このように間違いばかり。私が開示請求やったら、何回間違えましたって謝罪文私に出しているの。言うもあり。全然やっていないのでしょう、これ。工事日誌出せと、それ言うと1か月後。3,500万あったら常駐しないとでしょう。まず、これについては今後ともやっていただきたい。値段も違うし、物も違うのですから。見てくださいよ。ちゃんと出してあるやつにはKBの153Kとちゃんと書いてありますよ。だけれども、設計書はガルパンSEiフッ素系の程度ってちゃんと指定されている。それを使うのでしょう。設計書が全然後からそれで施工図面なんて出しても、竣工図がこれでできていますって、竣工図出ているのですよ。全然違うでしょう、竣工。その後から後づけでつながっている。0.35、それは鉄板の厚さだけだ。物が違うのだ。きちんとその部分についてやってくださいよ。町民の血税から出ているのですよ、お金だって。どうなのですか。自分の家のものだと思って考えてくださいよ。傷みが激しくないからいいのだなんて、それは公務員としてあり得ない。昨日もいろんな人から接遇の問題、対応の問題が出ていますよね。何をやっているのですか。どうなのですか、総務課長、そこら辺。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、先ほどこちらとして把握しておりますと言ったのは厚さの変更ということでございます。その後、町長答弁にあったように若干の屋根の鋼材の材質のほうに変更になった。それは……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（國分利則君） すみません、壁です。すみません。壁材の変更があったということでございます。それにつきましては、屋根の施工工法を若干変えた。より防水機能を高めるための施行者側からの提案があって、そういった変更をするため、壁の鋼材を変えたということでの確認はしております。ただいま議員ご指摘のサイディングですか、金属系サイディングと、あと波トタンのような、角スパンでしたっけ、そちらのほうで、こちらでは現在ちょっと把握してございませんので、若

干確認させていただきたいと思いますので、議長、休憩よろしいでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午前10時32分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、先ほどのご質問でございますが、現在確認したところ、確かに議員ご指摘のとおり金属のサイディング張りから角スパンのほうに変更したというのを確認いたしました。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） なぜそれについて協議書がなかったり何だりしているのですか。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） その件につきましても、その協議書については作成をしなかったということでの報告を受けております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） そうすると、施工上勝手にやったのですね。でしょう。協議してやっていなかったということは、業者が勝手にやったという理解でいいのですね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 勝手と申しますか、設計の管理委託をしておりますので、そこ施工業者の中で話をして、その中で実施をしたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それは、発注者のほうに伺い取るのではないのですか。お金を出すのは誰なのですか。いや、発注者は関係ないのですか。いかがです。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） その件につきましては、書類上としては協議書という形では残ってはおりません。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） では、何をもって残すのですか。設計とか何かの指針の中にはですよ、口頭で言っても数日のうちに文書で残すように、規約、約定には書いてあるのでしょうか。約定見たことないですか。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ご指摘の詳細な約定について、ちょっとただいま確認はできませんが、確かに協議書等の文書で残すべきだとは思っております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） では、なぜ残さなかった。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） その件につきましても、確かに残すべきものであったとは思っておりますが、現実的には残っていないということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 今残っていないということは、あったのですか。紛失したのですか、では。その当時はあった。今残っていないと言ったのは、あったということ。紛失したの。文書管理規程違反にならないですか、これ。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 文書としてはございません。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） だから、そもそもなかったということでしょう。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 協議書としての文書はございません。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） では、何があるのですか。何があるのですか、では。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確かに文書による協議書等はございません。ただ、そのときに口頭による指示だったのか、そういったことについてはちょっと確認はできません。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 私作業日誌等々も取り寄せました。それには一切書いてありませんよ。作業日報、何も残っていないですよ。私、公文書開示決定通知書の申請、相当やっています、お金かけて。それには一切ないですよ。ちょっと総務課長としてはおかしいではないですか、そこ。自分たちが管理しているのですよ。その担当の部署なのですよ。そんなことで総務課長がよその課長のときに、あれやれ、これやれと指示できますか。いかがですか、そこら辺。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確かに文書の管理につきましては、今議員おただしのようには管理は徹底すべきと認識しております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 自分たちがつくっている条例だの規則だのあります。憲法ですよ、町の、い

わゆる。最高の規範です。それをつくりながら、自分たちが守れなかったら、金科玉条も守る人いなかったらつくることないでしょう、こんなの。これをきちんと管理する中枢の人間が総務課長だと私は思っています。それできなかつたら駄目でしょう。本末転倒ですよ。それはそれとしまして、それと屋根も違ってきますよね、当然。屋根、屋根のふき方。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 申し訳ございません、屋根のどの部分の。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 屋根のどの部分って、屋根でしょう。屋根のふき方でしょう。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 先ほど町長答弁でもありましたように、変更したということは確認をしております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） だから、変更したのでしょうか。ふき方変わっているのでしょうか。どうですか。どういふことをしたのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 変更した点につきましては軒先です。軒先周りをより防水性を高めるといふことで設計を変更いたしまして、施工の方法を変更しまして施工したということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） そもそもの屋根が立平葺きと嵌合式立平でやっているのでしょうか。全然設計書も内容も違うでしょう。嵌合式立平というのは、二次製品はめ込むだけなのですよ。立平葺きというのは、現場でもって加工するのですよ、ハゼ折り。手間賃のほうが高いのですよ。敷いていけばハゼが立っていますよ、立ちハゼですから、皆。加工するのだよ、現場で。全然立平葺きと立ちハゼでは違いますよ。

図面全然見ていないでしょう、設計書と。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 設計上でも嵌合式の立ちハゼ葺きということでの設計にはなっております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 図面は。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 申し訳ございません。休憩をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午前10時53分）

再開 (午前11時05分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) それでは、ご質問の設計書、設計図書のほうについては嵌合式立ちハゼ葺き、設計図のほうは立平葺きという記載ということでございました。これ確認しましたところ、どちらも同じ工法であったということで確認させていただきました。ただ、表記の方法が、設計書と設計図のほうで表記の仕方が違うということについては大変申し訳なく思っております。

○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。

○4番(渋井清隆君) 違いますよ。嵌合式というのは、二次製品ではめ込みなのです。立平というのは、あそこでふいて、ハゼを立てて、ハゼ折りしなくてはならないのです。全然違いますよ。立っているハゼは同じです。施工の方法が違います。全然違う。だから、びたっとくっついているところが空いている。あれは二次製品だ。強いて言えばそこが違うのです。簡単な方法なのですよ、あれ。図面とあれがばらばらだというときにも、きちんと協議をしなくてはならないでしょうというのが。全然任せっきりでしょう、これ。そのために3,500万もかけてやっているのですよ、卓越した技能を持った業者にね、しかも。こればかり言っていられませんので、2問目に入りたいと思います。

スロープ縁石なのですが、私所見を伺うということでやっています。このインターロッキングの部分にひび割れて、そうではないでしょう、これ。あくまでも縁石ね。縁石が38個あるうち下から1つ、上から4つ目は残したまま、それ以外の35個ですか、それを取替えしている。なぜならばというと、スロープ縁石、モルタルのひび割れ、そのモルタル1センチか2センチ程度かさ上げしています、その間。レベルが取っていなかったら、タイルのこれインターロッキングではないのですよ。インターロッキング、あれは平板を言っているのですよ。私は縁石と言っています、縁石。全然物違うでしょう、これ。だから、そもそも復旧といたら元に戻すということでしょう。施工不良だったために戻したのでしょうか、あれ。やり直したのでしょうか。かさ上げしておいたから。それで完了と認めて、今になって壊れた。それで直しました。工事施工が了になっているところお金払えるのですか、こういうの。払ってもらっているのですよ。瑕疵担保だから、瑕疵担保だ。直せばいいのだという問題ではないでしょう。いかがですか。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) 今ほどご指摘の点につきましては、確かに1年点検なりその後の経過を見てその原因が発生して、今回10月に修繕したものでございます。それについては、当初の設計どおりインターロッキングではございません。歩道の施工について、インターロッキングと、平らになるように修繕したということでございます。

○議長(谷澤久孝君) 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君）　ですから、先ほど申したとおりそもそもインターロッキング、タイルと同じ高さにしなくてはならなかったものを、だから上3枚、4枚ですか、下1枚は残しているのだ。間がたるんだのです。だから、取り替えたのです。施工ミスと言うのでしょうか。それで、さも巧妙に縁石がなっているように上塗りして、ねじまで入れて、それ私見つけて副町長を呼んできて、これどうなっているのだと。図面を見てくると、施工図。ちゃんと施工図面どおりならこんなことにならないですよ。二次製品の上に、またコンクリ塗るなんてあるものでないでしょう。剥がれの当たり前でしょう。そういうことばかりやっているのです、これ。いかがですか、これ。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君）　今渋井議員お話しされたことについては、私も渋井議員と一緒にその確認をして、やはりこれは二次製品の上にモルタルを上に乗っけたものだということも確認をして、これは当然直さなければいけないというふうにそこで判断をいたしました。それと、やはりその施工上に問題と申しますか、そういう形を取ったということそのものがやはりまずかったのではないかなというふうに今思っております。その部分については、しっかりとこの後現場施工竣工図に沿ったような形できちりと修繕をするということが大事なのかなというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君）　渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君）　当然、修繕するのは当たり前ですよ、施工どおり、図面どおり、設計書どおりやっていないのですから。これ手抜き工事と言っても過言ではないでしょう。たるんでいる。それをたるんだところに、上塗り、かさ上げして、ねじまで入れて、これ縁石ですよ。縁石なんていうのは二次製品なんかならないでしょう。だから、上の沈んでいない部分4つと下1つは残したままです。こういうことがいっぱいあります。まだまだこれから出てくると思います。そのときに、この瑕疵担保が切れたときに、町民からいただいたお金をどんどん、どんどんそこへつぎ込むのですか。いいのですか、それ、果たして。内容だけ見るとまるで国でやっている森友学園と同じでしょう、これ。そう思いませんか。5年、10年の建物ではないのですよ。何十年、要するに鉄骨、工コンクリのこういう造りは45年以上もたせなくてはならないのですよ。我々はいませんよ、当然。そういう物の考え方でやられては私は困ると思います。いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君）　今渋井議員ご指摘のとおり、この建物、これから40年、50年というふうに当然存続をしていくということになるわけでございます。その部分について、保証期間が過ぎたから、あとは町のほうでと、その辺についてはもう一度話をしてまいりたいと思います。ただ、40年、50年、我々がここにいないと、現実的にいないということになったとしても、やはり竣工図とか、そういったところの図面、そういったものはしっかりとしたもの、今ご指摘いただいたようなところもしっかりと訂正をさせていただくとか、そういうふうに、現在、今まで指摘いただいた部分についても訂正をしたりしているところがございまして、後世の検証にしっかりと耐え得るような形で、竣工図、

そういったものをしっかりと整えていくことが大事なのだろうというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それは当然のことなのです。ですから、きちんと設計どおりやらなければならないものはやるのですよ。そうでなかったら、設計書なんかやらなくたって、出来高設計組んだらいいでしょう。設計書なんか要りませんよ、そんなの。1億800万。全部で1億8,000万ですよ、3つ、基本設計から1人で。大変な値段ですよ。やはり1人で大体全部やらせること自体が間違いのもとなのですよ、管理監督どうあれ。分ける分ですよ。町の監督員と検査員は分けていますよ、皆。そもそもそういうことからおかしいことができています。結局最後になりますけれども、こういうことだから私は監督員やっている責務について矛盾が生じていると。矛盾を生じていないですか。生じていますよね。いかがですか、最後ですから。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 9月会議でお答えをさせていただいた部分について、完璧に100%できているかという部分については、ご指摘を真摯に受け止めなければならないというふうに思っておりますが、答弁に矛盾というところまでは我々は認識はしていないところでございます。

○4番（渋井清隆君） では、時間です。終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

次に、通告第7号、1番、野中寿勝君。

〔1番（野中寿勝君）登壇〕

○1番（野中寿勝君） それでは、通告に従って質問いたします。

1問目、公有財産利活用と地域づくりについて。公有財産の有効な利活用は、今後の地域づくりや地域活性化の視点からも大変重要な施策であると考えます。また、都市計画マスタープランの地域別構想では、3地域ごとにまちづくりの目標と方針が掲げられています。特に本郷地域については、中心拠点としての機能強化の中で、本郷地域の中心拠点には、福祉サービス拠点と子育て支援の拠点、学びの拠点が集積している地域です。これらの拠点としての機能の維持、充実を図るとともにとあり、また本郷地域では新たなモデル住宅等の検討に合わせ、地域住民のコミュニティー形成に資する施設の整備を検討しますとなっております。このことを踏まえ、本郷地域の中心拠点にある旧本郷第一小学校跡地及び本郷庁舎の利活用について見解を伺います。

1点目、旧本郷第一小学校跡地については、検討会より地域活性化の拠点となることを目的として3つの理念が示されているが、その3つの理念をどのように実現していくのか。また、理念を実現するためには核となるものが必要であり、子育て支援センターを核とした利活用が最も有効であると考えるが、併せて見解を伺う。

2点目、本郷庁舎については、地域コミュニティー形成の中心拠点として、庁舎全体を生涯学習センターとし、福祉、子育て支援、学びの拠点をつなぐ地域づくりの総合拠点施設と位置づけ、その中

に支所機能も含む施設としながら利活用を図るべきと考えるが、見解を伺う。

2 点目、防災関連アプリの導入と活用について。地震のほか、台風やゲリラ豪雨、土砂災害など様々な自然災害への対策として、地域住民の安全に関わる防災情報を迅速に提供し、共有することの重要性は誰もが認識しているところであり、多様な情報ツールを有効に活用することが必要と考えます。そこで、突然に発生する自然災害等に対して、次の防災関連アプリの導入と活用について見解を伺います。

1 点目、町民向け防災アプリ。自然災害の各種警報や河川水位等の基本情報に加え、災害発生情報、避難支援情報などについて、迅速な情報提供とともに、地域住民の方々が災害発生による交通障害や異常冠水等を発見した場合に、町への迅速な情報提供も行い、瞬時に双方向での情報共有が図れるアプリ。

2 点目、職員、消防団参集アプリ。災害対策活動において、事前準備の参集や配備状況を把握するとともに、現場の被災状況、応急対策や住民への避難支援等の活動状況について、本部と職員間、または本部と団員間での双方向による情報共有が瞬時に図れるアプリ。

3 点目が観光アプリ。観光に訪れた方に対する防災情報の提供は、災害弱者対策において重要であり、現在ある指さしナビに町防災情報の掲載や町防災アプリとのリンクなど、防災機能を追加し、充実に図る。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 1 番、野中議員の一般質問にお答えいたします。

なお、公有財産利活用と地域づくりについてのうち 2 点目の本郷庁舎の利活用につきましては、教育長から答弁しますので、よろしく願いします。

初めに、公有財産利活用と地域づくりについてであります。1 点目の、旧本郷第一小学校跡地の利活用につきましては、検討会より提案のありました 3 つの理念は大切なものであると考えております。その理念や町の様々な計画等を踏まえながら、子育て支援センターを含めた利活用を現在庁内で検討しているところであります。

次の防災関連アプリの導入と利活用についてであります。1 点目の町民向けの防災アプリにつきましては、スマートフォンを持つ方が多くなっているという状況から、今後ますます防災関連アプリの活用が重要になってくるものと考えております。現在様々なアプリが開発されておりまして、全国の市町村でも導入している例がありますが、まずは導入に向けて双方向の情報共有が可能なアプリについて調査をしてみたいと考えております。

2 点目の職員、消防団参集アプリにつきましては、職員の参集は職員全員に参集メールを送付しております。また、状況に応じてあらかじめ参集範囲も決められております。消防団員については、火

災害発生時に消防本部の無線及びメール配信によりお知らせをしているところではありますが、分かりづらいうという声もあることから、団員への一斉配信及びチャット機能による双方向の情報共有を図ることができるアプリの導入について検討しているところでもあります。

3点目の観光アプリにつきましては、当町を訪れた国内外の観光客にも万一に備えた防災情報の提供が重要であります。現在運用中の観光アプリ、指さしナビに町のハザードマップ機能を追加し、訪日外国人に対して国内における緊急地震速報、緊急勧告等に対応した災害時の情報提供アプリなどとリンクするなど、対応を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、新田銀一君。

〔教育長（新田銀一君）登壇〕

○教育長（新田銀一君） それでは、よろしく申し上げます。1番、野中議員の一般質問にお答えいたします。

公有財産利活用と地域づくりについてであります。2点目の本郷庁舎の利活用につきましては、地域コミュニティ形成の中心拠点とすべく、支所機能と福祉センターの一部機能を備えた生涯学習センターとして再整備し、令和5年度からの運営開始を目指しております。現在は、本郷生涯学習センターの移転整備計画を策定中であり、今後地域住民の皆様からご意見をいただきながら策定を進めてまいります。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 一定程度答弁いただきまして、方向性については十分共有できているのかなというふうに理解しております。それで、再質問で幾つか確認をしながら少し町民の方々にも理解を深めていただくようなことで確認をさせていただきたいと思っております。

初めに、本郷一小跡地の部分で、今理念、それから町の様々な計画を踏まえながら、子育て支援センターも含めた利活用を庁内で検討しているところだということで、十分総合的な検討をしていただきたいのですが、考え、検討されている中で3つの理念が出されておりますけれども、私はその3つの理念全てを網羅したものを一遍に広いところに計画を立てることまではなくてもいいのかな。取りあえずという言い方は大変申し訳ないのですが、やはりこれからの地域づくりの核となるものを最初つくるということで、1つ提案にはなりますけれども、考え方として答弁いただきたいのですが、一小跡地で1万平米以上あるのですが、例として今高田地域にある子育て支援センターのところについては、敷地が1,000平米ほど、建物が500平米ぐらいの建物面積なのですが、一小跡地に子育て支援センターを核として全てを使うということはなかなか大変なことになりますけれども、それぞれ地域の拠点としては全てを使わなくても、まずやはり少子化対策、人口減少対策ということも含め、地域の魅力を出すためには子育てに力を入れている、充実させている、そういう取組がある地域だと

いうことを示して、多くの方に住んでいただけるような、そういった地域づくりの魅力としても、今の跡地の一部でもいい、3分の1ぐらいでもいいのですが、を子育て支援センター、子育て支援のための部分として活用して、そのほかは順次ほかの計画との整合性を図りながらやると、そういう手法もあっていいのかなというふうに思っているのですが、これについてはどのように、私の一つの提案というか、手法としての提案なのですが、見解があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご提案でございますが、確かに本郷一小の跡地、広大な面積がございます。それを一気にこの3つの理念を介した事業を一堂に展開するというのはなかなか財政的にも困難なのかなと思っております。先ほどご提案のありました子育て支援センターでございますか、子育てにつきましては、町の一つの大きな重要な課題であると認識しておりますので、今ご提案のあった内容も踏まえて今検討しておりますので、そこの中の提案もひとつ加えまして検討していきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） それでは、そういったことも地域づくりの核となるものということでぜひ検討を進めてもらいたいのですが、要するに個別計画の部分もあるのですが、結局検討はもう検討会を設けながらずっと来ている。都市計画マスタープランの中においても、そういった地域の中心拠点としての機能の充実を図りながら考えていくという、そういう方向性があるので、そろそろ具体的に町民の方に示していく必要があると思うのですが、いつまでも検討していてもしょうがないので、そういった町のいろんな計画との整合性も図る部分では、もうそろそろ検討を終えて素案なりを示す時期に来ていると思うのですが、それ目途としていつ頃示されてますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問の目途ということでございますが、現在個別の計画を策定中でございます。現在の作業の工程といたしまして、現在策定中であります長期財政計画、今年策定をする、今進めているところでございますが、そちらのほうと現在整合性を図っているところでございます。なるべくこの個別計画が今後実質的に担保できるような形で、より長期にわたって、1年、2年ではなくて、より長い期間を財政計画のほうになるべくリンクをさせていきたいということで考えております。結果、いつ示すのかということでございますが、まず順序といたしまして、現在個別計画が今年、今策定中でございますので、まずはその個別計画の中身をお示しをして、それと合わせる形で本郷一小跡地の利活用についての説明をしたいと考えております。具体的な時期と、今詳細な時期というのはなかなか申し上げることはできませんが、なるべく早く、年明け早く、1月はちょっと今のところ困難かなと思っておりますが、住民説明会につきましては2月なりその辺を目途として策定中ということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） それでは、個別計画をまずつくった中でそういったことを説明しながら進めるということで、年明け2月頃ということで、それではそういった計画の中身についても期待したいと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

続いて、本郷庁舎の部分なのですが、私が通告したように生涯学習センター、地域の拠点として、地域コミュニティ形成の中心拠点とすべく、生涯学習センターとして再整備していくのだと、令和5年の運営開始を目指していくのだということでもあります。そうした場合にいろいろ中の施設設備、それはこれから具体的に計画を進めていくわけなのですが、町民の方にとって本郷地域についての庁舎というのはやはり地域の中の拠点であり、地域活性化のシンボルにもなるところでもあります。ですから、そこに町民の方が集ったり、交流が図られるというところで地域の活性化につながる部分ですので、答弁いただいたように地域のコミュニティ形成の中心拠点だということを踏まえて、詳細な計画づくりに取り組んでいただきたいと思います、これもそのように期待をしたいと思います。

方向性が共有できていると思いますので、次に2問目の防災アプリのほうに行きたいと思います。防災関連アプリ、通告の中にもありますように、情報の提供は選択肢が多いほどいい、情報を得る手段は多いほど住民の方にとってもありがたいというところが基本的な考えで質問しております。ですから、多様な情報ツールということでいろいろ検討していただきたいと思いますということなのですが、その中で私が特にそういうソフトというか、アプリがあるのかと言われると、私もそこまでちょっと調査はしていないのですが、まず町民向けアプリについては、いろいろ取り組んで検討されるわけですが、調査していくということなので、調査をしていただきたいと思います。一番は町民の方と情報共有するときに、災害が発生して例えば土砂崩れで道路が塞がったといったときに、そこをたまたま通った住民の方とかが先にこうなっているよというのを情報共有できるアプリがあれば、その方がそこで、GPSもあります、現在場所と状況、それこそ今だとスマホで写真撮って情報を送れると。それを町のほうで把握したときに、把握と同時に同じアプリを持っている、セキュリティーなどの権限づけもあるでしょうけれども、ある程度主要な人たちがその最初の情報を確認できると。そのセキュリティーにもよるでしょうけれども、それこそ消防団にも一瞬にして共有できるということで、双方向というのは、私の意図するところはそういうアプリをつくれなかなと。結局行政が確認をしたら一方的に送る情報ではなくて、同じスマホを使うのであれば町民の方がそういうの発見して、災害ですから、ちょっと熊とかイノシシまで発展させるのは難しいのでしょうけれども、実際にはそういうことも可能ではないかなと、今の時代は。そういう意味で、町民向けの防災アプリに関しては町民の方もそういう情報を行政というか、そちらのほうにやれると。瞬時にそのアプリ入れている方は町民同士も全て共有できると。そうすると、土砂災害で通行止めだよと、そういう情報がなくてもそういう状況にあるということが分かれば、その道路を回避するとかということも可能なので、そういったアプリがあればいいのではないかなということなのです。

参集アプリについても同じ考えです。実際に消防団の方、職員の方が現場に行くといったときに、

現場で一々上のほうに報告するというよりも、その場で状況を写真撮るなり、何か書き込んで送れば、ほかの消防団の人たちにも一斉にその情報が行くわけです。ですから、そういう迅速な情報の双方向共有というのを図れるアプリをすべきかなと。

それからあと、消防団、職員、私この2点目で職員と消防団をちょっと一緒に書いてしまった部分があるのですが、職員は職員、消防隊の職員でいいですが、職員の参集については段階的にやるというのは理解しているのですけれども、実際各課長さんとかが自分の職員、一次配備、二次配備でも連絡します。でも、それを統括する災害担当である総務課長なり、町長、副町長なりが今何人参集しているのだとか、現場に向かわせて対応させるにしても、一々所管の課長に指示するまでに、実際に職員の手が必要なときに何人参集しているということが把握できれば、ではそちらの現場に何人向かわせるようにとかということで、迅速な職員配置も可能だと。それと同じことを消防団のほうのアプリでも使えないのかなと。そうすることによって情報を共有しながら、現場対応なり配置、また避難所開設したときに職員が行きます。避難所で何が必要だとか、そういったこともメールのように、そのアプリを書き込めば本部も分かるし、ほかの職員が分かれば、ではこういう物資を持っていかなくてはいけないなど。一々電話で連絡するとか、数をきちっと把握してどのぐらい必要だとかということも全て瞬時に情報共有できると、そういうことでアプリを検討していただきたいなど。まず、町民向けアプリと職員参集アプリについて、私の思っているイメージとしてそういうことなのですから、再度そういうことを含めていろいろ調査して検討していただけるかどうか見解を伺います。すみません。回りくどくなりました。すみません。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 今議員ご提案のありましたそのアプリにつきましては、今後調査していきたいと思えます。ポイントといたしましては、今議員提案あったように双方向の情報共有、ここがやはり肝要なのかなと思っております。今までの情報は、どちらかというところから一方的に情報を流すということでございましたが、町民なり消防団員の方が、逆にそちらのほうから町民のほうに情報を上げていただく、いわゆる双方向の情報共有というのがやはり一番重要なポイントだと思っておりますので、まずは町民向け、さらには消防団員向けなりの双方向の情報共有可能な点をちょっとポイントとしまして調査、検討して、早期に導入に向けてちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） では、その辺十分検討材料として検討いただきたいと思えます。

あと観光アプリについてなのですが、答弁の中ではハザードマップの追加とか、訪日外国人に対する地震速報、避難勧告等、災害情報提供アプリなどとリンクできるということで考えていくということで、問題は発信する町のほうの災害情報そのものを構築したものを、先ほどの町民向け、私としては1点目の町民向けアプリと言ったものとリンクして、ただ外国人ですと日本語が分からないの

は当然なのですけれども、例えばさっき言ったように道路が駄目だとかここが冠水しているとかという情報でもし分かれば、目で見ても分かるというか、そういうこともありますので、そういうリンクも必要だなと。あともし避難勧告の情報をやったとしても、避難所、避難場所にどうやって行ったらいいのだということがあります。ですから、それも視覚的に、今いる場所から近い避難場所に行けるといふ案内もできるようなものでなければ駄目なのではないかなと。そういったことを加味して、特に日本人の観光客の方でしたらいろいろ情報手段持っているでしょうけれども、外国人の方についてはなかなか言語の関係で難しさがあるので、あえてそういう優しさを持ってアプリを工夫していただきたい。ちょっと余談にはなりますけれども、実際には外国人の方にはそういった観光アプリの防災の面では、極端に言えばトイレとか、あと飲食する場所、そういう状況になれば物を買う必要もあるので、食料品を買える場所とか、そういったこともある意味掲載情報の一つかなというふうに思いますので、その辺を含めた検討、対応、リンクというのを進めてもらえればと思うのですが、その点見解をお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたがでございまして、当然議員おっしゃるとおり町においていただいたお客様に安心、安全に観光をお楽しみいただくというふうなところで、この防災情報アプリというのは必要だというふうに思っておりますので、今年度まずハザードマップ機能の追加ができないかということで、現在運用しております指さしナビのほうに何とか入れ込むようにちょっとやったわけですが、実は費用のほうがちょっとかかるというふうなところで、なかなか実現できなかったというふうなところがございまして。ただ、このハザードマップについては、議員お尋ねのとおり、多言語化のほうには対応しておりませんので、ここに対応したものとしまして今当課で考えておりますのは、官公庁が出しておりますアプリがございまして、セーフティーチップスというふうなアプリでございまして、これは14か国語に対応しているものでございまして、当然緊急地震速報ですとか、アプリを入れていただきますとそういった速報が携帯電話、スマートフォン等に流れてくるというふうな仕組みでございまして、どのような行動をすればいいかというふうなことで、指南のガイダンスが流れるというふうなアプリでございまして、その導入がちょっとできないかどうかというのを、しっかりと今回ちょっと予算措置をさせていただいて、次年度そういった方向で運用できないかどうかというところをやっていきたいというふうに今の時点では考えてございまして。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） ぜひ導入に向けて前に進めていただくように期待を申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで野中寿勝君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時48分）

再 開 (午前11時49分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第8号、13番、山内須加美君。

〔13番（山内須加美君）登壇〕

○13番（山内須加美君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。3点お願いします。

まず、1点目、湯陶里温泉入館料についてであります。3会場で開催された温泉施設利活用処分住民説明会の成果と今後の課題についてお伺いをいたします。また、本郷温泉湯陶里、65歳以上の町内在住者の入館料について、来年4月から民間経営に移りますが、他の施設、あやめの湯、新鶴温泉健康センターと同等の対策を講じる必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目です。門前町通りの再整備についてであります。平成29年9月会議の一般質問において、本事業は伊佐須美神社門前町としてにぎわいを取り戻し、中心市街地の活性化に向けた取組でありました。開設当初から道路は狭く、また水路への落車や灯籠の破損等、町民からの苦情、改善等の要望があり、早急に見直しの必要があるのではないかと質問に、当時国庫補助金事業で整備した関係上、関係機関や町長の声を聞きながら改善が必要な箇所について、よりよい施設となるように検討をするとの答弁がありました。今後どのように再整理計画を進めていくのか、来年度への予算計上と併せて見解をお伺いいたします。

3点目です。行政、福祉のサービス向上と維持についてであります。1つ目、合併時から3地域については公平性が基本であることは言うまでもありません。令和に入り、新庁舎中心の事業になることはある程度仕方がありませんが、しかし新鶴、本郷地域の方々への配慮、特に交通手段のない方や高齢者等への事業等については、町民目線で全庁挙げて再考し、対策を講じる必要があると考えます。具体的には、過日のプレミアム商品券の販売、11月にありました家電回収等、新庁舎中心での対応には課題が残ります。各支所をもう少し有効に利活用すべきであると考えます。今後の対応について見解をお伺いいたします。

次に、2番目として、防災情報システム放送の一部聞き取りにくい箇所の把握と高齢者世帯や耳の不自由な方々への配慮は万全なのか、現状認識をお伺いいたします。また、ノパメール等以外の補完措置も必要です。防災関連情報の町として問合せに対応できる対策も検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、渡部英敏君……

〔「議長、議事進行お願いします」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） はい。

○12番（根本 剛君） 今ほどの山内議員の質問の第1問目の3行目ですか、「関係機関や」、この質問通告書では「町民の声」と書いてありますが、本人さんは「町長の声」ということをしゃべっていますので、これ日本語通じないので、その辺は訂正方お願いしたいと思います。

○13番（山内須加美君） すみません、では訂正お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 今の議事進行を認めます。

訂正をお願いします。

○13番（山内須加美君） 私は、「町民」と言ったつもりですが、「町長」というふうな形なので、町民ということで訂正をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美議員の質問の途中でありますけれども ここで午後1時まで休憩したいと思います。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 13番の山内議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、湯陶里温泉の入館料についてであります。去る11月20日及び21日に高田、本郷、新鶴地域において、本郷温泉湯陶里の民間譲渡に関する事項とその他の温泉施設の現状、利活用処分方針の説明を行うため、温泉施設利活用処分住民説明会を開催しましたところ、延べ人数19人の出席がありました。成果としましては、湯陶里の譲渡先候補法人の概要、営業開始までのスケジュールや準備状況並びに湯陶里以外の温泉施設等の利活用処分を説明し、出席された皆様から一定の理解を得たものであります。今後の課題としましては、あやめの湯は源泉量の減少、源泉温度の低下などによって、将来にわたり温泉施設としての継続は困難なことから、今後温泉施設等の民間譲渡が進まない場合、温泉を廃止するとともに、その後の施設の利活用が課題となります。また、民間経営後の65歳以上の町内在住者の入館料を他の温泉施設と同等とするための対策の必要性につきましては、譲渡先候補法人より、湯陶里の大人の入館料は現段階で550円程度で予定していることの説明がありまして、65歳以上の町内在住者は、現在の310円から値上げとなります。しかし、利用者の最大の要望は、湯陶里を現在のように市公衆浴場として将来にわたって利用できるようなことであって、そのためには民間業者が健全な運営、経営を行うためにも、サービスの内容に見合った適正な入館料が必要となります。さらに、550円程度の入館料は、周辺市町村の日帰り温泉と比較しても同じ程度の水準であり、公衆浴場として適正な価格の範囲内であることから、65歳以上の町内在住者の入館料を他の温泉施設と同額とするために町が制約をかけることは困難であると考えております。

次の門前町通りの再整備につきましては、今後の再整備計画については、現在整備完了から10年が経過し、老朽化、幅員狭小などの様々な改善点が確認されており、それらを解消する上で再度補助事業での整備が可能となりました。今後関係機関や町民の方々の意見を取り入れ、さらなる問題点と改善点の洗い出しを行い、よりよい施設となるよう事業を計画してまいります。また、新年度の予算計上につきましては、令和3年度に、問題点等の洗い出しを行う予定であることから、再整備につきましては令和4年度以降となります。

次の行政、福祉サービスの向上と維持についてであります。1点目の各支所の有効活用への対応につきましては、各種事業の実施に当たっては、新庁舎を中心としながら、事業の内容や規模を考慮して、そして各支所の有効的な利活用を図っているところであります。支所は、合併以来、地域の身近な行政窓口として重要な役割や機能を担っているものと認識しております。高齢化、人口減少が進む中で、支所の在り方については今後検討していく必要がありますが、各種事業の実施に当たっては住民ニーズを的確に把握しながら、地域の実情に配慮し、利便性の高い行政サービスが行えるよう進めてまいります。

2点目の防災情報システム放送につきましては、まず聞き取りにくい箇所の把握であります。平成29年度に町内全域の状況の調査を行っております。当該調査結果に基づき、聞き取りにくい箇所につきましては、機器の交換、音量の調整を行っておりますが、市街地を中心に音が反響するなど、機器交換や音量の調整だけでは困難なところもあると把握しております。聞こえにくい箇所の方、高齢者世帯や耳の不自由な方々に限らず、文字での情報伝達手段として登録制のメール推進を図っているところであります。今後も情報の周知方法につきましては、様々な方法、取組について調査、検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） それでは、温泉のほうの入湯料についてお伺いをいたします。

最終的な町長の答弁の中では、65歳以上に対しての部分は変更を考えていないということなのですが、この内容、私が申し上げたいのは、結局新鶴温泉健康センター、あやめの湯は、シルバーの方たちは310円でございますよね、実質的に。その以降、湯陶里についても310円については多分譲渡先についてはなかなか厳しい問題があるだろうと。ただ、今まで湯陶里温泉多くの方が使っていただいておりますし、当然入館される数字も把握されていると思います。この方たちに対する、この65歳以上の方々に対する、譲渡先に対してその金額に安くしてということは当然申し上げられません。私が申し上げたいのは、この方々に対する町としての対応、考え方が必要。要はもう補助金とか、補助金とかってもう補助金だと思います。負担なのです。そういう意味で私は今回質問申し上げさせていただきました。くどいようすけれども、湯陶里というのは平成7年からできておりますけれども、これは当然目的は福利厚生なのですよ、皆さん。だから、そういうことを考えたときに、私は公平であるべきだろうというふうに思いますので、シルバーの方、正式な人数も、該当するのは大体14.2%とい

う、入館率に対して。年間で1万5,000人、これ多い少ない若干あると思いますが、そういう方たちに対する考え方というのは現状のままでいいのかどうか。くどいようですけれども、我々議会に説明したときについても、料金については大幅に上げないというような説明受けました。イコールシルバーの方たちに対しても310円というの、当然負担はないような形でのお話かなというふうに私は説明受けておりましたので、その部分について再度答弁お願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございすが、まず湯陶里の入館者の区分につきましては、昨年度でございすが、大人一般、高齢者を除いた方でございすが、これが81.8%でございす。65歳以上の方につきましては14.2%でございす。小学生以下の方につきましては4%、そういった比率になってございす。それで、先ほどこよつと答弁でも申し上げましたとおり、一応湯陶里につきましては大分施設等も老朽化してまいりまして、これからかなり改修費用などもかかるというふうなところで、人口減少も見据えながら、そういった民間の活力を入れて何とか存続経営ができないかというところで進めてきたわけでございすが、当然民間事業者が入りますことによりまして、利用者が希望するように将来にわたって今の経営が継続される、さらにはリフォーム等の実施によりまして、より明るく清潔な環境の中で入浴ができるなど、サービスの向上というのはかなり見込まれるというふうに思っでございす。これらのサービス向上をしていく予定でございすので、当然見合った、民間事業者の健全な経営を促していくためにも、適正な料金設定というのは必要なというふうに思っでございす。550円というふうな料金設定をさせていただいたわけでございすが、これにつきましては、確かに最初の募集の際に料金の大幅な値上げ等は行わないことというふうな条件づけはさせていただいておりますが、現行の大人料金というのは520円でございまして、それを550円に30円値上げをさせていただくというふうなことでございすので、これは近隣の自治体の公衆浴場を運営している形態の施設から比較いたしましても妥当な金額設定であるというふうなことで、当初の約束、条件違反にはならないものというふうに私どものほうで考えておるところでございす。

○議長（谷澤久孝君） それでは、福祉的な観点から、福祉課長のほうから答弁。

○健康ふくし課長（原 克彦君） あやめの湯、あるいは新鶴温泉健康センターということで、今後民間譲渡ということも出てくると思っす。そういった上で、そういった状況が出てきた際に全体的な公平という観点から考えてまいりたいというふうに思っす。

○13番（山内須加美君） すみません、ちょっとマスク外して、ちょっと聞こえない。私耳悪いかもしれませぬけれども、ちょっと今の話聞こえないのです。分からなかったのです、今の課長の話。

○議長（谷澤久孝君） マスク外してもう一回答弁してください。

○13番（山内須加美君） マイクつけてください。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 今後は、高田のほうのあやめの湯、あるいは新鶴温泉健康センタ

一、こちらのほうも利活用ということで今検討されておりますので、そういった結果を踏まえた上で、全体的な観点から後継ということで考えてまいりたいというふうに現時点では考えております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 今産業振興課の課長のお話でお伺いします。要はあやめの湯を利用されている美里町民の方、高齢、シルバーの方と結局あやめ、新鶴やっているその65歳以上の方と、当然同じ施設、民間には行きますけれども、これは正直譲渡先が決まらなかったり、今回決まりましたけれども、最終的には37年度までは、耐用年数、償却期間かどうか分かりませんが、37年までには移譲すると、町のほうでは、最終的には。そういう基本的な考え方があったわけですから、分かっていますか、37年までは。ですから、そういう意味も含めまして、町民の方たち、湯陶里温泉を利用する方については、やはり町のほうで同等に対応するということが私は当然だと思います。その点について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございまして、まず65歳以上の方のそういった料金を仮に補助するというふうなことであれば、やはりこれ民間にお任せしているものでありますので、かえってそういった支援をしてしまいますと、いわゆる民間事業所の自助努力といいますか、そういったものが薄れるというふうな可能性もあるかなというふうに考えてございます。ある程度やっぱり企業を定着させなければいけないというふうな、そういう役割も私どもは担っているというふうに思っておりますので、やはり安定経営をしていただくために適正な料金設定ではないのかなというふうに考えておるところでございます。さらに、一方で、別なところといいますか、実は高田のほうの説明会であった話でございますが、一方の町民の声では、一応それぞれの施設にもともと違いがあるというふうなところで、詳細に申し上げますと、サウナがあったりなかったり、きれいであったり古かったりと、それぞれにサービスに、内容に違いがあるのだから、料金設定が違っていてもそれは当たり前ではないのかというふうなご意見もいただいております。そういったことも踏まえますと、やはり民間と公共施設とも料金設定において違いがあっても、それはやむを得ないのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） それは、町民の方ですから、いろんな意見あるのは当然でございます。ただ、あくまでも、くどいようですけれども、今まで湯陶里を利用されていた方が、設備がよくなる、いろいろそれは当然あると思います。ただ、今まで通っていた1万3,498人という数字が令和元年は出てます。大体14%から15%です。今年は、コロナの関係で4、5月休まれたということなのですけれども、通常平均すれば10万ですよ。そうすると、これから設備がよくなって、入るお客さんが多くなるという可能性もないわけではないでしょうけれども、10万平均しての十四、五%ということであれば、それは先方さんに安くしろとかいうことではなくて、町が何らかの形で、補助金とか補助券

とか、100円でも、例えば150円、200円でも、そういう方たちを福利の意味で、当然私は考えるのは、同じ町民の方たちに対して平等、あやめに対しても、新鶴温泉に対しても、そういうことでシルバーさんの方は使っていますし、あやめなんか60%以上が高齢者、シルバーさんですよ、利用されている方が。60%ですよ、あやめの湯を利用されている60歳以上の方というのは。そういうことを考えたときに、私は公平性からいっても、検討しても、100円でも200円でも、200円であれば300万ですよ。確かに大金かもしれませんが。でも、これから福利厚生、いろんなことを考えたときに、やっぱりお年寄りの方たちに今までどおり同じように負担をかけないで住んでもらうというのが今まで町で経営してきた温泉施設の、幾ら民間に行くといっても、そこは今後の、さっき37年度という、5年間なら5年間ということぐらいまでは、私は町のほうとして当然検討すべきではないのでしょうかということなのです。再度これ、担当課なので、今すぐ云々ではないので、例えば町長、副町長ではないですけども、考え方、町民の方たちに対する、私はそういう意味で公平性からすれば何らかの形で従来どおりにシルバーの方たちにもやっぱり対応するべきだろうというふうに私は思って今回この質問をさせてもらったということなので、その辺についての見解をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） それでは、私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

今山内議員がお話をされた高齢者の方に対する配慮というものが必要だろうという、これは当然我々もその部分については考え方として持っておったところでございます。ただ、先ほど担当課長もお話をしておおり、高齢者の方が利用されているということも事実ですが、その方々が町内の方だけではなくて町外の方もいらっしゃる。それから、町内の方であっても65歳以上の方がどの程度の部分で利用されているのかというと、そんなに大きなウエートを占めているわけではないのかなというふうにもちょっと考えられるわけです。そこに議員がお話のように補助という形がふさわしいのかどうかというところで少し考え方がちょっと難しいのかなという考えを持っているところです。あともう一つは、民間譲渡をしようとするそもそもの部分については、議員ご承知のように、3町村が合併をしまして、公共施設、類似施設をそれぞれに所有していたものを1町として今後全てを維持管理していくというのは、もうこれは当然難しいと。これは、もう過去にもお話を申し上げました。それで、その中で、ではどこをどういうふうにしていくかというところの今初めて出てきておりますのが湯陶里というところでございまして、これがこの後個別計画とかでそういったことがどんどん出てくる。そういう財政的な、将来にわたって持続可能な部分ということも念頭に判断をいたしますと、やはり補助額が議員おっしゃるような数百万円程度ということであっても、今までも実際に指定管理として出している数字と同じ程度の額ということになりますと、それを相殺してしまうというような形になりはしないかということで、やはりそこには町としてはちゅうちょせざるを得ないということで町長答弁のような形で出させていただいたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 経過は、私らもこの議会のほうで賛成してはいますけれども、くどいようですけれども、スタートの平成7年度に、当時の部分というのはあくまでも福利厚生ということ優先で来ました。合併の時点からは、産業振興であつたりとか、観光の面でということを前面に出して今日まで至り、この時点に至ってはコスト、将来的な財政の面から売却、譲渡という話の進め方です。でも、基本からいったら、これは当然福祉関係であれば、赤字だろうが何だろうが、町でやっていた事業というのは、当然これは基本的には町のほうで赤字だろうが何だろうが進めるべきは、一つの私は基本的な考え方だと思っています、それは、福祉の部分につきましては。だから、そういったことを考えれば、今回の入湯料の問題については、結論ではないのかもしれませんが、今副町長話しされましたけれども、やはりこれはもう少し検討しまして、町民の方への対応というのが、十分期待に応えるべきだと思うのですけれども、再度お願いをいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 再度のお答えになるわけですが、今議員がおっしゃるような形で検討というのは非常に難しいかなというふうに感じております。町内にあと残り2つ同じような施設ございまして、今まで湯陶里をご利用いただいていた方にそちらのほうをご利用いただけないかなと。そちらをご利用いただくときに、ではそこに行くときの足とかそれはどうするのだと、そういったような形で、ではそこにどういったことが考えられるのかと、そういうところの部分については今後検討をする可能性としてはあるのかなと思っていますが、今の民間のところの利用についての補助というのはちょっと難しいかなというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 残念ですけれども、この辺はもう少し憂慮するべきだろうと思います。

あと3地域の会場で説明会行いました。私ちょっと気になった部分については、譲渡先の会社が実際仮契約までしか至っていないときに今回の会場に出席されて、まして町側よりも先に譲渡先の方に、町民の方からの質問を受けて答弁すると。これは、少しいかがなものかなというふうに、やっぱり正式な契約をして、もし問題があれば職員の方なり町が聞いて、その問題点を今度譲渡予定先に聞くとかというふうな対応を私はすべきでなかったのかなということが1点と、2回目、昨年度もやっていますし、今年2回目でしたけれども、町民の方が少なかったり、いろいろありますけれども、最低限町長とか副町長が最初に挨拶をして、公務でお忙しいでしょうけれども、やはり町民の方々に対してそういう姿勢を見せて、そしてこういう問題点についてはやはり責任者で町長、副町長あたりが答えられることになれば、町民の方、出席された方々ももう少し理解が深まるのではないのかなというふうに私は感じたのですが、この2点についていかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 今ご指摘をいただきました。日程的なところもございまして、町長、私、出席できないような状況でございました。これは、大変申し訳ないと思っております。当然そういう

大事な部分でございいますので、今後そういったところを十分に配慮してまいりたいというふうに考えております。

もう一点、進め方としてまだ仮契約の段階の業者が先に立ってというような形というのは、やはり進め方としてはふさわしくなかったということで、その点については十分今後注意をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございいます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） では、次、門前町の部分に移ります。

ちょっと残念だったのは、私が急ぎ過ぎなのか、気もんでいるのか分かりませんが、当然これは過去10年の間に何度かやり取りしました。すぐ来年というわけにいかないまでも、もうちょっと具体的に、3年度に向けて調整しながら4年度以降実施ということになれば、4年度から予算がつくということになるのかと思いますけれども、もう少し細かくこの辺について説明をお願いしたいことと、今現在の課題、やっぱり早急に、当局でも分かっているように、道路の問題であったりもろもろ、水車の問題、水路の問題等の課題はあるわけですから、これは本来であれば、もう10年経っているわけですので、問題なければよかったですのですが、ある問題ですので、3年度に向けて何らかの形で手を打つということは当然あってしかるべきではなかったのかなと思いますが、この件についてお伺いをいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、来年度についてですけれども、ちょっと具体的に伺いますか、若干説明させていただきたいと思いますが、来年度におきましては町民に対します説明会というところで予定しております。それで、今10年が経過しまして様々な問題ということで、例えば幅員が狭いとか、そのほかいろいろと、事業効果とかいうところも出てきましたので、その点を踏まえつつ幾つかの案をつくりながら説明会のほうに持っていきまして、それで住民の方の意見を吸い上げて、そこでまとめまして、1回ということではなく、それについては複数回ということでも予定をしまして、町民の方の理解を得ながら事業として進めてまいりたいというところでございいます。

それと、課題というところでありますけれども、なかなかすぐにその課題というところも、10年は経過しておりますけれども、見いだすことが、すぐにこれとこれということで、今述べるということは控えさせていただきたいと思いますが、様々な課題はあるというふうに私も認識しております。

以上でございいます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 課題認識しているということなのですが、できることから、整備ですから、お金はかかるのだらうと思いますけれども、ただ現在においては水車の問題ですとか、破損している部分については何らかの、美観、環境からいけばちょっとどうなのかなと思いますので、そういう意

味では駐車場の問題ですとか、そういうもろもろのやつは、常に職員の方々は見ているとは思うのですけれども、やはり常に意識を持って対応しなくてはならないのではないかと思います、その点についてお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまおっしゃられましたとおり、美観に配慮をするということは当然のことだと思います。今年度におきましても、水車については破損しているということで撤去をした次第でございます。あと駐車場についても、門前町の道路整備と一緒に整備したというところで、管理につきましては建設水道課のほうで管理をしておるといってございまして、あとはそれについても今後いろいろと課題もあるということもありますが、いろいろ観光のほうも、私観光の面からというところは今立場と言えませんが、そちらのほうの担当課、所管課のほうとも連携をしながら、今後美観を含めまして事業を検討、この門前町通りがよりよい道路になりますように検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 課長のほうがありましたけれども、観光の問題も当然、にぎわい創出ということで門前町通りということなのでしょうから、この件について考えれば、伊佐須美神社を核とする、当然我が町の中心なので、やはりこの参道、門前町通りの基本的参道の部分と、従来から言われているように、あの道路をつくるというのは、道路1号線、通称1号線からの401というのですか、説明では県道会津高田一会津本郷線に接続するというのが当初の町側の考え方でもありますけれども、その辺は整理しながら当然おやりになると思いますが、それはきちっとメッセージを発しないと、中途半端な形になったのでは、まだどうなのかなというのを懸念するのですが、その辺について併せてお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 今通称1号線、そして国道401号線、あとは通称7号線についての道路整備ということもございまして、まちづくりということもございまして、その観点から今後検討してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） それでは、次の行政、福祉のサービスについてお伺いをいたします。

答弁のとおり、町民の方のニーズに合ったような形で的確に行政サービスをするということが大事であります。当然のことです。職員の方々ももう少し町民に、いつも言っていますが、寄り添うというか、コミュニケーション不足ではないのですが、もう少し職員の方々が町民の方々に寄り添うような、そういう対応をされればいろんな町の方々の考え方も分かりますし、そういうふうな方法というか、町の内部的には検討されたことはないのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確認させていただきますが、庁舎利用に関してということでしょうか。庁舎の利用に関してということでしょうか。

○13番（山内須加美君） いやいや、町民の方に対しての話をしています。行政サービスの中で。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、職員としては町民の方の意見を一人一人お聞きしながら、そういった寄り添った行政を進めるというのは当然基本だと思っております。その研修の中身につきましては、職員の研修、さらには職場内研修等でそういった話をしているということで、町としては行っているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 町に対して町民の方たちが、特に今回質問させてもらったプレミアム商品券並びに家電の集配の部分については、じげんプラザに集まってくださいというような話の今回の事業でした。だから、そういう意味では、本郷であっても、新鶴であっても、それ各地域に今までどおり、足のない方、弱い方たちが今までどおり、いきなり足のない方たちがここに来るということはちょっと難しいわけです、じげんプラザのほうには。せめて本郷庁舎なり新鶴庁舎に置くということも、町民の方たちにとっては要望として大きいわけです。そういう意味では、本郷の方、新鶴の方って特定はしませんけれども、とにかく一番言いたいのは、地域間の格差がないような町にしていきたいであるとか、地域に差の出ないような対応をお願いしたいというのが多くの、多くといたしますか、町民の方たちの要望なのです。差があるということ自体が、格差があるということが私問題だと思えますので、そういう方たちの思いというのはなかなか職員の方たちはちょっと理解が薄いのではないのかなというふうに私思っておりますので、そういう意味ではちょっと町民の方々にもっと出向いて、町民の方たちとの対話ができるような仕組みをつくる必要があるのかなというふうに思っておりますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、確かに寄り添い方についてはいろんな方法があると思います。今具体例でそういった2つのプレミアム商品券、さらには小型家電の収集の話が出ましたけれども、そういったことで今ご提案あったように、例えばそれを今支所等でやる場合も、それはあるとは思いますが、場合によっては。さらには、交通弱者の方につきましては、当然そういった交通手段を提供するというようなことも考えられておりますので、やはり町民目線に立ったそういった行政の在り方、そういった仕方をさらに町としても検討したいと考えています。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 1つ以前からお話ししておるのですけれども、今美里管内では地区が156地区あるのです、高田、本郷、新鶴で。以前にもお話ししたことあるのですけれども、学校の各地区の保護者、PTA関係との連絡の中で、先生方が各地区担当しながら地区との交流、情報交換という形

がございまして、こういった意味では各地区に職員の方も170人、171人ですか、現場いらっしゃると思いますけれども、そういう職員の方々、若い方たちは最近大卒で地元の方ばかりでないわけですので、恐らく町外の方のほうが多くはないけれども、町外の方も多いわけです。多分地域も場所も分からない方というのは多いのではないかと思います。そういう方のためにも、各地区に担当といいましょうか、何か連絡係、区長さんもいらっしゃることでありますけれども、職員の方たちが割り振りしながら、担当しながら、お互いに連携取りながら、情報交換しながら、少しでもこの町をよくする、いろんな形で風通しをよくする意味での、そういう対策というか、そういう方法も一つの手段としてあると思うのですが、そういう職員の方たちの対応、活用の仕方、活用という言い方悪いのかな、職員の方たちの部分についていかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問というか、ご提案というのは、地区担当制のことだと思いますので、その件についてお答えさせていただきたいと思っております。

確かに他町村によっては、そういった職員の地区担当制を持っている自治体もあるということは把握しております。ただ、美里町において今現時点でその業務ができるかというのは、今現時点ではちょっと検討が必要かなと思っております。ただ、やはり職員が地元目線で行政を行うということは、町民目線で行政を行うということは当然のこととございまして、例えば昨日の一般質問の中で答弁させていただきましたが、地域活動とかいろいろそういった活動も、地域に出向いて活動するということは非常に大事で、町としても推進したいと思っておりますので、地域の担当制につきましてはちょっと今後調査していきたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） ぜひ実現してほしいと思っております。お願いします。

それで、最後の防災情報システムについてお伺いをいたします。調査検討するということなのですが、これもこの本会議場で同僚議員がそれぞれの立場でいろんな、聞こえない部分であったりとかして、提案というか、質問をされております。現在までも、登録制のメールということになってはいますが、これだって果たして何%といいたいでしょうか、加入率というのか、入っているのはどのくらいなのか。正直私も利用させていただいてはいますが、非常にその場で即入ってくるというケースが少なく、なかなか電波の関係もあるということで、これも定かでない。でも、やはり完璧なものはないと思っておりますので、ありとあらゆるものを考えながら、答弁書にありますように今後検討していただくことになると思うのですけれども、私が提案というか、考えているのは、テレホンサービスというのでしょうか、具体的に若松消防署で、これ火災あまりあってほしくないのですが、消防の問合せ、25-1133という電話番号が、即今どここの場所で火事がどうだということ分かるような、ああいうようなこと町としてテレホンサービスで、これは別に災害に限らず、昨日ここで論点というか、話題になっていましたコロナの問題であったり、いろいろありますよね、PCRの問題だったり。

いろいろそういうものを行政サービスとして、メッセージとして常に、案件がなくてもそこに電話をすれば今現在どういうふうな状況なのか町の動きも若干分かるようなシステムになっておりますので、それは私は、最優先とは言いませんが、ひとつ検討する材料であるのかなというふうにちょっと考えておりますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、やはりこの防災情報システム、完璧なものというのはなかなか1つでは無理なのかなと思っております。ですから、いろんな手段、方法を用いながら、全ての町民の方がそういった情報が受けられる状況にするというのが理想と考えております。今し方ただいま議員のほうからご提案のあった電話によるサービスでございますが、以前も多分ご提案があったのかなと思って、内部で以前検討はした経過がございます。ただ、やはりちょっと導入には結果的には至らなかったということでございますので、そういったサービスがどういうものなのか再度調査したいと思います。ただ、今ICTの技術は日進月歩でございますので、一方的な情報の、町からのお知らせだけではなくて、双方向の情報交換というのがやはり一番効果的なものかなと思っております。ただ、それにもいろんな条件がございますので、いろんな手段、方法を調査したいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） もっといろんな方法あります。私は、この部分で申し上げたのは、結局耳の遠い方とか、高齢になれば表にいても中でも、なかなか防災行政無線が聞こえないとか分かりにくいというのがあるわけですから、一番確実な方法としては、皆さんほとんどの方は携帯かスマートフォンお持ちなのかもしれませんけれども、まだまだ町内の方にはちょっとそういうことも難しいという方も多分いらっしゃると思いますので、そういう方のためには、先ほど言いましたテレホンサービス設置するようなことが有効だろうと私は思っております。その件再度、以前検討されたというものの、これもひとつぜひ前向きにと思っておりますので、その辺まずお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 繰り返しになりますが、そういった電話によるサービスについても、それは調査していきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 大体質問終わりますが、最後に今のノパメールが中心だということでございますが、これも入ってくるものは同じ文言なので、もう少しいろいろ工夫されたらいいのではないかと思います、内容的なものを。全く同じものなのです。これ以外に、さっきも途中でありましたけれども、今現在であれば、例えば万が一火災になったときにはそういうものであったりとか、場所とか、あと昨日話出ましたごみの排出方法だったり、さっき言ったPCR検査等々、いろんな問題がもっとあるわけですので、そういう部分をノパメールを有効にお使いになるということも一つの行政サ

一ビスになるのではないかと私は思いますので、ひとつご検討いただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 私のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思います。

山内議員に、過去にそういうお話もいただいたと記憶しておりまして、それで担当する部署、そういったところに指示をいたしまして、一つの例で申し上げますと、健康福祉課の中で今年度新型コロナウイルスに関してノパメールでお知らせをするという機会が多うございましたので、それについては、いろんな形での知らせ方、1つのパターンだけではなくて、いろんな形でお知らせをする、周知の仕方を工夫してくれということで指示をしまして、そういった形で今私もノパメール登録していますので、見ていますとそういう形で何種類かに分けて周知をしているというようなところもございます。それで十分ということではございませんので、なお今ご指摘のあったような、もっと町民の方々に分かりやすい、そういったような形をこれからも検討して改善をしてみたいというふうに考えております。

○13番（山内須加美君） 終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで13番、山内須加美君の質問は終わりました。

ここで2時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時47分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第9号、2番、村松尚君。

〔2番（村松 尚君）登壇〕

○2番（村松 尚君） それでは、通告に従いまして1問質問させていただきます。

一般廃棄物処理収集の現状についてであります。現在国内各地において、ごみの減量化や分別を積極的に行っている地域が多くなっています。しかし、今年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国の緊急事態宣言もあり、臨時休業を行う企業も多く、休業期間中に家財道具の見直しによる家庭ごみの排出等が多く見られました。会津美里町においても、今年5月よりごみの減量化、分別の徹底を進めることを目的に、混在された紙袋や収集日でないごみが出されていた場合、選別周知ステッカーがごみステーションに貼られていることを目にするがありました。本格的に10月からは各地域のごみステーションから収集する際、選別収集が始まっています。選別収集が本格化してからは、収集日でないごみや事業系ごみが出されていた場合は、ステーション前に放置された形で残されている状態を目にすることがありました。また、その後の状況を見ていると、資源ごみなどは次の収集日まで放置されている場所もありました。ごみの減量及び分別については、町民の方々の廃棄物に対する認識と

分別協力が必要不可欠であるのではないかと感じるところであります。また、整備組合では、新焼却施設の建設、運営計画が始まりますが、建設予算の増加から見直しを行い、炉数を現在の3基から2基にしたところでもあります。これは、クリンカー等を除去する補修点検を行う際には1基しか焼却が行えなくなることからも、減量、分別は推進していかなければなりません。現在の状況を踏まえ、伺います。

1点目、選別収集が本格化して以降、残されたごみに対してどのような対策を行っているのか。

2点目、残されたごみなどが鳥獣や風雨などの影響で飛散、拡散することが考えられるが、対策を行っているのか。

3点目、これから冬に向け、残されたごみが雪の中に埋もれる可能性が考えられるが、対策はしているのか。

4点目、5月から選別周知ステッカーがそのままとなっているが、撤去の予定は。

5点目、各自治区の方々や関係業者などとはどのような話し合いを行っているのか。

6点目、緊急事態宣言の時期に一般の方々が環境センターにごみを持ち込んだ影響で、回収業者が構内において渋滞する事態が多くあったが、現在の状況は。

以上6点です。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 2番、村松議員の一般質問にお答えしたいと思います。

一般廃棄物処理収集の現状についてであります。1点目の選別収集が本格化した以降、残されたごみ対策につきましては、10月分でご意見をいただきました件数は56件であり、現地確認や現状に即するチラシの配布、ラミネート看板の設置などを実施しています。その都度選別収集の目的を説明するとともに、守られていないごみについては、排出者自身が持ち帰って、改めて排出し直すようご理解をいただいているところであります。なお、選別収集の結果ですが、昨年度10月と比較しますと、燃やせるごみと燃やせないごみの合計が15.5%の減少率、資源ごみが25.2%の増加率であります。11月速報値では、燃やせるごみと燃やせないごみの合計が17.2%の減少率、資源ごみが37.5%の増加率であります。このことから、今まで資源ごみを燃やせるごみ、または燃やせないごみで排出していたものが分別をして排水され始めているというふうに分分析をしているところであります。

2点目の鳥獣や風雨などの飛散、拡散等の対策等と、併せて3点目の残されたごみの対策につきましては、選別収集へのご理が図られ、守られていないごみが減ってきていることから、12月からステーション内に入れておく対応とするところであります。

4点目の選別周知ステッカーの撤去予定はにつきましては、順次撤去をしているところであります。

5点目の各自治区の方々、関係業者等の話し合いにつきましては、各自治区の方へはごみ排出の再確認と廃棄物の減量について説明をし、ご理解をいただくよう努めております。関係業者とは2週間に

1回の頻度で定期打合せを行いまして、意見のあった内容の共有と守られていないステーション箇所への対応など、選別収集の意義を共有する話し合いをしているところであります。

6点目の構内渋滞の現在の状況につきましては、現在渋滞は発生していないところですが、年に数回程度、様々な事由で渋滞する場合があります。渋滞により作業効率に影響が発生する場合、回収業者より連絡をいただき、町から環境センターに対して受入れ延長の要請を行いまして、回収した廃棄物を処分するよう努めているところであります。

私からは以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 一定の答弁ありがとうございました。確認を踏まえて再質問をさせていただきます。

1点目のご意見56件と減少率、また資源ごみの増加率については、昨日堤議員のほうからの質問のほうである程度伺っていましたので、数字は大体こういう感じかなと感じていました。実際のところ、確かにこのごみの分別というのは、町民の方々が行うことが、これはもう当然のことです、ご協力いただくことが。ただ、5月からごみステーションのほうにステッカーを貼って、要は周知から10月の本格選別収集が始まるまでの移行期間、町として例えば自治区長なりそういった方々に、町民の方々にどのような方法で周知をされたのか。要はポスターとかチラシの配布というのは、一定の効果はあるとは思いますが、各自治区の区長さんに宛ててどのような説明があったのか、またはなかったのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） ただいまの質問でございますが、4月以降、町広報紙、これについては毎月掲載しております。同じくホームページ、そういったことをやっております。個別に各区長に依頼をしたということはないのですが、広報とホームページということでお知らせをしたというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） そうすると、やはり広報紙とホームページとで周知を図るという方法だと思うのですが、結局はごみの分別を行っていただく上での手法というのが、周知をする上での手法というのが多少必要ではないのかなと感じます。ちなみに、残されたごみ、ちなみに私も佐賀瀬川ですが、佐賀瀬川のほうでも10月の本格選別収集からやはりステーションの前に置いていくことがありました。ただ、これは2番目、3番目にかぶるのですが、置いていくことが悪いと言っているわけではないのです。屋外に置く上で、当然街なかであればカラスとかが袋を破るおそれもありますし、私が住んでるような山沿いであれば、例えばハクビシンであったり、そういったものが袋を破って中身のものを出して、飛散、拡散させるようなことが考えられる。要は選別収集が始まれば、間違いなく最初から100%はいかないなということももう多分目に見える話だと思うのです、正直なと

ころ。それ100%守っていただければいいですけれども、例えばごみステーションの中に再度しまっていくというやり方と屋外に置いていくやり方とありますけれども、佐賀瀬川なんかは今朝方見ても屋外に置いてある。屋外に置いてあるということは、飛散するおそれ、または袋を破られるおそれというのは当然あると思うのですけれども、例えばこの移行期間の5か月の間に飛散防止用のネットなど、そういう置いていく上で何か町として、所管として考えたという経緯みたいなものは、協議したようなことというのはあったのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） ただいまのご質問でございますが、ネットというようなことを考えたことはございませんでした。ただ、冬期間については、残されたごみについてはステーションの中に一時置いておくということは、最初からそういうふうな想定でございました。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 新しいことをするというのは、選別収集、当然町民の方々にご協力をいただくということは、お金をかけずにやるということはなかなかやっぱり難しいと思うのです。多少なりとも費用対効果の部分で考えていく上では、やはりご協力いただくまでは屋外に夏場放置すると、確かに冬場早々ハクビシンであったり、そういうものは山沿いは出ませんし、カラスとかというものもないのでしょけれども、ただ夏場はそういう飛散するおそれがあるということは、冬場だけではなくて、冬場は雪の中で見えなくなってしまう可能性もありますから、当然屋内ということもあるのでしょうけれども、やはり夏場も屋内にしまっただけになり、そういうようなことが必要になるのではないかなと私自身は思います。

ちょっと今の質問の関連なのですけれども、今後ネットであったり、そういう飛散防止に関するようなものを設置するようなお考えというのは今のところあるかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 先ほど町長答弁にもありましたとおり、ルールを守られていないごみについては、その排出者に持ち帰っていただくという目的がございます。そういった目的とネットをかぶせておくことが果たしてどうなのかということを考えながら、来年に向けてはそういったことをこれから検討していきたいというふうに考えています。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 先ほど町長の答弁の中でも排出者に持って行っていただくという回答をいただいたところなのですが、排出者が分かればいいですけれども、分からない場合は、これはどうするお考えなのか。答弁の中には、確かに排出者自身が持ち帰って改めて排出し直すようご理解をいただいていると。ちなみに、それは排出者自身が持ち帰るといって多分ないと思うのですけれども、その辺ちょっとお考えをもう一度教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 選別収集を開始して10月15日時点のステーションの各状況というのを収集業者から報告をいただいています。そのときに相当残されたごみが多く残っていた箇所、11か所ほどございました。これは10月15日時点です。その対応として、回覧、チラシを配って、各家庭に配って、注意喚起を行ったところ、11月6日時点では1か所になっています。これについては、こちらのほうでは、収集業者さんの報告なので、間違いはないと思うのですが、間違いなくチラシによって排出者が持ち帰ったものというふうに認識しています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 今ほどちょっとお話あったのですけれども、業者からのお話ということがありましたけれども、ちなみに所管として実際5月以降ごみステーションが例えばどのような状況なのか、チェック状況はどういう状況なのか、また選別収集が始まって以降どのような現状なのかというのはどの程度回って見られたのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 詳しくは、回数、そういったことははっきりと把握していませんが、担当のほうで現状を確認するといった作業は相当頻繁に行っていました。これは、恐らくこういった選別収集が入りますと相当区長さんからの問合せが来るだろうということもあって、移行期間ですか、履行期間にどのような状態になっているかというようなことで、それは確認をした経過がございます。選別収集に入ってから、最初は56件ほど10月あったのですけれども、その問合せの内容についてはいろいろとありました。しかし、こちらのほうで説明をして歩ったということもあって、今は相談ほとんどないです。大体皆様には内容についてはご理解をいただいたのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 頻繁にとか、ちょっともやっとしたような表現が非常に多いような感じもするのですけれども、実際この56件、区長さんのほうからお話あった中で、直接区長さんと対話した件数というのはありますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 直接問合せがあって、大体は電話で納得してもらったのですが、現地確認に出向いたというのは6行政区ございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 実は今年の8月7日に開催されました廃棄物減量等の推進会議の中で、私会議録ちょっと見させていただいたのですけれども、本格移行になるに当たって、当然事前の段階でも

う区長さんからの問合せ件数が増えるということはもう事前に分かっていたらよかったと思います。特に件数が多い自治区では、町で区長のほうに指導をするというような機会を設けて指導するという話がありましたけれども、先ほど特に多かったと言っていた11か所などは、例えば区長さんのほうに直接出向いて対面でのお話とかというのをした箇所数が11か所と認識してよろしいのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。委員長。

○町民税務課長（横山 優君） ただいまのおたがでございまして、まさにそのとおりでございます。ごみステーションもそれぞれ環境がちょっと違うので、区長さんと相談をしながら、こういったチラシがいいとか、こういった看板がいいとかという相談をしながら対応してきたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） そうしますと、区長のほうにも、やはりこういう問題はなかなか、各区長さんの元に行って、先ほど答弁の中では排出者自身が持ち帰って選別しているという表現ありましたけれども、実際それはほぼ皆無に近いと。行政区の区長の方、もしくは役員の方が時間を見て選別するというのが結構多いのでは、全てが全てそうとは言いませんけれども、そういう機会のほうが多いのではないかというふうに私自身は思っております。実際何か所か私自身も集落のほう伺ってまいりましたけれども、その集落のほうでもやはり部落役員が選別、時間を見て選別するしかないだろうということややっているのだと言っておられましたので、ごみの分別、本当に難しいです。私自身もごみ毎日捨てています、ごみ担当で。ですけれども、ちょっとしたことでプラごみになってみたり、燃えないごみになってみたりということで、非常に細かい作業が必要になってきますので、もっと丁寧な説明、これからもっともって町民の方に対して丁寧な説明が必要になってくる。また、昨日堤議員回答の中でお話しされていましたが、ごみステーションを広報の場の一つとして活用していきたいとおっしゃっていましたが、なかなかそれは私難しいと思っております、その事案は。これからごみステーションは、箱物、特に小屋になっているタイプであったりというのは雪がかぶったりすれば当然ポスターなんかも見えなくなってしまうから、それこそ何ゆえ中にしまうのかというのは、雪でごみが見えなくなるから中にしまうのであって、当然壁自体も雪がかぶってしまえば見えなくなってしまうと思うので、もう少し町民の方に分かりやすいような分別表、当然今もやっていますけれども、常にマイナーチェンジをして、このほうが分かりやすいのではないかな、こういうほうが分かりやすいのではないかなというものをどんどん、どんどんブラッシュアップしていただいて、町民の方に周知していただくようなことというのは、その辺はお考えあるのかどうか教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 傍聴者の方に申し上げます。

携帯電話、禁止になっておりますので。

答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 村松議員ご指摘のとおり、さらに見やすいような周知の仕方、それから分かりやすい周知の仕方というのは、これからも随時取り入れてやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） その辺の周知の仕方、所管として足を運んでいただいて、やっぱり自治区の区長さん方に丁寧の説明して協力を得る。各自治区の区長さん方は、各集落の方々に丁寧に説明できるような、なかなか区長さんをご理解いただけないと、こういうような形で行政のほうから来ているのだと、だから皆さん協力してくれと言われても、なかなかやはり区長の説明だけでは理解できないところもありますので、その辺はしっかり対応していただきたいなと思います。

あと選別周知ステッカーなのですけれども、私やったことが悪いと言って批判しているわけではありません。これも手法だと思います。実際ステッカー剥がれないのです。表面はビニール状で、後ろは紙状のもので、剥がしてくれと言われても、これはなかなか業者さんでも剥がし切れないだろうと。当然すぐ劣化するものでもありますし、雨をかぶればのりが残るといふ部分もありますから、例えばやるのであれば磁石のタイプで、ホワイトボードみたいな感じでチェックをつけていけるような、そういうようなシステム、また庁内であったらクリップ留めできるような、プラスチックでそこにチェックを書けるような、そういうものを、今後これから先さらに分別に関して広報する上ではそういった点も少し周知をする上で、ステッカー、ステッカーという表現ではなく、もう少し考えたものをお願いしたいなと思います。

それでは、区長さん方との説明もある程度今後話していただけるということでもありますので、そこはぜひ期待をお願いしたいと思います。

あと最後の6点目ですけれども、6点目、緊急事態時期、これ実際問題1問目から6問目というのは比較的リンクしてしまっていて、どうですか。特に5月、6月、7月くらいですか、特に一般の方、緊急事態宣言に伴って家庭用のごみを個人で出される方が非常に多かったです。業者さんが構内で待機する時間が非常に多かったです。私もう現地のほうで視察してきました。その影響がごみのマイナスに若干つながっているのかなというような感じも受けるのですけれども、確かに分別も一部考えられますが、やはり家庭のごみを緊急事態宣言時に大きく出したことによって、例えば家を片したときに片手間で出していた座布団とかが、その休みの間にみんなでごみ片しやろうと、こういう機会だからごみ片しやろうというような中で、家のものが結構さっぱりとしてきたのかなと。そういった意味合いで、実際私もごみを捨てていると結構座布団があったり、布団があったり、まれにあるのです。ところが、今年は秋口以降、夏のあたりからもう全然見ないと、非常にごみステーションがすっきりしているなという認識もあったので、そういったものが一遍に出されたのも、ふだんちょこちょこ、ちょこちょ

こ出されていたごみが一気に片づいた結果なのかなと思うのですが、今後この広域圏でも、先ほどお話しさせてもらいましたが、ごみの焼却炉が2基になる。2基から、クリンカーの修繕工事が、修繕といたしますか、かすです。かすの清掃、定期の掃除が入れば恐らく1週間程度ないし10日程度は清掃に当たると。そうすると、ごみの減量化というのは、やはりこれはもう本当に避けて通れないのです。当然業者さんのほうでも一生懸命努力はするのでしょうかけれども、もっと業者さんとの連絡、当然今も密にされていると思うのですけれども、回収業者さんのほうからは何か回収に当たって、この選別が始まって以降、こういったことが、苦情とは言いませぬけれども、意見が上がってきているようなことというのはありませんか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 協同組合との打合せということで、第1回目、10月15日、第2回目、11月6日、そういったことでやった中でいろいろな意見をいただいております。詳しい内容、今ここに手元にないのではっきりしないのですが、そういった打合せは密にやっておりますので、そういった意見を取り入れながら、今後もそういった対策には町で取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 意見が上がっているのであればどのような意見、例えば業者さんからどのような意見が上がっているのか。上がっています、直しますというのは分かるのですけれども、どのようなご意見。特に選別収集が、まず5月以降の段階で、選別収集のステッカーを貼り始めた頃から、例えば集落の方から、何だ、今度ステッカー貼っていくのかとか、そういうご意見を言われているのだとか、例えばですよ。これは仮にですけれども、どのような意見が業者さんのほうから上がってきているのか、その辺だけちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 先ほどここでは今詳しい内容は分かりませんと申し上げました。収集業者の方は、町に対していろいろ言ってくると申し上げましたが、まずその前に町の職員が実際にパッカー車に乗りまして、町の状況を見ています。その結果、こういった選別収集をするしかないというふうな結論になったわけです。結構守られていないごみというのが思いのほか多かったので、そういったこともあって今選別収集に入ったわけです。これは、収集業者とも打合せをしながら、当然それはやる必要があるということで取り組んでいるところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 選別収集が始まった理由が、パッカー車に乗って、ごみの収集していないからというような、今何かそういうような、ちょっと捉えられるような表現だったのですけれども、これごみの減量化計画の中で減量していかなければならないというような表現でよろしいのですよね。ある程度私のほうでも理解はしますけれども、パッカー車にそうすると今も定期的に乗っていらっし

やるのか、どういう感覚で乗っていらっしやったのか、その辺だけちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） これは、実態を把握するため、それが目的です。というのは、ちらほらと分別がされていないごみ、そういったものがありますという報告があったので、実際どのぐらいあるのだということをまず把握したかったというのがあります。さすがに何もしないわけにはいかないというような状況になったので、どうしても分別をこれから徹底していただくには選別収集に踏み切るしかないということで、こういう結果になったということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 何回程度乗って現状をチェックしたのかというのは。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 去年とおとし、2年にわたって、日数ははっきりしないのですが、とにかくその2日、2日か3日出たと思いますが、乗って一応全地区を回ったということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） そうすると、全地区を回ったということですが、ちなみに今年、選別収集が始まって以降、今年度それをもう一度、確認の意味を踏まえて、もう一回パッカー車とかで回ってみるという考えはあるのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） ある程度状況把握ができたので、今はそういう考えはございません。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） その判断の根拠というのは、業者さんから連携上話が上がってくるから、あとパッカー車で回らずとも、確認はしなくても大丈夫だというふうな判断なのか。回らなくていいと決めたその判断の根拠みたいなのところというのはどこにあるのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 大変失礼しました。移行期間が始まってからのお話ということ。

○2番（村松 尚君） うん、そうです。そうです。

○町民税務課長（横山 優君） 大変失礼しました。

移行期間が始まってからについてはそういったことではなくて、業者さんからの話を聞いて、そういった状況があるので、移行期間については逐一どのような状況になっているかというのをこちらのほうで報告をいただいて、先ほど言ったステッカーの貼付ですとか、そういったことをやってきたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） ちょっと理解できる部分と若干理解できない部分もあるのですが、そ

うしますともう一度確認ですけれども、移行期間から10月、選別が本格的に始まるのも含めてですけれども、大分複数回回ったような先ほど話でしたけれども、ごみステーションを確認の上で、例えば所管として担当の方がごみステーションの確認という、これはもう全箇所回れとは言いませんけれども、ある程度、ちょっと何か所か見に行こうかというような、そういうようなことというのは、例えば5月から9月末までと10月以降と2つに分けた場合、本格的に始まった場合と移行期間の間的に、どの程度だかちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 移行期間が始まってから、実際にはまだ選別収集に入らない、まだごみは回収している中でそういった取組を行ったというのは、収集業者からの報告をもって、こういったところがひどいよとか、あそこはいつもよというところの報告を受けて町は現地を見に行くと、そういったことで確認はしたつもりです。

○議長（谷澤久孝君） 期間に分けて何回かと聞いているのだから、その部分はちゃんと。もう一回答えて。

○町民税務課長（横山 優君） すみません、ちょっと休憩お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時37分）

再 開 （午後 2時41分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 大変失礼しました。

4月から9月、この移行期間については、不定期ですが、月2回程度、全地区を見回っております。10月以降、これは週1回以上、定期的に巡回をしているということでございます。収集業者からの要望、そういったご意見というのは特に今はありません。今の段階ではありません。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） それですと、大体数字が見えてきましたので、1点だけちょっと確認だけさせていただきます。先ほどパッカーの話出ましたけれども、パッカー車はあくまでも去年、おととしの話でよろしいのですものね。それは、今回の選別が始まる前の話でよろしいのかだけちょっと確認させていただきます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 2年にわたってやったのですが、令和元年と令和2年でした。失礼しました。

〔何事か言う人あり〕

○町民税務課長（横山 優君） 失礼しました。

先ほど去年とおととしと申し上げたのですが、令和2年7月、今年の年の7月です、に3日、それから令和元年8月5日。大変失礼しました。先ほど答弁訂正させてください。令和元年と令和2年です。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） そうしますと、昨年と今年、パッカー車に乗って調査をされているということですね。分かりました。

そうしましたら、総体的に、最終的には何をお話ししたいかということ、やはり1点目とすれば、新しいものをやる上では多少なりともリスク、当然こういうことをやったらこういうところがデメリットが出るのではないか、ごみを置いておいたら、もう計画つくる前に大体分かるようなことだと思うのです。そういった面のデメリットを少しでも減らすためにどういう対策が取れるのかとか、また積極的に各自治区の区長さん方とのコミュニケーションを取っていただいて、まず自治区の区長さん方にこういうふうな、例えば地域の方から聞かれたときに答えられるような、答えられなくても、いや、実は家にはちゃんと資料集あるからこういうふうな話ししているのだとか、そういうものを分かるような形で、セミナーとは言いませんけれども、ただ広報とか連絡が来たときだけ教えるのではなくて定期的に、時間を許す限りやはり各自治区に入って行って、ぜひとも今後説明をしてご理解いただく、ご協力をいただくというような形にしていけば、少しずつごみの減量化は進んでいくのではないかと思います。これはもう避けて通れないのは分かることですし、生きている限りごみは出ますので、ぜひ今後とも今の課題を踏まえながら努力していただきたいなと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで2時55分まで10分間休憩いたします。

休 憩 （午後 2時45分）

再 開 （午後 2時55分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第10号、11番、根本謙一君。

〔11番（根本謙一君）登壇〕

○11番（根本謙一君） それでは、通告してあることについて私の一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1番目ですけれども、令和3年度政策方針と予算編成方針を読みました。コロナ禍の中、一層の不透明感と不確定要素を抱えての来年度予算編成は、大変難しい状況と推察できます。国のありようからも容易に想像できることです。であるからこそ、この時期に重要な視点があると思います。来年度は、第三次総合計画後期計画に入り、実施計画にのっとって施策推進していくにしても、

肝要なことは基盤となる維持可能な健全財政運営であることを共有できていると理解しております。よって、それを示す長期財政計画はしっかりしたものをつくらなければなりません。そこで、次のことを伺いたいと思います。

①、令和3年度予算編成において、特に留意している選択と集中の具体的施策が何か。

②、個別計画を踏まえても、大規模な投資的経費計上の在り方が課題ではないかと考えます。長期財政計画の精度はどこまで図られるのか、考えを伺います。

③、公会計財務4表から見ると状況認識と留意点及び町民に対する分かりやすい説明方法はいかにお考えか伺いたいと思います。

大きな2問目です。あやめ苑の再生について。この件については、9月定例会一般質問に引き続き取り上げます。あやめ苑は、町民の憩いの場であり、伊佐須美神社の森の魅力に資する大切な庭園公園であるとともに、町の観光拠点にもしていく取組を進めてきております。そのような中で、近年のアヤメの不調は誠に残念至極、今年のアヤメ祭りはコロナ禍もあり、中止せざるを得ませんでした。町は、令和元年度から5年間のあやめ苑再生計画を策定して、順次作業を進められています。令和4年には全国あやめサミットが本町で開催決定していることから、最高の開花状況をつくっていくために、ここ一、二年の作業が大事であると言われております。そこで、今後の栽培管理運営が肝要であることから、次のことについて所見を伺います。

①、再生計画にある栽培管理業務の個別委託とはどのようにし、経費はどのように考えているのか。また、再生計画後も考えますと持続可能性ある有識栽培管理責任者の配置が必要ではないかと考えます。いかがでしょうか。

②、観光資源の目玉的観点から、行政所管を産業振興課商工観光係に移し、管理運営並びに発信を一体的取組にしていくべきと考えます。検討はされたのか伺います。

次に、大きな3問目です。旧本郷第一小学校跡地利活用について。旧本郷第一小学校跡地整備構想素案の提示については、6月定例会一般質問においての答弁で、用途は年明け早めにと考えているとの言明でした。そこで伺います。

①、現在整備構想素案策定の進捗はどのようになっているのか。

②、町民説明会の時期はどう考えているのか。

以上についておただしをします。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 11番の根本議員の一般質問にお答えしたいと思います。

初めに、令和3年度の予算編成方針と財政運営についてであります。1点目の令和3年度予算編成における選択と集中の具体的な施策につきましては、経営戦略会議において、次年度に向け重点的に取り組むべき施策、事業方針として、令和3年度施政方針を定めたところであります。具体的な施

策につきましては、第三次総合計画後期基本計画のスタートの年となることから、基本構想に掲げる町の将来像を実現するため7つの戦略を掲げ、選択と集中を念頭に、部門をまたいで、また戦略的に取り組むための事業を重点プロジェクトとし、事業立案に取り組んでいるところであります。

2点目の個別計画を踏まえた長期財政計画の精度につきましては、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定に当たりましては、施設の劣化状況等の評価を行って、保全優先度を勘案した施設整備方針とその費用を算出し、今後の公共施設の在り方と維持保全の方向性を明らかにすることを目的としていることから、その財源の裏づけが前提であると考えております。長期財政計画後期5か年のローリングに際しては、個別施設計画に限らず、通常事業費を含め現在見込まれます全ての事業を精査し、限られた財源の中で実効性のある計画とすべく、策定に取り組んでいるところであります。

3点目の公会計財務4表の町民への分かりやすい説明方法につきましては、現在の現金主義会計では把握できなかったストック情報、コスト情報、それらを表す財務書類及び類似団体との比較により見えてくる本町の財務状況における留意点、優れている点など、さらに分かりやすく説明を加え、分かりやすい予算書、ホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

次のあやめ苑の再生についてであります。1点目の栽培管理業務につきましては、従来の維持管理業務ではアヤメの肥培管理が十分でなかったことから、今年度アヤメの栽培管理業務を専門業者へ委託し、有識者の助言を得ながら適切な管理ができるよう努めており、次年度以降もあやめ苑を適切に維持、継続できるよう、予算の確保に努めてまいります。

また、再生計画後の有識栽培管理責任者の配置につきましては、あやめ苑の管理に関する知識や技術を継承できる体制づくりについて検討してまいります。

2点目の行政所管につきましては、あやめ苑は条例において町民に憩いの場を提供することによって住民福祉の増進を図ることを目的とした公の施設として位置づけられておりまして、観光に特化したものではないこと、また隣接する宮川いこいの河畔緑地公園と一体的に管理することが効率的であることから所管を産業振興課へ移すことは考えておりません。

次の旧本郷第一小学校跡地活用についてであります。1点目の整備構想素案策定につきましては、現在跡地利活用の素案について、町の様々な計画等を踏まえながら検討しており、現在策定中の個別施設計画等との整合性を図りながら進めているところであります。

2点目の町民説明会の時期につきましては、年度内のできるだけ早い時期に開催できるよう進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） では、再質問させていただきます。

冒頭に、経営戦略会議でつくられた政策方針、それからその後に出された予算編成方針、これを何

度も読ませていただきました。国の状況から踏まえまして、ではどういうふうに捉えるのだと。特に財政のことがとても関心ありますので、ここをどう捉まえているのかなということ。臨財債がまた多く出されてくることが目に見えてきております。それでも1.2億円の減額が見込まれるという普通交付税と発行額の合計額との比較。ですから、そこはしっかり踏まえているなというふうに思いますが、そういう中でまず伺いたいのは、この中でおっしゃられている選択と集中、毎年この言葉が使われております。選択と集中というのは、あれもこれもではないのです。大きく捉まえて、今年度はこれとこれにいくぞと、これに力を入れるぞと。力を入れるということは、マンパワーも当然必要ですが、やっぱり財源です。予算の傾斜です。私はそう思います。議会からも決算議会で提言書を出しております。農業の振興について、観光の振興について、教育環境の整備について、地域防災について、これに付随して説明も載っております。これをイメージすることと、それから政策方針の中でいろいろ述べられていることは合致することが出てきております。ですから、議会の言うことを踏まえている部分もあります。踏まえたかどうかは分かりません。その結果は、3月の予算に反映されてくるでしょう。私はそれを注目しております。

そこで、深掘りしていきたいと思っておりますけれども、まず元気づくりのプロジェクト、対策として文が載っております。これをどうイメージしているかというのは、この予算に反映されてきます。これに私たちは注目していかなければならないと思っております。そういう中で、そこで選択と集中、当局としてはどういうことを考えているのですか。選択と集中ですから、今までのような言葉だけで終わるのではなくて、いろんなこと、やらなければいけないこともたくさんあると思っておりますけれども、まず何ですか、考えていることはどういうことですかということだけ伺っておきたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 今ほどご質問いただきましたいわゆる元気づくりプロジェクト、総計の中では3つ重点プロジェクトを想定してございまして、里づくりプロジェクト、人づくりプロジェクトということでございます。元気づくりプロジェクトも含めまして、今回は各部門が連携をして施策を推進すべきものに関しまして、より重点プロジェクト化をさせていただいているという考え方で臨んでおります。今までですと何か重点事業という事業が少し重点的に捉えられるというようなイメージだったかと思いますが、審議会等々のご意見等々も踏まえまして、やはり横断的なことに取り組んでいかないと面的な活性化が図れないのだろうというようなご意見もございました。そんなことから、総計上も各部門が連携をして施策を推進していくものを重点プロジェクトというふうに位置づけておりますので、後期計画の初年度でありましたので、そのような認識の中で今回それを計上しているということでございます。また、選択と集中であります。まさしく財源があつてのことです。重点プロジェクトにつきましても、予算編成方針にも書きましたとおり予算づくりしていく。ただ、各課で、今度単体で各課のいわゆる必要な事業につきましても優先度をつけていただいて、優先順位をつけていただいて、全体の中で押し上げていく、そういうイメージで今予算方針を出

したところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 課長、申し訳ないけれども、マスク外してお話ししていただけませんか、マスクを外して、どうしても籠もってしまうので。申し訳ない。

その考え方は了としたいと思います。当然予算でいろいろなことが重なってくるでしょう。その際に、このくくり、このスキームにのっとったぶら下がり可能な限りつくっていただきたい、分かりやすく。それは可能でしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 例年当初予算におきましては、実施計画についてお出しをさせていただいております。その中で、いわゆる重点プロジェクトについても位置づけてございますが、今回いろいろ分野をわたるプロジェクトということになりますので、そこに具体的にどことどことどこがこの1つの重点プロジェクトだよというような書きぶりをしながら、実施計画の中ではお示しできるかと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） よろしくお願ひしたい。それによって分かりやすく、議論もしやすいと、かみ合いも出てくるだろうというふうに思います。

決算特別委員会の中でもチェックされましたけれども、ここの政策方針の中に出ていきますように、事業等の効果検証に基づく成果重視の改革、改善となっています。これお題目で定番ではないのです。本当にこれやらなければならないのです。削減されるのもあれば統合されるものもある。これは、特別委員会の中ではっきり聞きました。それも含めてしっかり分かるように出していただく必要があるというふうに思っております。

経営戦略会議ですけれども、ホームページ見ましたら会議録は載っていません。これは、載せなくていいのでしょうか。私は、そこの中でどういう幹部の皆さんがどういう議論されてこういうふうにして練り上げたかというのを私は知りたい。それが検証になって、それに基づいて、この総合計画の審議委員会の反映も含めて明らかになって、町の指針をしっかりと私たちが共有できることにもなっていく。そこはお願いできないのだけれども、会議録出せますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 経営戦略会議の中身でございますが、7月、主要施策の成果説明書も当然取りまとめると同時に、いわゆる事務事業の評価シートでございます。それから、施策評価でございます。これも戦略会議の中でそれぞれ意見交換をしてございまして、皆様のお手元にもその結果が、いわゆる施策評価であったり、事務事業評価という形でお届けさせていただいているところでございます。それを7月、それから8月と行いまして、中間評価、それから当然総計と照らし合わせながら今立案してきているということで、現在会議録につきましては、本当に何日もかかっている会議であ

りますので、それから内部的な話ということもございまして、現在公表する予定はございませんけれども、ただその中身で話し合った議論に関しましては、事務事業評価シートなり施策評価の中で十分町の考え方が述べられているので、そこで取りあえず把握していただきたいなというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） それはちょっと違います。結果としてあれは出てきたのであって、その中でどういう議論になったかということが私は知る必要があると思っています。そうすると、皆さんが考えていることがおのずと分かるわけです。どこに重点を置いているか、それが本当にそこに反映してきているかと。そのためにやっぱりそれは必要だというふうに私は思うのです。もう一度お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 現在公表するというふうには思っておりませんが、ただの事務事業評価シートも皆様にお諮りして、両面でしたが、今回片面にさせていただきました。それもいろいろあそこの意向が働いて、うまく正確に事務事業評価ができないのだろうというような議会の皆さんからのお話なんかもあって、そこは1枚にまとめさせていただいたということがありますので、中はちょっと込み入った話にもなりますので、ちょっと現状では、そこはちょっと申し訳ないのですが、そこまで考えていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 唐突に言われたから、そう答弁するしかないかもしれませんが、今後はやっぱりそれは必要だと思います。ぜひ俎上に上げてしっかりと議論をした上で会議録をつくって、我々にもこれだけ本気に議論した結果、ここに上げたのですよというあかしも含めて出してください。検討していただけますよね。

○議長（谷澤久孝君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 今後のことでございますが、そこはちょっと研究課題にさせていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 機会捉えてまた伺います。

では、次の長期財政計画ですけれども、これ本当にしっかりつくってもらわなければいけません。5年間で今回はつくると。いつもは10年間でつくっていたかと思います。これだけ目まぐるしく動いている時代ですと、10年では度々のローリングもなかなか大変だということもあります。不透明な時期ですので、少なくとも5年間はしっかりつくっていききたいという当局の考え方は私は了としたいと思いますが、個別計画はもう既に上がっているというふうに伺っていますけれども、この時期にどこまで、もう80%、90%いつているのか、仕上げが、その辺のことを伺いたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 個別施設計画につきましては、一応総務課さんでございまして、所管は違うのですが、財政と連動して今取り組んでいるというところでございます。その進捗であります、いわゆる具体的な決定につきましては、この12月、もしくは1月の上旬くらいまでにはある程度個別施設計画について、また財政裏づけの個別施設計画についてまとめていきたいという考え方でございます。何割方というのはちょっと今ありませんが、スケジュール的にはそのような形で、12月中にあらかたそこは決めていきたいというふうには考えております。財源の裏づけの部分です、ということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） そうしますと、当然各所管のほうから上がってきた個別計画をそのままストレートに反映させるということはちょっと考えにくい。私が問題提起していますように、特にハードに使うお金の上げ方が慎重にせざるを得ない現状ではないかなというふうに思います。そのところの認識を教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 財政的な部分で若干申し上げますと、個別施設計画の令和3年から7年までの今調整を加えない上がってきた数字は、この5年間で53億円でございます。調整を加えない数字でございます。財政シミュレーションといたしましては、令和3年から7年まで、これも調整を加えていない数字でございますが、例えば令和7年では必要額が、その年はですよ。116億程度必要になるだろうと。ただ、歳入が107億だと。9億ほどその時点でマイナスが生じるということであります。なので、今の個別計画だけの話ではないのです。あくまで個別計画事業をやった場合には、起債もありますれば、補助金もありますので、そういった部分算入しながら歳入見込んでおります。ですから、やっぱり一般財源といいますか、一般的な事業費についても、これ先ほどおっしゃられた選択と集中、まさしくそういった形で今後取り組んでいく必要があるというふうに認識してございます。それも踏まえまして、個別計画も読み込んだ部分で長期財政計画、きっちり令和7年までの部分に関してはつくり上げていきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 10年前と比べると幸いしているのは基金が、目的基金も含めてですけれども、基金が相当あると。これは、やっぱり正解だったなというふうに思いますけれども、その分やっておけばよかったものがやれなかったということは一つ踏まえながらも、今後に生かしていかななくてはならない。そういう中ですので、個別計画はこれから調整されるというふうに私はデスクワークの中で伺っていますけれども、それは今月中には全て終わるという理解でいいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 基本的には、総体の枠組みとしては12月中もしくは1月の初旬にか

けてまとめていきたいと考えてございますが、上がった部分に関しましても査定がございまして、その中で精査をしていく、さらに。そういったことで財政のほうは考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） またの機会にこれからの深掘りはしたいと思います。

次、3番目ですけれども、公会計の現状認識、これは大変大事なところですよ。町の研修会に、議会のほうにも案内がありまして、出させていただきました。私も集中してこの部分は勉強してきたつもりですけれども、新たに分かったことで、参加してよかったなと思っています。こういうことを、あれ1度きりで今後なかったら、私はそれは思いつきでしかなかったのではないですかと言わざるを得ない。今後のこと考えると、職員全体とは言いませんけれども、やっぱりこれは十分に理解してもらわなければならない大事なことだと思うのです。一般会計を補完する、現在のストック状況ですので、そこはどんなふうを考えていますか。職員の皆さんにはどんどんやってほしいというふうに思うので。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 今後とも継続したそういった研修は行っていきたいという考えでございます。ストック情報、質疑の中でもありましたとおり、他町村と比べた部分でありますとか、会計事務所さんのほうからのお話もございましたので、そういった部分も含めてお伝えをして、職員についてはいろいろお知らせをしていく、また勉強していただく。町民の方につきましても、答弁のとおり、もう少し分かりやすいような形でお伝えをしていくというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） あそこで大事なポイントが出ていたのです。私はこれ知らなかった。純資産変動計算書、本年度の差額は三角になっていました。これが続いてはまずいですよという話でした。私は、これは全く知りませんでした。貸借対照表の純資産の部で、この資料の中では余剰分として、（1）の不足分として出ています、三角で。この部分は、前副町長はこの意味は十分に理解していました。これは、将来に対しての先食いだということです。これもしっかり押さえておかなければならない。これ結構大きいのです、うちは。そういった意味で、あの場で質問がばんばん出るようだったら私は頼もしいなと思いますけれども、これは回数重ねないとなかなかそんな質問できないことだと思いますので、そこはしっかり、議会も含めて、皆さんとともに理解を深めていきたいなと思いますけれども、今後の取組、再度確認しておきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 繰り返しになりますけれども、今後とも職員のほうの研修会等々続けまして、誰にでも説明できるような状況にしていければ一番いいのでしょうけれども、そんなことで内容については各職員が把握できるような形で研修を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） ご協力を期待したいと思います。

この件に関しては最後ですけれども、町民の皆さんに分かりやすい予算書作られて配られております。ただ、あるところで町民の方から、こんなの作ったって分からないのだからもったいないよという話いただいたとき、私は残念だなと思いました。もっともっと町の情報を、行政情報を載せて、これが常時茶の間に置いてもらえるような中身にしていったらなおいいのではないかなと。加えて、財政のことも、町民1人当たりで比較検討したものが今回資料についていましたけれども、これも含めて、もうちょっとかみ砕いて町民目線で解説したのを載せてあれば、なるほどと。これ経年で見ていくことで意味が出てくるというふうに思いますので、これはぜひそういう方向で努力していただきたい。答弁は結構です。

次、あやめ苑の再生について伺います。昨日、おとといでしたか、馬場さんにお会いして、また改めてご意見を伺ってきました。私の元気なうちにできることはしたいということで、大変ありがたいお言葉いただきましたけれども、町のほうでそういう立場での有識者の皆さんのご意見いただいて、しっかり整備進められているということは、了としたいと思います。その中で、これ5年計画ですのでね、お金をどのぐらい使うつもりなのだとということで伺ったつもりなのですが、そこら辺明らかにしていただけませんか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 5年間の経費ということでございますが、経費については現在のところ正確な経費は算出しておりません。しかしながら、今年度において新たにあやめ苑の栽培管理業務ということで業者に委託したということがございます。今年度ほどの費用はかからないと思いますが、来年度以降についても管理業務について業者に委託してまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 5年計画でしょう。毎年度このぐらいかかるよねと、財源の裏づけなしで計画してできるのでしょうか。私はそこちょっと不思議なのです。業者にというふうに言いましたけれども、同じ業者でいいのか、あるいは同時に私は今後のこと考えた人づくりも含めてやっていかないと何の意味もないのではないかなと、この再生計画の。業者にずっと頼むなら頼むでも、それは考え方としてありなのでしょうけれども、お金は大変です。そこはどう考えていますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 確かに委託すれば費用はかかるということでございますし、今申されました人づくり、そして業者についても今後あやめ苑の再生に5年間重点的に取り組む中で、毎年毎年にはなりますけれども、予算要求を新たに翌年度してまいりまして、あやめ苑の再生に努めたいと思いますし、人づくりというところでございますが、その人づくりについても今有識者にいろいろ

とアドバイスをいただいております。有識者についてもご高齢ということで、なかなか来年度以降もご指導をお願いできるかどうかというところで、いろいろありますけれども、それについてできる限り職員の中で知識を習得できるようにということで、今回も職員が毎日あやめ苑のほうに通いまして、あとは有識者のほうに通いまして、知識を継承しようということで必死になって今年度やってきたところでございます。今後についても、職員が中心になるかと思っておりますけれども、人づくりということでそこで頑張っておやめ苑の再生に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） それいけません。それやっちはいけません。職員は動くのですよ。職員の知識を高めてどうするの。それだけしてどうするのですか、また動いて。そこに10年間ぐらいいさせて、最後は課長で終わるような、長い市はすごいです。8年間かかったそうです、現課長は。今の仕組みをつくったそうです。堆肥作りから、3年間の植え替えから全て。そして、自分のやることやったということで終わるみたいです。いや、そういうところの戦略まで持っているなら私はすばらしいなと思いますけれども、職員で知識を深めて、それやめてください。やっぱり専門家に、知見のある専門家、情熱ある専門家、町内にいなかったら町外でもいいではないですか。ちゃんとした責任者を据えてしっかりつくっていく、その考えをどうして持てないのかな。早く言えばアヤメ全滅したのですよ、40年近くやってきて。これ自然災害だけではないのですよ、結局は。管理がまずかったのですよ。そこもう一度答弁願いたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長……

○11番（根本謙一君） では、議長、副町長。

○議長（谷澤久孝君） では、副町長。

○11番（根本謙一君） 答弁したい。

○議長（谷澤久孝君） 副町長。

○副町長（鈴木直人君） 私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

根本議員に9月会議のときにもお話を若干申し上げました。根本議員お話しされるように、建設課長はやはりその職場の中で何とかしっかりやっていきたいという思いで今ちょっと申し上げたというふうにご理解をいただきたいと思います。町としましては、私9月会議でもお答えしたとおり、根本委員お話しのように、やはり有識、そういったノウハウ、知識のある方を確保するということが大事なのだろうというふうに思います。任用の仕方としてどういう形があるかというのは、いろいろ検討しなければいけないと思いますが、こういった方に長期にわたってお願いできる体制をやっぴりつくるべきなのだろうと。そこを補完するために、例えば維持管理をするときに部分的に委託をしなくてはならない作業とか、そういったところも出てくるのだろうと思います、その方1人では当然できませんので。そういうような体制をつくるというところにやはり力を入れてしっかりと、今こういうふうになってしまったことを反省材料として、今後はそういうことにならないようにするために体制

をしっかりとつくっていくということで、有識者の方にもそういったお知り合いとか、そういう方ご紹介いただけないかと、なかなかそれが難しく、今ちょっと苦慮しているところですが、そういったところに最大限努力をしまして体制づくりをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 大変前向きで、そこまでご答弁いただけるとは思っていませんでしたけれども、趣意は分かっていたかなというふうに思います。職員の方が能力なければ駄目だとか、全否定するわけではないのです。動く方々に知識を深めて管理のほうしっかりやれというのは、やっぱりはなから無理ですよ、これは。よそに聞いても皆そうです、それは。ただ、知識としては持っている。問われたら説明できる。そのスキルは、やっぱり所管としては、職員としては持っているほしい、ぜひ。建設課であのあやめ苑、アヤメのこと説明できる職員がいるって、これは誇りです。それはそれとして素晴らしいと思います。ただし、責任者、あるいはいろんな人、NPOさんにもお世話になってますよね。ああいう方を束ねてしっかり整える。毎年素晴らしいもの咲かせる、そういう体制づくりぜひやっていただきたい。

あとは、所管ですけども、こんなにどうして俺こだわるのかなと思っています。だって、あやめ祭り人呼ぼうとしているのでしょ。お金をあそこで落としてもらおう施設をつくろうとしているのでしょ。それは、一貫して取り組むのと、連携しながらどうする、こうする、ここやってもらえませんか、そうですね、ちょっと待ってくださいね、こんなぎこちないことをやっているというのは、やっぱりちょっとまずいですよ、行政としては、私は。だから、在り方としてちゃんとしたスキームをつくれれば何でもないですよ、これ。商工観光の中でしっかりその役目を担ってもらう、一貫して。そのほうがスキル上がりますよ。私はそう思います。どうしても建設課でなければならぬ理由はないですよ。何かあったら条例少し見直しすればいい、私はそう思います。だから、よそ皆聞いています。やっぱりよそもそうです。ストレートです。そうすると、責任感も違います。ここはもう一度考え直していただいけませんか。こうでなければならぬ理由教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 9月会議のときに検討するという部分については、先ほど申し上げたところが主眼でお答えをしたつもりでおったわけですが、そういった管理の部分、行政の所管を移すという部分について検討はいたしました。今現状を申し上げますと、あやめ苑、それから隣接する、町長答弁にも書いてありますとおり、宮川いこいの河畔緑地公園、ここが隣接をしまして、今まで建設水道課のほうで一体的に管理をしておったわけでございます。あやめ苑の中にもアヤメのほかに管理をしなければならない樹木等がございます、その部分については先ほど根本議員が出されたようにNPO法人、あるいは違う振興公社とか、そういったところにもお願いをして一体的に管理をしていたという経緯がございます。所管を産業振興課にあやめ苑の部分だけを変えてという形になると、そこで無駄といいますか、効率的な面から考えるとちょっと難しいな、ここのところに改めてプラス

アルファのところの費用をかけるべきなのかというふう考えたときには、やはりそこにはしっかりと指導する、先ほど申し上げたような方を核として、みんなで維持管理しっかりとしていくという形がベターなのではないのかなというので、あえて所管を移す必要はないのではないかなというふう考えたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） ちょっと違和感があります、その考え方。だって、新たな……なんて分からないではないですか。私はかえってストレートに管理がしやすくなる。あとは、それNPOさんとここに書いてあるいこいの河畔緑地公園云々あります。それはそれで一括して、だってあやめ苑の責任者もそれと一緒にやって、そっちのほうへ一緒にやればいいではないですか。よそはそうです。アヤメだけやっているのではないです。植木も全て全部管理しています。鏡石は須賀川の業者に委託です、毎年、あそこは。お金があるからでしょうね。ここはそんなにお金かけられないので、そこはそこで、やり方は同じにする必要はないとは思いますが、そこはストレートにいくのと、それからアヤメをいかにきれいに見せるか、それからいかに発信するか、それをセクション違うところで別々にやるというのは、これは非生産的です。だから、よそもそういうこともあるけれども、一緒にやっていると言っています。私もそういう分類に立つと物すごく分かりやすくいいなと思っています。建設水道課で絶対駄目だと言うつもりありません。もう一度お願いします。もう一度考えてください。よそも調べればいい。研究課題にしてください。お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 今根本委員のご提案も中身については、そういうお考えだということは理解をいたしました。町としては、やはり今ここで絶対駄目だというふうには申し上げませんが、今考えている中では祭りということだけでなく、都市公園であるいこいの河畔公園と一体的に管理をしているところが建設水道課という現状を踏まえたと、今の中で管理をして、なおかつそこにしっかりとした有識者を当てて、そこを統括をしながらしっかりと管理をしていくことがベターなのではないかなというふうに思っていたものですから、その部分については研究課題というところまでのお答えは今の段階ではちょっと、今町長答えたような、町長の答弁でやっていますので、そこはちょっと保留させていただきたい。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） こればかりやっているわけにいかないの、またにしますけれども、意味合いは全く違いますよ。持ち上げ方も全く違ってきますよ。私はそこを言っているのですよ。答弁はいいです。

次、参ります。3番目の旧本郷第一小学校跡地の利活用ですけれども、先ほど同僚議員も質問いたしまして、2月頃という話でした。随分時間かかっているなとは思いますが、いろいろ事情があるのでしょうか。もう少し、どこまで出せるのか、お話し願えませんか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 計画の進捗状況でございますが、先ほど1問目の答弁でもありましたように、現在今長期の財政計画と整合性を図っているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 誰もそんなこと聞いていない。内容どこまでできたか出して下さいって。どこまで……

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 計画のあれでしょうか。再度、申し訳ございません、確認させてください。計画の中身。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君、分かった。

総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、計画の中身でございますが、今全課に対しまして聞き取り調査を行いまして、今後保全すべき施設、さらには今後改築する施設、さらには今後廃止なり取り壊す施設、そういうのをまずは挙げていただきまして、そこを整理しております。現在その中身について、長期財政計画との整合性を図っているという内容でございます。

○11番（根本謙一君） 議長、止めてもらっていいですか、ちょっと。

○議長（谷澤久孝君） では、休議します。

休 憩 （午後 3時46分）

再 開 （午後 3時49分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 大変申し訳ございませんでした。

現時点でお示しできる内容でございますが、具体的な説明等につきましてはまだ公表できないということでございますので、しばらくお待ちいただければと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） すみません、また休憩をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午後 3時49分）

再 開 （午後 3時50分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 度々申し訳ございません。

現時点でお話しできますのは、先ほど述べさせていただきましたように、子育ての支援センターも含めた機能を有したものについても含めて検討しているという現在でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） あれだけ広いところですから、いろんな使い方、アイデアとしては出てくるのは当然あります。ただし、この3つの理念は絶対外しては駄目です。都市計画マスタープランに乖離するようになるのですけれども、あれを根拠にして何だか別なものをつくられても、私それはちょっと違うと思っていますので、とにかくこの理念は絶対外しては駄目ですよ。子育て支援はいいのですけれども、今ある子育て支援は本郷に持っていく、また不都合が出てきますよ。

それから、現在の幼稚園、あれも建て替えの問題が出てきます。それは分かります。それを、では移せばいいか。それだって考え物です。デイサービスセンターと合築してありますよね。あのスタイルがこの美里町の子育て支援の在り方としてすごく象徴的なのです。先進的なのです。あの取組で何ほどよそから見学来たか分からないです。今度あれを切るようなつくり方しては絶対駄目ですし、そうしますと簡単に子育て支援センターを、一つのアイデアとしては構いませんけれども、それを含んだみたいな答弁やったら、今度それ既定事実になってしまいます。どう考えますか。お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 先ほど答弁いたしましたのは、子育て支援センターを造るということではなくて、子育て今重点で取り組んでおりますので、そういった機能も含めた施設も併せて検討したいということでの答弁でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） だから、その機能を含めてだったら、機能といたら子育て支援センターでないですか。では、町の中にそれぞれ、高田についても造る、本郷についても造るという一つの考え方と捉えていいのかどうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 全体的な構想ではございませんので、今私が申し上げましたのは跡地利用の一つの方策としてお答えさせていただいたものでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 同僚議員にちゃんと答えたのです、そういうニュアンスで。聞いている人は、ああ、そういうのも含めて考えているのだなと思われているのではないですか。私はそれ否定はしません、絶対駄目だとは。ただ、慎重に答えてもらわないと、まだできていなければできていませんでいいです。具体的にイメージできるような答弁の仕方したら、それはちょっと違うのではないですか。おかしくないですか。副町長、お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 先ほど野中議員のほうにお答えしたのは、野中議員のご提案がございました、そういったものも一つの検討材料として、全体的に3つの理念というものは大切にしながら検討を今、先ほどの時点では子育て支援センターというところの、内部ではまだ俎上には出てきておりませんでした、そういうこともあるのかなというような部分で答えたというふうに私は理解をしていました。ですから、住民の方、あるいは根本議員にそういったことでやるのだというふうに期待感を抱かせたというのは、ちょっとそれはこちらが意図したところではなかったというふうに私は理解をしています。3つの理念を大切にしながらも、それ以外の部分でももう少し考えられる部分というのがあるとすればどういふものかというので先ほどご提案があったので、それも含めて検討をしましょうということでお答えしたというふうに理解をしています。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） それ、副町長、おかしいでしょう。これを踏まえながらも、これ以外にも使える考え方持っているみたいなことを、それっておかしくないですか、今の答弁。お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 3つの理念というものを完全に無視した、例えば子育てに関する分野がそういった理念をまるっきり逸脱したようなことではないというふうに私は理解をしているものですから、そういったものも併せて検討するのはやぶさかではないのではないかとというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） この理念のどこにそれが合致するのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 3つの理念の中に子供が自由に遊べるというような部分もございまして、そういう部分のところで、子供が集えるようなところという部分では、ないわけではないのかなというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） そんな認識ですか。これに責任持てないですか。立派な理念もらったと言いつつ、そんなに幅広く。そしたら、何でもやれるということになりますよ。それを町民の方皆さん心配しているのですよ。何でもやれるようなことになってしまうおそれありますねと。

説明会ですけれども、町民に対し説明会をして、どういうふうにそれを生かしていくのですか。説明会やったら、あとそれで終わりなのですか、町民の皆さんに対しては。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） まず、今後開きます説明会につきましては、町の個別計画、さらには本郷一小の跡地の計画をまずお示しします。その中でいろいろ意見を伺いながら今後進めていきたいと思っております。ただ、説明会はこれ1回ではないと思っております。そういった説明会なりが今

後もまた続くものと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） では、そのときの中身はもっと具体的になっているということですね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 当然今後行います説明会には、もう少し具体的な内容で説明させていただきたいと考えています。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） では、そこで出た町民の要望や意見、それも十分に生かしていけるというふうに思っていますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 意見はお伺いいたします。意見は、いろいろ意見が出るとお思いますので、意見は要望としては承るといような考えでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） いや、承るだけでは、はっきり言ってこの前のあなたのデスクワーク云々のときの話と全然違うではないですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 説明会、まず第1回目やりますので、そのときにこちら側の説明をいたしまして、いろんな意見を伺いたいと思っております。

○11番（根本謙一君） またやります。これいただいていきます。ありがとうございました。

○議長（谷澤久孝君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 3時59分）

定例会 1 2 月 会 議

(第 4 号)

令和2年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第4号

令和2年12月11日（金）午前10時00分開議

- 第 1 議案第80号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 2 議案第81号 会津美里町本郷デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第 3 議案第82号 会津美里町新鶴デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第 4 議案第83号 会津美里町高田児童クラブ館の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第84号 会津美里町高田児童館の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第85号 高田インフォメーションセンター及び上町駐車場の指定管理者の指定について
- 第 7 議案第86号 本郷インフォメーションセンター及び瀬戸町駐車場の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第87号 会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第88号 会津美里町保健センターの指定管理者の指定について
- 第10 議案第89号 高田温泉あやめの湯の指定管理者の指定について
- 第11 議案第90号 新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴の指定管理者の指定について
- 第12 議案第91号 会津美里町せせらぎ緑地公園の指定管理者の指定について
- 第13 議案第92号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）
- 第14 議案第98号 町道路線の認定について
- 第15 総括質疑
- 第16 議案の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	野中	寿勝	君	10番	佐治	長一	君
2番	村松	尚	君	11番	根本	謙一	君
3番	小島	裕子	君	12番	根本	剛	君
4番	渋井	清隆	君	13番	山内	須加美	君
5番	堤	信也	君	14番	横山	知世志	君
6番	石川	栄子	君	15番	山内	長	君
7番	鈴木	繁明	君	16番	谷澤	久孝	君
9番	横山	義博	君				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	渡部	英敏	君
副町長	鈴木	直人	君
会計管理者	船木	宗徳	君
総務課長	國分	利則	君
政策財政課長	鈴木	國人	君
産業振興課長	金子	吉弘	君
町民税務課長	横山	優	君
健康ふくし課長	原	克彦	君
建設水道課長	鈴木	明利	君
教育長	新田	銀一	君
教育文化課長	松本	由佳里	君
選挙管理委員会書記長（兼）	國分	利則	君
農業委員会事務局長（兼）	金子	吉弘	君
代表監査委員	鈴木	英昭	君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(谷澤久孝君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○議案第80号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第1、議案第80号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

[総務課長(國分利則君)登壇]

○総務課長(國分利則君) おはようございます。それでは、議案第80号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書2ページ、併せまして提出案件資料1ページ下段、参考資料2ページ、3ページをお開きください。提出案件資料によりご説明申し上げます。この案件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する3つの条例について所要の改正をするものでございます。

改正となる条例は、まず会津美里町の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例及び会津美里町介護保険条例につきましては、条文中の特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるものでございます。

次に、会津美里町後期高齢者医療に関する条例につきましては、まず1点目といたしまして、特例基準割合を延滞金特例基準割合及び還付加算金特例基準割合に変更するものでございます。

2点目といたしまして、還付加算金特例基準割合を平均貸付割合に0.5%の割合を加算した割合とし、その割合が年0.1%未満の割合であるときは年0.1%に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和3年1月1日とするものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番(根本謙一君) そもそもこういう改正を行うことになった理由を教えてください。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) ただいまのご質問でございますが、まず令和2年度の税制改正に伴いまして、法律の改正が行われております。その概要でございますが、納税環境の整備のために市中金利の実勢を踏まえ、利子税、還付加算金の割合が引き下げられたところでございます。また、その中

で特例基準割合が延滞税特例基準割合、還付加算金特例基準割合にそれぞれ名称が変更されたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 確認ですけれども、市中金利が引き下げられたので、それに沿ってこちらも引下げになったという、簡単に言うとそういうことでの理解でよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ご説明申し上げます。

そもそも町の条例につきましては、国の法律を引用してございますので、まずその法律が改正になったということが1つでございます。ただいま議員おっしゃられたとおり、そういった市中金利の引下げ等を行っておりますので、そういった状況を踏まえて、国が法律を改正したものと承知しております。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第80号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第81号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案第81号 会津美里町本郷デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、原克彦君。

〔健康ふくし課長（原 克彦君）登壇〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） おはようございます。それでは、議案第81号 会津美里町本郷デイサービスセンターの指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

議案書4ページ、提出案件資料2ページ上段、参考資料4ページから6ページを御覧ください。本案は、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により議決をお願いするものでございます。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町本郷デイサービスセンターであります。

指定管理者となる者の名称は、医療法人明精会であり、指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。今回の指定管理につきましては、施設の性格上、公募によることなく、非公募として申込みを受け付けたところでございます。

なお、10月22日に指定管理者選定審議会より候補者に選定する旨の答申をいただいたところでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 少し聞かせてください。各委員の採点、高得点されているなというふうにお見受けします。なかなか90点以上を超えるというのはあまり見てきていなかった記憶がありますので、すばらしいなというふうに思います。ただ、その中でこの審査基準5で、ちょっと低いのです。審査の観点を見ますと、収支計画の実現性、それから応募者の安定性、信頼性という項目になっております。確かに全体的に高得点ではあるのですけれども、それにしてもこのところだけ何か引っかかりがあったのかなというふうにかがうこともできるかなというふうに見ました。別に異論はないのですけれども、当局としてこの辺はどのように把握されているのかなと、委員のほうから問いただしたか何かあったのかどうなのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 総務課長、答弁。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、審議会の中でございますが、その委員の中からただいま議員おっしゃった配点なりの云々につきましては、特に意見等はございませんでした。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） ということは、ただその各委員の主観で、議論もなく採点されていったというこの理解でよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） この採点審査基準にのっとった審査の観点、さらにはウエートということとは、既に公募の際に公表している内容でございます。それがおのおのの委員の中で、委員が自らその基準に沿った採点をしたものと承知しております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 当初からこちら様に管理をお願いしてきているわけですから、私は望むべくは、もともと高得点になってもいいのではないかなというふうに思うところもございました。その中でこの5番がちょっとそれにしては低めなので、何かあったのかなということでお伺いしました。何も議論はなかったということですのでよろしいですね、確認したいと思います。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第81号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第82号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、議案第82号 会津美里町新鶴デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、原克彦君。

〔健康ふくし課長（原 克彦君）登壇〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） 議案第82号 会津美里町新鶴デイサービスセンターの指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

議案書5ページ、提出案件資料2ページ中段、参考資料の7ページから9ページを御覧ください。本案は、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により議決をお願いするものでございます。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町新鶴デイサービスセンターであります。

指定管理者となる者の名称は、社会福祉法人千桜会であり、指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。今回の指定管理につきましては、施設の性格上公募によることなく、非公募として申込みを受け付けたところであります。

なお、10月22日に指定管理者選定審議会より、候補者に選定する旨の答申をいただいたところでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第82号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第83号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、議案第83号 会津美里町高田児童クラブ館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、議案第83号 会津美里町高田児童クラブ館の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書6ページ、提出案件資料2ページ下段、提出案件参考資料10ページから12ページを御覧ください。本案は、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により議会の議決を求めるものです。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町高田児童クラブ館で、指定管理者となる者の名称は、社会福祉法人高田幼児幼保連携型認定こども園ひかりであります。

指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。今回の指定管理につきまして公募いたしましたところ、1社のみ応募でした。その後10月22日に指定管理者選定審議会より、候補者選定の答申をいただいたところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 再度得点を中心にお伺いしたいと思いますけれども、ここも初めての候補者ではありません。経験が豊富でございます。そういう中で、100点満点で換算しますと81.8になっていきます。この次に審議します児童館のほうも同程度です。それこそこれだけの蓄積、ノウハウを持っていらっしゃるほうが90点にも満たないというのはいかがかなというふうにちょっと思ったところで、附帯意見を見ますと、両方とも内容は同じです。特段何か議論があったのかなとうかがい知れるような内容ではございません。それを当局としてはどのように認識、理解されているのかなというふうなところをお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、選定の会議の中でございますが、おのおのの委員がそれぞれの立場で採点しておりますので、その委員がその中で採点をしたものと思っておりますので、委員からのそういった点数につきましては、選定基準に基づいて委員が適正に採点したものと把握しております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） もちろん当然委員の方々6人いらっしゃいます。当然主観でそれなりに自分の知見を使いながら、あるいは知る限りの知識の中で判断されて出された。それは当然そのとおりでしょう。私は議論はなかったのか、あるいは何か意見、具申とか何もない中で、何も議論なくて採点だけでこういうふうになったということなのか、そこを伺っているのです。お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、審議会の内容につきましては、非公開と、非公表となつてございますので、詳細な中身については答弁控えさせていただきます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 非公開というのは、もともとそうでしたかということと、それはどういうことなのか、ちょっと理解がにわかにはできませんけれども、それでは意見の交換あるいは議論があったのかないのかだけでもご披瀝いただけませんか、大事な点だと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、当然委員会の中で、委員間の中で、そういったいろいろな議論なり、協議はしてございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第83号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第84号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、議案第84号 会津美里町高田児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、議案第84号 会津美里町高田児童館の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書7ページ、提出案件資料3ページ上段、提出案件参考資料13ページから15ページを御覧ください。本案は、地方自治法第24条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により議会の議決を求めるものです。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町高田児童館で、指定管理者となる者の名称は、社会福祉法人高田幼児幼保連携型認定こども園ひかりであります。

指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。今回の指定管理につきまして、公募をいたしましたところ1社のみの応募でした。その後10月22日に指定管理者選定審議会より、公募者選定の答申をいただいたところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑ありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 先ほど前の議案で、会議の内容、非公表だという話でした。これも多分そういうことであるかと思えますけれども、非公表にしている理由、それから根拠、これを教えていただきたい、お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、審議会につきましては、町の会津美里町公の施設の指定管理者選定審議会運営規則により行っております。その第5条でございますが、審議会の会議については非公開とするということで規定しておりますので、非公開とするものでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） だから理由、根拠は分かりました、法にのっとってということ。その理由はどういうことになっているのかということをお示しいただければというふうに思います。先ほども答弁で、課長は協議がされたというふうに、協議はされたということは、いろいろ議論があった

というふうに受け止めますけれども、その理由が分からない。根拠は分かりました、そういうふうな規則をつくっていますからということで。理由はどういうこと、例えばプライバシーに関わることが多く出やすいと議論に想定できるとか、何かあると思うのです。私は原則は公開して何ら差し支えない、こういうふうにしてよりよく指定管理者の皆さんに担ってもらっているのだなというところが出てくれば、なお納得するし、本当に安心してお預けできるということだと思うのです。そこを教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 非公募と非公開とする理由ということでございますが、審議の中身でございますが、提出資料の中にその法人の内容、さらには決算状況等かなり内部の情報にも委員から聞いて、そこで協議も行っておりますので、そういった観点から非公開とするものと思っております。

○発言の訂正

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 申し訳ありません。私の説明で地方自治法の条番号を間違えて読んでしまいましたので、訂正させていただきたいと思えます。

地方自治法第244条の2第6項でございます。先ほど第24条と読んでしまいましたので、申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） ほかに質疑ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第84号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第85号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、議案第85号 高田インフォメーションセンター及び上町駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、金子吉弘君。

〔産業振興課長（金子吉弘君）登壇〕

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、議案第85号 高田インフォメーションセンター及び上町駐車場の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書の8ページ、提出案件資料3ページ中段、提出案件参考資料16ページから18ページを御覧ください。なお、議案書によりご説明申し上げます。

今回指定管理者となる者の名称につきましては、会津美里町字瀬戸町甲3161番地1、会津美里町観光協会会長、水野俊彦氏であります。

指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

なお、今回の指定管理につきましては、令和2年8月3日より28日まで公募いたしましたところ、会津美里町観光協会のみ応募でございました。その後10月22日に会津美里町公の施設の指定管理者選定審議会より、候補者に選定する旨の方針を得ているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） この第85号、高田インフォメーションセンターほかについての指定について説明を求めます。

この指定管理者につきましては、施設の機能上適切な団体とは認識しますが、まず会津美里町観光協会は、その運営の原資は約95%が町観光事業等に関わる町補助金で賄われている、いわゆる個人扱いの民間団体であると認識するものです。そこで入札参加資格、これを有するかどうかを含めて、今般の指定管理者選定の資格対象に成り得るのかと、資格対象者に成り得たので審議会のほうに回されたのだと思いますけれども、まず認められたことについて、その理由を伺います。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 (午前10時31分)

再 開 (午前10時31分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

○6番(石川栄子君) 恐れ入ります。この候補者について、もう一点ございます。

来春法人化を目指しているということは伺っています。将来の方針の中で、かねてより伺っておりますけれども、令和3年4月からの指定管理開始日には間に合わない聞き及んでおります。商工会扱いによる現在の職員採用期間は、令和3年3月までです。町観光の拠点となるよう構築するためにも、人材が大切と考えますが、団体の職員体制について万全か、分かる範囲でお知らせいただきたいです。

それから、大きい2つ目としては、先ほどより出ております指定管理者審議会についてです。非公開ということで、ある程度限定されると思っておりますけれども、支障のない程度でお答えいただければと思います。これは町の設置機関です。編成及び採点基準についてお伺いします。

また、今回初めての施設管理であり、実績のないこの団体への採点結果をどのように評価し、またフォローしていかれるのか、お伺いします。

以上、お願いします。

○議長(谷澤久孝君) 休憩します。

休 憩 (午前10時32分)

再 開 (午前10時36分)

○議長(谷澤久孝君) 再開します。

答弁、総務課長。

○総務課長(國分利則君) それではまずご質問でございますが、まず1点目の応募の資格でございますが、町は現在の入札の参加の資格の今応募をしておりますが、先月で締め切りしましたけれども、それに対して、いわゆるその資格が必要かどうかということでございますが、特にこの一般公募でございますので、それについては、入札の参加の資格については必要ないということでございます。

その審議の内容でございますが、先ほど言ったように審議の内容等は非公開とさせていただいておりますので、中身につきましては申し訳ございませんが、控えさせていただきたいと思っております。

あとその中で、フォローということでございますが、当然町としてはそういった指定管理を出しますので、町としては当然バックアップなり、体制は取るものと思っております。

○議長(谷澤久孝君) 石川さん。

○6番(石川栄子君) 今審議会の件までお答えいただきましたけれども、一問一答ということで最初にまずお伺いした点で、資格対象の件、こちらのほうについて再質問させていただきます。

まず、おっしゃったように入札参加資格者を有していなくてもいいということは、まずこの指定管理の申込み候補者に対しての、この制度に対して必要ないのかどうか。ほかのものの入札には必ずこれが必要だと、委託関係にしても必要だと入札関係に資格指定、今回11月で次年度の分締め切りましたけれども、こちらのほうにはそこまで委託までは載っております。ただ、この指定管理というところを見つけられなかったから今回お伺いしているのです。もし必要であればまずその確認をされたのかということでお伺いしました。

それから、資格対象についても一応法人もしくは団体とはなっております。今まで町でこの指定管理を受けていただいた団体というのは、法人であったり、もしくはNPO法人も含めて、法人関係でした。ただ、今回はあくまでも民間団体です。しかも、そういった施設管理ということをしたことのない団体ですので、これをいいでしようということで審議会に送られた経緯、それについてお伺いしたかったです。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午前10時39分）

再 開 （午前10時39分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてご説明させていただきます。

まず、応募資格でございますが、8要件ございまして、まず最初に町に主たる事務所を有することが1点でございます。2点目は、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていない者ということなのですが、これは既存の指定管理を受けている場合のみ該当する項目ですので、これはちょっと省かれるかなというふうに思います。3点目でございますが、これは地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であることという規定がございます。これは破産手続開始決定後復権していない方ですとか、あとはその暴力団等に該当されていない方ですとか、そういった規定になりますので、そういったまず規定があるということで、さらには会社更生法、民事再生法の規定による更生再生手続を受けていない法人であること、これは法人でないのも、これも該当がいたしません。さらには、法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者または禁錮以上の刑に処せられた者がいないことが条件でございます。これについては、誓約書という書類の提出をもって、それに該当していないというふうに判断したところでございます。さらに、暴力団またはその構成員でない者、さらにはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない法人であることでございますが、これにつきましても誓約書の提出をもって、確認をしておるところでございます。さらには、町が行う建設工事の請負または物品、役務の提供等の指名競争入札の指名の停止措置を受けていない法人であることということでございますが、これにつきましては指名はございませんので、

これにも該当してこないということになります。最後に、町税等に未納がない法人であるというふうなことでございますが、これは法人でございませんで、そもそも税金が発生していないというふうなことで、これも除外されるものでございます。以上の8要件が全てクリアされているということで、応募のほうを受け付けた次第でございます。

さらに、いわゆるこういった指定管理の経験がない団体であるというふうなところで、不安があるというふうなことであると思いますが、それにつきましては、今この協会につきましては、来年法人化を目指しております。確かに議員おっしゃるとおり4月1日の指定管理の施行には一応間に合わない予定でございますが、職員の体制につきましては、一応こういった施設管理を含めまして、指定管理の経験のある職員を協会が自ら雇用して、4月1日から運営する予定だというふうに伺っておりますので、こういった職員を配置して運営されるというふうなことで、担当課といたしましては、大丈夫だろうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） ある程度理解ができました。

それでは、2点目にお伺いしたその職員体制、こちらのほうについてももう一度今一括して何かお答えの中に入っていたようですけれども、2点目に伺ったことについてお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） ということは1問目はよろしいですね。

○6番（石川栄子君） いいです。

○議長（谷澤久孝君） では、2問目について答弁。

○産業振興課長（金子吉弘君） 大変失礼いたしました。ちょっと2問目まで答えてしまいましたので、再度お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、指定管理を受けた経験のある職員を観光協会が自ら雇用いたしまして、4月1日から稼働してまいるというふうなことを聞き及んでおりますので、町として十分できる体制が構築されているというふうに思っているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） この職員の件なのですけれども、実は今高田インフォメーションにいらっしゃるお二方、もしくは以前にもいらっしゃった方もそうですけれども、お一人は町外の方です。でも、大変一生懸命やっていたらっしゃいます。それは多分御覧になってお分かりと思います。彼女たちの立場を超えた、あれだけの町に対するその観光に対する熱心な姿勢、非常に私は高く買っております。できれば彼女たちを今後正式な職員として採用していただいて、年次計画で観光の予定を組んで、町の活性化のために生かしていただきたいとは思いますが、ただ、今将来的にその職員を採用すると、そういったような形になっておりますけれども、ただ何を基にしてこの採点が出てきたのか分かりませんが、その職員体制のサービス向上、そういったところの施設の効用の最大限の発揮

とサービス向上、この点数が大変低いのです。例えば彼女たちのような方がもし引き継いでいければ、私はこんなに低い点数は出ないのではないかなと、そんなふう思うのですけれども、この後それは審議会の採点のところにも入っていきますけれども、そういったことでその職員体制に対しては、今後どのような方を採用されるのか、ちょっと不安なところもあります。だから、それは特別ここで申しませんけれども、やっぱり観光協会のほう、もしお受けられることになれば、しっかりとそこは提言していただきたいなと、そのように思います。2問目は結構です。

3問目に行きます。指定管理者の審議会の件についてです。もう一度この3問目についてのお答えをいただきたいのですが。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、採点の内容につきましては、公表を差し控えていただくという事で申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 委員編成は。

○総務課長（國分利則君） ですから、委員の点数につきましても、詳細な内容については控えさせていただきます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 採点結果をどのように評価して、町としてフォローしていくかということで、厳しい点数でしたので、それでは町として今後どうフォローしていくかということをお伺いしたのですが。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午前10時49分）

再 開 （午前10時50分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのフォローアップの件だと思いますが、これにつきましては、当然初めてそれに携わる団体でもございますので、当然町として、町のその目的を持ってお願いしておるものですから、その目的の達成のために、しっかりとサービスが提供できるように、我々としてもしっかりとフォローをしてまいりたいというふうに考えてございます。ちょっと職員の体制につきましては、協会の内部のことなものですから、こちらのほうからちょっと発言については差し控えていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 町もこれから観光に対しては大変力を入れていかれるということで、先日計画のほうも住民説明会をされました。私も事前にいろいろお伺いして、なかなかもやっとした部分が

多くて、はっきりしなかったので今回説明をお受けしました。観光協会確かに組織もしっかりしていますので、私も団体としては本当に適切だとは思いますが、そのとおりにちょうど今過渡期にありますので、大変不安なところもあります。説明をお受けしましたけれども、また町のほうでもしっかりとその辺は見守っていただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第85号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第86号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、議案第86号 本郷インフォメーションセンター及び瀬戸町駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、金子吉弘君。

〔産業振興課長（金子吉弘君）登壇〕

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、議案第86号 本郷インフォメーションセンター及び瀬戸町駐車場の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書の9ページ、提出案件資料3ページ下段、提出案件参考資料19ページから21ページを御覧い

ただきたいと存じます。なお、議案書によりご説明申し上げます。

今回指定管理者となる者の名称につきましては、会津美里町字瀬戸町甲3161番地1、会津美里町観光協会会長、水野俊彦氏であります。

指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

なお、今回の指定管理につきましては、令和2年8月3日より28日まで公募いたしましたところ、会津美里町観光協会のみ応募でございました。その後10月22日に会津美里町公の施設の指定管理者選定審議会より、候補者に選定する旨の答申を得ているところでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） この議案も前第85号と関連したものであります。この採点にちょっと疑問がありまして、実はその第85号と同様の団体でありながら、採点はその項目数点において評価点が違っております。まず、この評価点につきましてもちょっと疑問があったのですけれども、特に6番目、その他の目的達成に必要な事項というのがありますけれども、これはあくまでも申込み団体の姿勢について問うているのかなと、そのように感じますけれども、この観光協会大変今回初めてですので、力入れて申込み関係出されておると思います。ところが、大変低い評価点です。これは観光協会に対する姿勢に対する受け止め方であれば、もっと高い点数でもよかったのではないかなと思うのですけれども、この結果を御覧になって、当時担当された所管の担当課については疑問に思ったりとか、これに対しては何かこう裏づけ的なものがあつたのかなと、そういったようなものをお持ちでなかったかどうかお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまの件でございますが、その点数につきましては、委員がおのこの判断の下に点数をつけるということでございますので、担当の事務局としましては、それに関しては特に意見はございません。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） では、この審議会に対しては、私もちょっといろいろとこの春の審議会もそうでしたけれども、疑問を持つところです。また、後で一般質問等で詳しくお伺いしたいなと、そのように思います。

以上で終わります。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第86号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時57分）

〔副町長（鈴木直人君）退席〕

再 開 （午前11時10分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

○議案第87号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、議案第87号 会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、原克彦君。

〔健康ふくし課長（原 克彦君）登壇〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） 議案第87号 会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

議案書10ページ、提出案件資料4ページ上段、参考資料の22ページから24ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により議決をお願いするものでございます。

今回指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」であります。

指定管理者となる者の名称は、株式会社会津美里振興公社であり、指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間であります。今回の指定管理につきましては、非公募として申込みを受け付けたところでございます。

なお、10月22日に指定管理者選定審議会より、候補者に選定する旨の答申をいただいているところでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） いわゆる町振興公社が長く指定管理者の経験を積んでこられております。これだけやられてきていて、低い点数が出ているところもでございます。特に審査基準5は7点であります。各委員15点のところでは11.8と出ています。総点は84.5になっていますけれども、考えますと、これだけノウハウを持ったところが私から言わせれば、こんな点数で満足しては私はいけないなというふうに思っております。これはほかの指定管理の施設にしてもそうです。いわゆるこの町振興公社は、町の重要ないわゆる民間企業とっていいと思います。そういうノウハウの蓄積が断トツにあるところで、この点数で満足してもらってはどうかというふうに思うところがございます。この審査基準を見ますと、安定した管理に必要な人的、物的能力の確保です。ここであまり評価を受けていないような点数をもらってこれからもやっていきますということになるわけですがけれども、これ学校の通信簿でしたら5になっていないのです。4です。90点以上にならないと5はもらえないと思います。もうちょっと頑張ってもらいたいなというふうに思って、ほかの指定管理者の皆さんも見習って、水準を上げていく、住民サービスを上げていくということで、後ろ姿を見せてほしいと思っているわけですがけれども、当局としてどういうご認識か伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 振興公社の指導につきましては、経営全体について我々のほうでやっております。今のおっしゃられた部分で84.5ということをつけているようでございます。今後とも決算の中でもいろいろご意見頂戴しております。その分につきましても、公社のほうに伝えまして、より一層努力していただくように、我々のほうからも申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） どういうふうに言うかはお任せすることになるわけですがけれども、各委員6名いらっしゃるのです。その方々の評価がいわゆる5になっていないというのが私は大変残念だなというふうに思っているわけです。当局としても、その辺の認識も再度しっかり再確認しながら整理し

ていただいて、振興公社のほうに伝えていただけたらなというふうに思います。再度確認させていただきます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 審査基準それぞれございまして、80点割れているところもございまして、これ点数で割り返していくと、86点であったり、いろいろあります。80点切れているところもあります。そういった部分、振興公社のほうにも伝えまして、この部分について、やっぱり底上げを図っていくという努力が必要なのだろうというふうに思っておりますので、そこはそのようにお伝えしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第87号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第88号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第9、議案第88号 会津美里町保健センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、原克彦君。

〔健康ふくし課長（原 克彦君）登壇〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） 議案第88号 会津美里町保健センターの指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

議案書11ページ、提出案件資料4ページ中段、参考資料の25ページから27ページを御覧ください。本案は、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により議決をお願いするものでございます。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町保健センターであります。

指定管理者となる者の名称は、株式会社会津美里振興公社であり、指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間であります。今回の指定管理につきましては、非公募として申込みを受け付けたところでございます。

なお、10月22日に指定管理者選定審議会より、候補者に選定する旨の答申をいただいております。説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明は終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第88号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第89号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第10、議案第89号 高田温泉あやめの湯の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、金子吉弘君。

〔産業振興課長（金子吉弘君）登壇〕

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、議案第89号 高田温泉あやめの湯の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書の12ページ、提出案件資料4ページ下段、提出案件参考資料28ページから30ページを御覧ください。なお、議案書によりご説明申し上げます。

今回指定管理者となる者の名称につきましては、会津美里町字家東甲4224番地2、株式会社会津美里振興公社代表取締役、鈴木直人氏であります。

指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。この高田温泉あやめの湯につきましては、民間への売却を推進しており、売却等ができない場合は、耐用年数を迎える令和7年度をもって廃止することとしており、会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第1条の2第1項第4号「廃止、大規模な改修等が決定された公の施設又は改修等の具体的な検討が行われている公の施設を当該検討の結論を得るまでの間、既に当該公の施設の管理を行っている法人等に引き続き当該公の施設の管理を行わせようとする場合」に該当するため、非公募として申請を受け付けたところでございます。その後10月22日に会津美里町公の施設の指定管理者選定審議会より、候補者に選定する旨の方針を得ているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明は終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） このあやめの湯に関してなのですが、意見にありましたように、大変老朽化も進んでおります。先般本郷の湯陶里の説明会のときに、中の器具関係ですとか、そういったものの不具合が指摘されました。今回も施設の管理運営体制については、大変点数も低く出ておりますし、また附帯意見のほうでは、町担当課と指定管理者がともに責任を持ってと、そういった意見が付されております。やはり町のほうでも、ある程度定期的に例えばシャワーが出ないところがあるとか、そういったようなことをある程度管理していくべきでもあるのではないかなと、指定管理者だけにお任せということではなくて、公衆衛生とそれから大衆の皆さんの交流の場という、その目的のためには必要ではないかと思っておりますけれども、今回の本郷の説明会を受けて、今後どのようにしていかなければならないとお感じになられたのか、お伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしでございしますが、温泉施設につきましては、どこもかなりの年数がたっておりまして、かなり老朽化が進んでおります。また、当然運営している以上、お客様のほうに最大限やっぱりサービスを提供するというのは義務でございしますので、そういった意味からも、あくまでその運営主体任せではなくて、我々も出向いていってその状況を注視していくというのが必要であろうというふうに思っておりますので、その辺につきましてはしっかりと対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第89号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第90号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第11、議案第90号 新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、金子吉弘君。

〔産業振興課長（金子吉弘君）登壇〕

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、議案第90号 新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書の13ページ、提出案件資料5ページ上段、提出案件参考資料31ページから33ページを御覧いただきたく存じます。なお、議案書によりご説明申し上げます。

今回指定管理者となる者の名称につきましては、会津美里町字家東甲4224番地2、株式会社会津美里振興公社代表取締役、鈴木直人氏であります。

指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。この新鶴温泉健康センター及び宿泊施設ほっとぴあ新鶴につきましては、民間への売却等を推進しており、売却等ができない場合には、新鶴温泉健康センターが耐用年数を迎えます令和4年度以降、両施設を統合し、新たな観光施設として民間活用を含めた整備を検討しており、会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第1条の2第1項第4号「廃止、大規模な改修等が決定された公の施設又は改修等の具体的な検討が行われている公の施設を当該検討の結論を得るまでの間、既に当該公の施設の管理を行っている法人等に引き続き当該公の施設の管理を行わせようとする場合」に該当するため、非公募として申請を受け付けたところでございます。その後10月22日に会津美里町公の施設の指定管理者選定審議会より、候補者に選定する旨の答申を得ているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1点お願いします。

審査基準のところであれば、2番目になります。サービスの向上、いわゆる接遇の部分ですけども、この審査委員の方々に採点していただく際に、いわゆる接遇の部分で、苦情等の受付とそれからその後どういうふうに対応したか等々報告は、しっかりされての反映された点数なのでしょうか。この前段の議案で何えよかったかなと思いますけれども、いわゆるあやめの湯、そこからの接遇問題が耳に届いているところもありましたし、現この議案に対する施設でそういうことも全然ないとは思えないのです。その対応をどのようにしてやったかという報告もあって、採点を受けているのか、そこを教えていただきたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、詳細な内容については控えさせていただきますと思いますが、各委員が特にやはりサービスの施設でございますので、そういった観点で質問されたということにつきましては、多分あったのかなと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 最後がちよっと聞き取れなかったですけども、具体的にこんなこと、あんなことまでは聞こうと思いません。ただ、そういうあって対応した結果もご報告してありますと言え

るのかどうなのか、対応はしっかりやっているということなのか、そうでなかったら、この指定管理者候補者にしっかり物言えないではないですか。具体的にそちらは知っているわけですから、苦情内容は。そういうことがあって、全て報告して反映されていますよということになるのか、それまでも言うことを控えます、控えなければならないということなのか、そこが課長の答弁では見えない。よろしくをお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 繰り返しになりますが、詳細な内容については控えさせていただきたいと思います。ただ、審議の中で各委員がその評価の項目に基づきまして、いろいろな質問をしておりますので、その中でそういった質問も出たのかなと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 課長、ちょっと待ってください。出たのかなと思っていましたというのは、その場にあなたはいないのですか。ですから、こういうやり取りで余計な時間を取っているわけです。だから、ちゃんと報告して審査いただいていますというふうにいえば、もう事済むのではないですか。では、分かりました。反映されていますねということが言えるわけですから、問いたです前に。そこはしっかり答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） その審議の中の資料についてでございますが、そういった報告についての資料はございません。私が申し上げましたのは、その委員の中での調査の中で、聞き取りの中でそういったサービスに関する質問の件についてご説明させていただいたところです。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第90号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第91号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第12、議案第91号 会津美里町せせらぎ緑地公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第91号 会津美里町せせらぎ緑地公園の指定管理者の指定についてをご説明いたします。

議案書の14ページ、提出案件資料5ページ中段、参考資料の34ページから36ページを御覧ください。それでは、議案書により説明をさせていただきます。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町せせらぎ緑地公園であります。

指定管理者となる者の名称は、株式会社会津美里振興公社であり、指定管理者の管理の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。今回の指定管理につきましては、8月3日から8月24日まで公募をいたしましたところ、1社だけの応募でした。その後10月22日に指定管理者選定審議会より、候補者に選定する旨の答申をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第91号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時37分）

〔12番（根本 剛君）退席〕

再 開 （午前11時38分）

〔副町長（鈴木直人君）入場〕

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

○議案第92号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） それでは、日程第13、議案第92号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。
政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） よろしくお願ひいたします。

議案第92号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。予算書と併せまして、提出案件資料6ページから43ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、予算書の表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,221万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億8,397万2,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正であります。3枚おめくりいただきまして、第2表、地方債補正を御覧いただきたいと存じます。まず、追加でございまして、高田地域寺入川の河川整備事業に係る緊急浚渫推進事業債につきまして、今年度より新設されたため、記載のとおり追加するものでございます。

次のページを御覧ください。変更であります。高田児童館大規模改修事業に係る過疎対策事業債につきまして、事業費の確定によりまして限度額を記載のとおり減額するものでございます。

次の除雪対策事業に係る過疎対策事業債につきましては、当初除雪ドーザ2台の購入を予定してご

ございましたが、社会資本整備総合交付金の確定に伴いまして、1台の購入としたことから、限度額を記載のとおり減額させていただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、旧ひまわり保育所解体事業に係る過疎対策事業債であります。事業費の確定によりまして、限度額を記載のとおり減額させていただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課ごとの補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただきましましたので、主な内容のみご説明をさせていただきます。

歳入でございます。1款町税、1項町民税、1目個人分835万4,000円の増額につきましては、調定実績と今後の収入見込みにより増額をするものでございます。2目法人分3,198万5,000円の増額につきましては、当初見込んでいなかった確定申告納付があったため、増額させていただくものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税1,000万円の増額につきましては、償却資産の増加により増額させていただくものでございます。

3項軽自動車税、2目種別割130万6,000円の増額及び4項町たばこ税、1目町たばこ税387万4,000円の増額につきましては、それぞれ調定実績と今後の収入見込みにより増額をするものでございます。

4ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金461万9,000円の減額につきましては、1節社会福祉費補助金でございますが、感染症対策特別定額給付金事業費確定のため、減額をするものでございます。3目衛生費国庫補助金581万3,000円の増額につきましては、1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。国の補助制度が新設されることから、新たに計上させていただくものでございます。4目土木費国庫補助金1,430万9,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の確定に伴いまして、1節道路整備費補助金1,656万円を減額し、2節都市計画費補助金、3節住宅費補助金をそれぞれ記載のとおり増額するものでございます。

5ページを御覧ください。14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金211万5,000円の減額の主なものにつきましては、1節の重度心身障がい者医療費給付事業補助金でございます。交付額の確定に伴い、206万1,000円を減額するものでございます。4目農林水産業費県補助金227万2,000円の減額の主なものにつきましては、1節の多面的機能支払交付金におきまして、追加交付による105万9,000円の増、また担い手づくり総合支援事業補助金の確定による300万円の減額でございます。

3項県委託金、2目土木費県委託金300万6,000円の減額につきましては、事業費の確定に伴いまして、1節道路除草作業委託金、2節の河川浄化作業委託金をそれぞれ記載のとおり減額をするものでございます。

6ページをお開きください。16款寄附金、1項寄附金につきましては、令和2年8月1日から9月30日までにお寄せいただきました寄附金でございます。1目一般寄附金につきましては、4件で21万

円、2目のふるさと納税寄附金につきましては、256件で373万3,000円、3目民生費寄附金につきましては、3件で13万円をそれぞれ増額するものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億6,460万3,000円の減額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため、減額をさせていただくものでございます。5目過疎地域自立促進基金繰入金200万円の増額につきましては、あいづみさと多子世帯保育料軽減対象児童数の増加による事業費に充てるため、増額をさせていただくものでございます。6目公共施設等整備再生基金繰入金960万円の減額につきましては、新鶴デイサービスセンターの空調設備改修工事に係るものでございまして、当初基金充当で想定してございましたが、工事費の7割を指定管理者が負担するため、相当額について繰入金を減額させていただくものでございます。7目震災復興基金繰入金2,205万6,000円の減額につきましては、高田工業団地において、工場の年度内完成を予定していた企業が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、その着工が来年度以降となるため、予定していた道路新設工事について来年度以降とするため、当該工事費に係る基金繰入金を減額させていただくものでございます。

2項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金453万9,000円の増額につきましては、一般会計で実施する介護予防に資する事業に充てるため、繰入金を増額するものでございます。

7ページを御覧ください。19款諸収入、4項雑入、1目納付金140万1,000円の減額の主なものにつきましては、年間給食数の確定により、2節の学校給食費（現年度分）128万1,000円を減額するものでございます。2目雑入3,780万6,000円の増額の主なものにつきましては、1節の説明欄の上から3行目でございますが、まず分別収集資源物売払収入で収入見込みの減少によりまして409万円の減、コミュニティ助成事業助成金で、事業費の確定に伴いまして250万円の減、福島県後期高齢者医療広域連合負担金還付金につきましては、令和元年度療養給付費負担金の確定に伴いまして3,141万3,000円の増、また支障物件移転補償金では、H&Sネットワーク事業に係る県補償金の減額に伴いまして129万5,000円の減、次の多面的機能支払交付金事業返還金では、令和元年度事業費の確定に伴いまして280万3,000円の増、それから社会福祉施設等改修事業者負担金につきましては、先ほど基金繰入金でご説明いたしました新鶴デイサービスセンターの空調設備改修工事に係ります事業者負担金でございまして、964万4,000円を新たに計上させていただくものでございます。

20款町債、1項町債につきましては、先ほど第2表、地方債補正でご説明申し上げました内容でございまして、2目民生債540万円、6目土木債2,510万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、21款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金333万5,000円の増額につきましては、税制改正により今年度から交付される交付金でございまして、8月の交付分につきましては新たに計上させていただくものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費115万4,000円の減額につきましては、8節の旅費及び13節の会場借上料につきましては、新型コロナウイルス感染

症対策による事業の中止により、また10節印刷製本費につきましては、事業費の確定によりそれぞれ記載のとおり減額をさせていただくものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,721万7,000円の減額の主なものにつきましては、感染症対策雇用支援事業の事業費の確定見込み、さらには新型コロナウイルス感染症対策による地域おこし協力隊の募集活動の中断等に伴うものでございまして、1節報酬から4節共済費までそれぞれ記載のとおり減額をするものでございます。6目財産管理費345万2,000円の増額の主なものにつきましては、24節ふるさと振興基金積立金でありまして、歳入でもご説明いたしました一般寄附金及びふるさと納税寄附金の増額分394万4,000円を基金に積み立てるものでございます。7目企画費706万8,000円の減額の主なものにつきましては、8節旅費でございしますが、新型コロナウイルス感染症対策による地域おこし協力隊の研修の中止や募集活動の中断等により、173万7,000円を減額するものでございます。

10ページをお開きいただきまして、18節負担金補助及び交付金でございしますが、歳入でもご説明いたしましたが、事業費の確定に伴いまして、コミュニティ助成事業助成金250万円を減額させていただくものでございます。

12ページをお開きください。2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費120万2,000円の減額につきましては、選挙の感染症対策で購入いたしました飛沫感染防止のパーティションにつきまして、事業費の確定により減額をさせていただくものでございます。

13ページに参りまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費501万7,000円の減額でございしますが、感染症対策特別定額給付金の事業費の確定及び新型コロナウイルス感染症対策による戦没者追悼式の中止のため、3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金までそれぞれ記載のとおり減額をするものでございます。

14ページをお開きください。4目老人福祉費137万1,000円の増額の主なものにつきましては、介護保険特別会計における保険給付費等の増額に伴いまして、27節の介護保険特別会計繰出金145万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費322万3,000円の増額の主なものにつきましては、歳入の基金繰入れでも申し上げましたが、多子世帯保育料の関係でございまして、対象児童数の増加により19節あいづみさと多子世帯保育料軽減事業費201万1,000円を増額補正するものでございます。次に、令和元年度子ども・子育て支援交付金の額の確定によりまして、22節国庫・県支出金返還金122万6,000円を増額するものでございます。4目児童福祉施設費653万1,000円の減額につきましては、地方債の補正でご説明申し上げました内容でございまして、旧ひまわり保育所解体事業の事業費の確定に伴い、12節用地測量委託料154万6,000円、14節解体工事498万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

15ページでございします。5目認定こども園費701万1,000円の減額につきましては、新鶴こども園通

園バスにつきまして、事業費の確定に伴い、12節バスの運行業務委託料701万1,000円を減額するものでございます。6目児童館費398万3,000円の減額につきましては、地方債の補正で申し上げました内容でございまして、高田児童館大規模改修事業の事業費の確定に伴いまして、14節維持改修工事を記載のとおり減額するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費555万6,000円の増額の主なものにつきましては、歳入の国庫補助金でご説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございまして、11節通信運搬費の168万円、それから12節の新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券作成等委託料400万7,000円、健康管理システム改修委託料12万7,000円の合計で581万4,000円を新たに計上させていただきます。

2項清掃費、2目塵芥処理費199万8,000円の減額の主なものにつきましては、事業費の確定に伴いまして、12節委託料について記載のとおり減額をさせていただくものでございます。

16ページをお開きください。15款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金267万2,000円の減額につきましては、歳入の県支出金と関連する内容でございまして、担い手づくり総合支援事業補助金につきましては、額の確定により300万円の減、多面的機能支払交付金につきましては、追加交付等に伴いまして、141万2,000円の増でございます。次の中小企業等活動応援事業につきましては、感染症対策に係る事業の確定によりまして、110万円の減額補正でございます。

17ページに参りまして、22節国庫・県支出金返還金につきましては、多面的機能支払交付金事業に係る前年度事業費の不用額を返還するため、210万3,000円を増額するものでございます。

18ページをお開きください。中ほどでございます。6款商工費、1項商工費、3目企業誘致促進費3,702万円の減額の主なものにつきましては、27節の繰出金でございまして、歳入でもご説明いたしましたが、高田工業団地において、工場の年度内完成を予定していた企業が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、その着工が来年度以降となるため、道路新設工事について、来年度以降の工事とするために、当該工事に係る繰出金3,688万8,000円を減額をさせていただくものでございます。

4目温泉施設管理費2,380万3,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、温泉施設の施設使用料が減収となっているため、12節施設管理委託料2,089万3,000円を増額するものでございます。また、本郷温泉湯陶里売却のため、指定管理者の指定の期間を1月短縮することから、見込まれる補償金につきましては、21節に291万円を新たに計上するものでございます。

19ページを御覧ください。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費5,258万4,000円の減額の主なものにつきましては、事業費の確定によりまして、12節除草作業委託料につきまして176万9,000円を減額するものでございます。17節公用車購入費につきましても、事業費の確定によりまして、記載のとおり減額をさせていただくものでございます。次の除雪車購入費につきましては、地方債の補正

でもご説明いたしました内容でございまして、当初除雪ドーザ2台の購入を予定しておりましたが、社会資本整備総合交付金の確定に伴いまして、1台の購入としたことから4,927万9,000円を減額するものでございます。

3項河川費、2目河川整備費131万5,000円の減額につきましては、事業費の確定に伴いまして、12節の委託料を減額するものでございます。

20ページをお開きください。4項都市計画費、2目公園費349万8,000円の減額につきましては、事業費の確定に伴い、12節委託料から17節備品購入費まで記載のとおり減額をさせていただくものでございます。

8款消防費、1項消防費、1目非常備消防費210万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による消防団行事が中止となったため、7節の報償費から18節負担金補助び交付金までそれぞれ記載のとおり減額をするものでございます。

○議長（谷澤久孝君） 課長、ちょっと待って。

お諮りいたします。間もなく12時になりますが、説明の途中ですので、説明終了まで延刻したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） それでは、説明終了まで延刻いたします。

課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） すみません、よろしく申し上げます。

21ページの中ほどでございます。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費2,664万9,000円の減額の主なものにつきましては、宮川小学校及び新鶴小、中学校スクールバスの運行業務委託料につきまして、事業費の確定に伴い、12節委託料2,402万2,000円を減額するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、各種大会が中止となったため、18節各種大会等出場補助金230万円を減額するものでございます。

22ページをお開きください。2項小学校費、2目教育振興費238万2,000円の減額につきましては、事業費の確定及び学習用デジタル教科書について、国において事業化の検討がされているということから、今年度の導入を見送るため、17節教材備品238万2,000円を減額するものでございます。

4項社会教育費、2目公民館費144万の減額の主なものにつきましては、会計年度任用職員の通勤手当額の確定見込みによりまして、8節費用弁償100万円を減額するものでございます。3目生涯学習センター費205万7,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による事業の中止等に伴いまして、7節報償費から18節負担金補助及び交付金までそれぞれ記載のとおり減額をするものでございます。

続きまして、23ページの一番下でございますが、5項保健体育費、3目給食センター費132万円の減額につきましては、年間給食数の確定見込みにより、10節賄材料費を減額するものでございます。

24ページをお開きください。12款諸支出金、1項公営企業費、2目公営企業会計補助金123万4,000円の増額につきましては、汚泥処分委託料の増額等に伴い、18節下水道事業会計補助金を増額するものでございます。

13款予備費、1項予備費、1目予備費842万5,000円の増額につきましては、7月の豪雨に伴う災害対応など、予備費の充当額が増えていることから、増額をさせていただくものでございます。

なお、次ページ以降につきましては、給与費明細書でございますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時03分）

再 開 （午後 1時00分）

〔12番（根本 剛君）入場〕

○議長（谷澤久孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 3点お願いします。

予算書で言っても構わないのですけれども、分かりやすく提出案件資料に基づいて、すみませんが、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） はい、どうぞ。

○11番（根本謙一君） まず13ページです。会計年度任用職員のところで、減額補正になっております。括弧書きで地域おこし協力隊分というふうになっています。私の認識不足か、説明を聞き逃したのか、この地域おこし協力隊の取組内容は何だったのか、それを伺いたいと思います。

そして、2点目ですけれども、21ページの最終段、感染症対策特別定額給付金支給事業、この結果について伺います。

3点目ですけれども、24ページ、一番下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業というふうになっておりますけれども、このクーポン券作成等の委託料云々、この内容については、全く説明なかったかと思えます。どういうことなのか、内容を全体的にご説明いただきたいと思えます。

以上、3点について。まず1点目からお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 1点目の地域おこし協力隊の部分でございます。今回減額させてい

ただきましたのは、当初から2名の12か月分を予算措置させていただきました。任務は、今進めておりますまちやど関係、グリーンクラフトツーリズム、そちらのほうに回すということで、2人を12か月なので、24月分取ってございましたが、感染症関係でいろいろ募集関係もできませんでしたし、そんなことで、先日皆様にご紹介させていただきましたお一方、それから事業がちょっと今滞っています。一時中断してしまいましたから、今回あと2名ほど協力隊のほうを投入していきたいというふうに考えてございまして、その見込み分を差し引きましたところのまちやどの方の地域おこし協力隊につきましては、この報酬で申しますと298万8,000円のうち、182万6,000円を減額するというところで計上したものでございます。報酬、それから職員手当、共済という形で減額をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 確認します。1名減の減額補正であって、ただし地域おこし協力隊、まちやど対応で、あと2名を考えているということの理解でよろしいですか。そうすると、計3名になるということですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 予算といたしましては、要は24か月分取ってございました。1人の12か月の2人分で予算取ってございまして、中断されて募集もできなかったのも、まちやど事業がちょっと滞っております。そういった部分も含めまして、また新たに町全体の中でいろいろ見直したところ、今年度中に先ほどご紹介させていただきましたお一人、そのほかにこの12月にまたご紹介させていただきたいと思いますが、もうお一人、さらにその後もうお一人年度内に3名を予定して雇用させていただきたいというふうに考えているところでございます。実際今回3人で、合計13か月分をちょっと残しておきたいということでありまして、11か月分について減額をさせていただいたと、24月分の全体で。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 理解は進めましたけれども、この3名にするという話はたしか初めてだったかと思います。これがまちやどのみでの対応で3名というのと、今までにない隊員任用ということになるかと思いますが、もうちょっと可能な限りの説明お願いできませんか。3名ですから、2名ならまだしも、3名ということですので。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 当初は2名で想定してございましたが、事業中断がございまして、今年度全然進んでおりませんでしたので、その分も含めまして、最終的には3名を雇用したい。その間いろいろ地域からのニーズもございました。例えば関山のほうの運営主体のほうからもいろいろ力添えいただけないかと、高齢化してきてなかなか存続も危ういということで、今回のまちやど事業につきましては、町を全体的に本郷、高田、新鶴、3つの地域についてグリーンクラフトツーリズムと

いう形で、それぞれの特徴をやるということでございます。まちやど1つが本郷でやっていることではなくて、全体を指してまちやどという捉え方をしてございまして、美里町全体をまちやどに捉えて、それぞれによいところを出していこうというふうに考えてございましたので、今回3名を入れて、より広く取り組んでいきたいというふうに考えたところでございます。また、中断した部分についても、何とか元に戻していきたいということで、今回の3名を考えたところでございます。

なお、選択と集中という話もございましたが、そういう今まで協力隊の方々、結構地元に基づいていただいておりますので、そういった形でも、今後とも継続的な配置と申しますか、そういうことが必要なのだろうということも踏まえまして、3名決して多くはないというふうに考えてございます。そんな形で今予算取りをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 2問目は、特別定額給付金です。最終的な結果でこういうふうに補正が上がってきたというふうに理解しますと、1度97.何%だったかと思えますけれども、そういう報告とまた別な報告になるのかなというふうに思われますので、最終確認という意味合いで、内容を教えていただきたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 最終的に、予算上は2万10人で計上させていただいております。支給したのが1万9,996人ということで、14名分これを減額したということでございます。支給に関しましては、99.9%の支給率ということでございました。95万円については、事務費等確定しましたので、その分の減額となっております。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 24ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業という中で、クーポン作成等の委託料とありますけれども、この内容はまだ説明いただいていたかと思えます。ぜひお願いしたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） こちらも新型コロナウイルスワクチンの接種ということで、国のほうでは、クーポンを送って、それに基づいてその後の接種方法は今後のことかと思えますけれども、クーポンを町民の方全ての方に送るということでございますので、2万人分のクーポン郵送料ということで計上してございます。それに際しまして、住民の方にクーポンを送る際に、システムを改修いたしましたして、そのシステムを改修した後、クーポンを作成するというので、その委託料ということで400万7,000円ほどということで計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） このクーポン券ですけれども、たしか国では接種料、無料にする方針だというふうに以前見た記憶があるのですけれども、その無料にするためのクーポン券という理解でよろしいですか。ちょっと先走っているかもしれませんが、差し支えなかったら。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） これは予防接種を受ける際に、ご本人の方、町民の方にお送りするものでございまして、接種に関するワクチン代につきましては、国が全額を負担するという内容でございまして。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 2点についてお伺いいたします。

1点目は、7ページの分別収集資源物売払収入について、1点目。2点目は、10ページの総務費の12委託料の協力隊支援委託料減額86万5,000円についてお伺いいたします。

1点目から申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 予算書ですね。

○10番（佐治長一君） 予算書です。ということで、1点目の分別収集資源物売払収入のほうで、見込みで減になるということで409万これ減額になっているのですが、同僚議員の一般質問の中では、燃えるごみが減って、資源ごみが増えたというのは、この説明はあったと思ったのですが、この期間はいつの期間の減額なのか、その辺をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） ただいまの質問でございまして、内容でございまして、まず令和元年の4月から9月までの数量、これが19万1,970キロでございました。令和2年の4月から9月まで、これが23万350キロでございました。段ボール、新聞紙、雑誌、牛乳パック、布、紙製容器、アルミ缶、スチール缶でございまして。なぜ減ったかと申しますと、単価の急落がございました。段ボールでいいますと、令和元年の単価が17円がございました、キロ当たり。令和2年、これは4円です。新聞紙については、キロ当たり20円だったものが令和2年は8円、このように全て急落をしまして、買取り価格が非常に安くなってしまったために、収入が減ったということでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 10ページの総務費の委託料のこの協力隊委託料の減額の中身なのですが、提出案件資料の26ページに、産業振興課の説明内容が詳しく書いてあるのですが、ただ驚いたのはこれ理解私ちょっとどういう契約関係になっているのか分からないからお伺いするのですが、協力隊員の育児休暇取得により4月から10月までの分を減額措置をしたということなのですが、これどういう中

身なののでしょうか。今社会の中ではもう子育て支援ではあれだというときに、こういう採用された、ましてや女性の方の育休取った分で86万も減額するというのは、どういうふうに理解していいのかわりと説明願いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問でございますが、この委託料につきましては、会津本郷駅の伝統産業の継承のために、地域おこし協力隊をお願いしている部分がございます。この対象者が4月から育児休暇を取得するために休んでおります。当然これは隊員の権利として育児休暇はあるものでございます。このたび4月から10月まで、一応この方につきましては3月に復帰の予定でございますが、まだその辺が不透明でございますので、取りあえず4月から10月の確定した分につきまして、今回不用になるというふうなことで、減額をさせていただくというふうなものでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 4月から10月というのは、これからの話で、これ終わった話。減額だから、これそういうことで育児休暇を取得したから減額すると、今の社会情勢からすれば、女性の方々はこれとてもではないけれども、そういう仕事に就けないと逆になるのではないかと思ったのだけれども、これは契約上そういうことで、最初からそういう契約の中身なのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 大変すみません、説明が言葉足らずで申し訳ございませんでした。

協力隊の活動につきましては、受入先が会津本郷駅事業協同組合になってございまして、ここに対してその委託料というふうな形でお支払いしてございます。当然委託料としましては、その後継者になっていただくための、いわゆる学びのための委託料というふうな意味合いでございまして、いわゆる学びといえますか、その修業ができないというふうなことでございまして、その部分に関しては、当然その委託料から差し引かせていただくというふうになっておるものでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） それは本人も最初からそういうことで理解して受けたということなのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 当然ご本人さんも納得されているというふうなことでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 1点お願いします。

予算書の18ページ、商工費の中の温泉施設管理費の中の節としては12番委託料と補償補填及び賠償金の件についてお伺いをします。この趣旨は分かりました。この金額いずれもなのですが、これは当然委託契約書の中に基づいてされているのだらうと思いますが、その部分とあと積算根拠、この2点をお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

まず、この委託料の増額でございますが、案件資料のほうにも書いてありますとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、売上げが減少してございます。この根拠となるものでございますが、基本協定がございまして、この第37条に指定管理期間中に社会経済情勢の大幅な変動があった場合につきましては、委託料を変更することができるというふうな規定がございまして、これに基づきまして、このコロナ禍でありますので、当然これは大きな変動というふうに認められるであろうというふうなことで、安定経営を今後図っていただくために、増額ということをお願いするものでございます。

積算の根拠でございますが、まずベースとして考えておる、その収入の部分でございますが、これにつきましては、その単年度ごとでは、単純に前年との比較では増減がございまして、過去3年間の収入の平均に基づいて算定をしております。それで、4月から9月までにつきましては、これにつきましては、もう過ぎておりますので、部門別利益というのが確定してございまして、この部分とあとは10月から3月までにつきましては、ちょっと見込みの数値として挙げさせていただいております。その前3か年の平均値から実際のその入り込みを差し引いておりまして、さらには当初収支の赤字分、いわゆるその経年で減っていくというふうな部分の費用についても差引きをさせていただいております。さらには、公社の経営そのものが2月で終了するものですから、今現在の今年の指定管理委託料の3月分についても差し引かせていただいております。さらに、今国のほうから雇用調整助成金もいただいております。それについても差し引かせていただいて、それを相殺いたしまして、この2,089万3,000円というふうな数字になったところでございます。

さらに、補償補填及び賠償金の291万円につきましては、これにつきましては、当然町側の都合によりまして、公社の経営を一応1か月やめていただくというふうなことになったものですから、当然これは補償をしなければならないというふうなことで、この計算根拠につきましては、当然人件費が含まれております。さらには、年間のリース契約ですとか、あとは施設の管理の年間契約しているものなんかがございます。そういったものを積み上げさせていただいて、291万というふうな数字になってございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） ありがとうございます。これ前段の部分は、施設管理、温泉については新鶴健康センターとあやめを含んでいるという形で理解してよろしいのでしょうか、この金額については。それが1点と、あと補填補償については、町側のほうだということは、それは当然なのです。今後将来的には新鶴健康センターももしかしたら該当するかもしれない、あやめも該当するかもしれない、これは前段の説明だと、基本協定の中とか、そういうものの文言には入っていない、主体的に今回については町側のほうから申入れというか、そういう形でこれは提案というか、こういう形にしたというふうに理解してよろしいのですね。

1点お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） まず、1点目でございますが、これは温泉3施設の分が全て入っている金額になってございます。

さらに、2点目でございますが……

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（金子吉弘君） すみません。基本的には、協定が一応3月いっぱいまで組んでございます。その温泉を引き継ぐに当たって、一応その1か月、引っ越しとか、引き継ぎの期間というふうなことで、先回の議会のほうで一応議決いただきまして、一応2月いっぱいまでの経営とさせていただくことになったわけでございます。当然協定上は3月いっぱいまでやっていただくというふうなことでございまして、当然その部分については、補償して補填していかなければならないというふうなことで、このような金額の設定になってございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） 2点お願いします。

補正予算書の15ページの衛生費、保健衛生費の12節委託料についてが1点でございます。2点目が18ページの企業誘致促進費の27節繰出金について、2点お願いしたいと思います。

まず1点目ですが、先ほど同僚議員からありましたけれども、新型コロナウイルス関係で、役務費からかかってくるのだと思うのですが、役務費168万と先ほどのクーポン券400万7,000円、あとシステム改修で12万7,000円ということで、国庫から来るというふうに理解しましたが、先ほど2万人分ということで、全町民にということになるのかと思うのですが、ワクチンについては、今徐々に出てきてはおりますが、まだ確定していないと思うのです。これはもう今年度のうちにこのような形で、これ全国的に指示があるのかどうか分からないのですが、全てやれということであるということであるのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 郵送料につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、クーポンということで2万人を対象として計上させていただいております。国のほうから、この新型コロナウイルスのワクチン接種ということで、事務的に対応できるように進めておいてほしいという旨の通知がございましたので、今回補正予算という形でお願したところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） 大分早いなとちょっと思いました。まだワクチンがどうなるか分からない状況ではあるしというところもあるのですが、そうしますと、これについては美里に限らず、国民の全てにこの部分の段取りをしているということになるのかと思うのですが、段取りはいいのですが、そうするとワクチン関係についての情報というのは、まだこちらには届いていないということよろし

いですか。今後いつ頃から始まるとか、どんなのができるとか、そういう流れはまだ来ていないということでもよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 先ほど申し上げましたように、事務的に速やかに進めることができるように対処してほしいという旨の通知と、あと今報道等でいろいろ報じられておりますけれども、先ほど申し上げましたように、ワクチン代は国が全額直接支払うということと、今ほど計上させていただき補助に関しましては、10分の10ということで全額国のほうで負担するという内容でございます。以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） 了解しました。

それでは、18ページの企業誘致促進費ですが、工業団地造成事業特別会計繰出金で先ほど3,688万8,000円がコロナの関係で、道路を造るということだと思っておりますが、令和4年に遅れるという話あったのですが、これについては今年やるわけだった部分、高田のところに入ってくる部分だと思っておりますが、その辺のなぜコロナということであるのですが、そんなに遅れるのか、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問でございますが、この道路につきましては、工業団地の区画形状、これがちょっと使いづらいものになっておりますので、道路を入れないとなかなか使い勝手の悪いというふうな形状になっておるために、道路を入れるというふうな工事ではございましたが、ある程度その誘致企業の自社工場建設の予定に合わせて、やはり道路を整備しようとしていたところだったわけではございますが、このコロナ禍において、やはりその会社としてのちょっと資金繰りといいますか、なかなかその部分が苦しくなってきたというふうな話がありました。これによりまして、その自社工場建設の予定が令和3年度以降に大幅にちょっとずれ込んだというふうなことがございまして、当然日程的にはなかなかきつい日程だったわけではございますので、なるべくその冬工事を避けて道路を造ってまいりたいというふうな思いから、今年一度減額させていただいて、次年度に改めて工事を行いたいというふうなものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） これ流れとしまして、企業との契約書関係はこれ締結はされていたのかというのが1点と、あと令和3年度以降ということは、3年度にもう一回事業の細かい規模も含めた見直しというか、造る造らないも含めた、もっと言えばそういうところまで行くのか、その辺の流れをもう少しお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） まず、この誘致企業との契約につきましては、まだ済んでおりませ

るので、これからになってまいります。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） そうしますと、契約はないけれども、話で今まで進んできたわけですよね。ですから、そうしますと、その辺の流利的には全く最初からという形にならざるを得ないという捉え方でよろしいのですか。その辺の流れ、もう少しちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがいでございますが、その申込みにつきましては、書面で頂いておりますので、全く真っさらな状態からというふうなことではなくて、ある程度なるべく早くやりたいというふうなことで、相手方企業も申してきておりますので、そういったことであるべくそういった誘致に支障がない形で、道路のほうをしっかりと、どちらにしても道路というのは必要なものでございますので、なるべく早く道路整備を進めてまいりたいというふうな考え方でございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって歳入歳出の質疑を終了し、議案第92号を終了いたします。

○議案第98号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第14、議案第98号 町道路線の認定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第98号 町道路線の認定についてをご説明いたします。

議案書の15ページ、提出案件資料5ページ下段、参考資料の37ページ、位置図も併せて御覧いただきたいと思っております。

認定路線30378につきましては、新鶴地域境野地内の農道及び法定外道路において、高田浄化センターへの接続道路として、道路改良することに伴いまして、その他の町道として管理するため、新たに路線番号30378、路線名、境野新田南線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

起点は、境野字境野60番地先から終点は境野字11番地先までです。

延長は392メートル、幅員は3.6メートルから7.2メートルでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

〔何事か言う人あり〕

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまの説明で訂正をさせていただきたいと思います。

起点は境野字境野67番地先からでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第98号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○総括質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第15、総括質疑を行います。

総括質疑は、所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第79号 会津美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第93号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第94号 令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第95号 令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）、議案第96号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算（第5号）、議案第97号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第5号）を一括質疑に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（谷澤久孝君） 日程第16、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 1時39分）

定例会 1 2 月 会 議

(第 5 号)

令和2年会津美里町議会定例会12月会議

議事日程 第5号

令和2年12月17日(木)午後2時00分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 議案第79号 会津美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第92号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第9号)
- 第 4 議案第93号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第 5 議案第94号 令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第95号 令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第96号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算(第5号)
- 第 8 議案第97号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第5号)
- 第 9 陳情第 5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情書
- 第10 陳情第 6号 「道の駅」開設のための陳情について

本日の会議に付した事件

第10まで同じ

追加日程第1 議案第99号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第10号)

追加日程第2 発議第 7号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書

○出席議員（15名）

1番	野中	寿勝	君	10番	佐治	長一	君
2番	村松	尚	君	11番	根本	謙一	君
3番	小島	裕子	君	12番	根本	剛	君
4番	渋井	清隆	君	13番	山内	須加美	君
5番	堤	信也	君	14番	横山	知世志	君
6番	石川	栄子	君	15番	山内	長	君
7番	鈴木	繁明	君	16番	谷澤	久孝	君
9番	横山	義博	君				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	渡部	英敏	君
副町長	鈴木	直人	君
会計管理者	船木	宗徳	君
総務課長	國分	利則	君
政策財政課長	鈴木	國人	君
産業振興課長	金子	吉弘	君
町民税務課長	横山	優	君
健康ふくし課長	原	克彦	君
建設水道課長	鈴木	明利	君
教育長	新田	銀一	君
教育文化課長	松本	由佳里	君
選挙管理委員会書記長（兼）	國分	利則	君
農業委員会事務局長（兼）	金子	吉弘	君
代表監査委員	鈴木	英昭	君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午後 2時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

○常任委員会委員長の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、横山知世志君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（横山知世志君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（横山知世志君） それでは、総務厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本常任委員会は、12月14日午前10時より庁舎議場において、委員全員と所管課及び議会事務局同席の下、開催いたしました。本委員会に付託されたのは、議案3件、陳情1件の4件であります。なお、論点抽出を事前の12月7日に実施し、その後11日の総括質疑応答後にも整理表はございませんでした。よって、本会議の論点はなしとしました。審議結果は、お手元に配付されているとおりでございますので、件名を省略し、議案番号で報告いたします。

初めに、議案第79号では、委員より、町内の指定居宅介護事業所の数と今回の改正に当たる該当事業所はとの問いに、当局から、7か所の事業所があるが、今回のこの改正に該当する事業所はないと答弁がありました。また、ただし書きでやむを得ない事情とあるが、それは何かとの問いに、主任介護支援専門員ご本人の死亡や長期休業及び急な退職などである。さらに、そのようなとき代わりとなる人材対応は可能かとの問いに、代わりの管理者は各事業所に在籍しているとの答弁がありました。また、5年間の延長とした背景はとの問いに、人材確保が困難な過疎地域等では、急な退職等がある場合、主任介護支援専門員の確保が難しいこと、あわせて利用者へのサービス提供の確保という観点から延長になったと思われるとの答弁がありました。ほかにも質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決しました。

次に、議案第93号では、高額介護サービス費で500万円増加しているが、その背景はと問われ、利用者の増加や新型コロナ対応で、介護事業者への緊急措置として、介護報酬加算を引き上げる措置が取られたことにより、利用者が認定区分ごとのサービス利用限度額を超えて支払うことが多くなった原因と考えているとの答弁がありました。また、努力支援交付金の内容は何かとの問いには、今年8月に内容と名称が変わり、補助対象が広がった。さらに、また今回の評価の内容はと問われ、当局から、機能強化推進交付金は従来のインセンティブ交付金で、国の指標をクリアすれば交付金対象となる。努力支援交付金も地域支援事業を点数化され、高くなれば多く交付される制度である。具体的に保健事業と介護事業をデータ化したり、集いの場の参加者の健康チェックをしたりするなどすれば、点数が高くなる仕組みであるとの答弁がありました。ほかにも若干質問がありましたが、討論もなく、

採決の結果、賛成全員で可決しました。

議案第94号は、質疑、討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決しました。

次の陳情第6号では、各委員より、それぞれ意見を聴取したところ、ほぼ同意見で陳情者の思いは理解できるが、現実的に様々な課題があり、設置には多くのリスクも存在するとの意見が多数を占めた。ほかにも様々な意見が出されましたが、採決の結果、賛成少数で不採択になりました。

以上で総務厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（谷澤久孝君） これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員会委員長、山内須加美君、報告を願います。

〔産業教育常任委員長（山内須加美君）登壇〕

○産業教育常任委員長（山内須加美君） それでは、産業教育常任委員会の報告を申し上げます。

去る12月14日午前10時より、常任委員会室において委員全員と所管課課長、課長補佐、係長出席の下、開催をいたしました。本委員会に付託された案件は、議案3件、陳情1件の計4件です。なお、12月7日に論点抽出を行いました。論点はありませんでした。さらに、12月11日の総括質疑の質疑終了後にも、論点整理表は提出されませんでした。よって、今回の付託案件では、論点はないことをご報告申し上げます。

それでは、議案並びに陳情名を省略しまして、議案、陳情番号で報告をいたします。

まず、議案第95号、委員より、土地売却予定企業の工場建設の見通しについて質問があり、所管課より、工場建設の延期は、コロナウイルス感染症の影響によるもので、工場建設の時期については明言はできないが、コロナ禍の収束により着工する予定であるとの答弁がありました。また、委員より、道路新設工事が来年度になるが、県補助金に影響はしないのか。また、道路新設工事や工場建設がコロナ禍により遅れることはやむを得ないと思うが、町はどのように考えているのかとの問いに、所管課より、県補助金は来年度の工事でも補助を受けることができる。なお、県補助金は制度上繰越しができないため、冬期間の工事を避けて来年度に着工する。また、土地売却予定企業と土地売買仮契約の締結まで至っていないが、細かな打合せを行ってきており、今後も企業と向き合いながら、契約の締結に向けて支援していくとの答弁がありました。また、委員より、今年度中の道路整備は、来年度に見送ってもよいと思うが、その他の土地の売却の進展状況はいかがかとの問いに、所管課より、複数の相談を受けているとの答弁がありました。また、委員より、道路の整備は必要であるが、工事の予算を確保する以上、契約書等の裏づけが必要ではないのかとの問いに、所管課より、確約書までは求めていないため、企業が土地を取得し、工場が建設できるよう、できる限りの支援を行っていくとの回答がありました。また、委員より、仮契約や覚書等各種の方法があるため、裏づけは取っておくべきではないのかとの再度の質問に、所管課より、今後そのようなことも考えていく。用地取得につい

での相談は、5,000平方メートル程度の面積が多いため、このたびの道路工事は、今回の土地売却のためだけでなく、今後の売却に向けて整備するものであるとの答弁がありました。また、委員より、企業の要望により、土地を売却すると最終的に売却できない無駄な土地が発生することもあるため、無駄な土地が出ないように計画的に取り組むべきではないのかとの問いに、所管課より、土地は貴重な財産のため、無駄にならないようにしっかりと対応していくとの答弁がありました。その後質疑なく、採決に入り、賛成全員で本案は可決いたしました。

次に、議案第96号は、委員より、第2条として債務負担行為に関する第11条を加える経費となっているが、それでよいのかとの質問に、所管課より、総務課、政策財政課に確認、また以前に日本水道協会調査課に確認した経緯もあったが、条文の最後に加える形で差し支えないとの答弁がありました。また、委員より、債務負担行為の額は累計額か、また委託契約の相手方はどうなるのかとの問いに、金額については令和3年度から3年間累計の限度額となる。契約の相手方については、来年1月から3月までの間に契約事務手続を進めるとの答弁がありました。また、委員より、入札において対象となる町内業者はあるのかとの問いに、所管課より、現在会津若松市の会津メンテ株式会社と契約しており、前回は水道施設管理で、入札資格登録のある4社により指名競争入札を行っており、その際町内業者の登録はないとの答弁がありました。委員より、業務の内容はどのようなものか、また資格要件等はあるのかとの問いに、所管課より、業務の内容は施設の点検、水質検査、清掃、草刈りである。また、資格要件は水道施設管理で、入札資格登録のある業者が対象となるとの答弁がありました。また、委員より、馬越浄水場から滅菌した水を受水していると思うが、別途水質検査が必要ではないのかとの問いに、所管課より、高田、本郷、新鶴それぞれ馬越浄水場から受水しているが、本郷、新鶴については、自己水源もあるため、町水質検査計画に基づき検査を行っているとの答弁がありました。その後質疑なく、採決に入り、賛成全員で本案は可決されました。

次に、議案第97号は、委員より、高田浄化センターについて、オゾン処理により汚泥があまり増えないのではないのかとの質問に、所管課より、オゾン処理により汚泥の減量化を図っていたが、電気料が増加することもあり、脱水処理のみの汚泥処理を行っている。今後は、汚泥量の増加時にオゾン処理施設もいつでも使えるように、来年度以降予算を確保し、対応していくとの答弁がありました。また、委員より、戸別合併処理浄化槽で修繕費が計上されているが、これは各家庭に設置されている機器の修繕費用かとの問いに、所管課より、新鶴地域に設置され、町が管理し、使用料を徴収している合併処理浄化槽89基を対象とした修繕費用となり、ブローモーターの修繕が主なものとなるとの答弁がありました。その後質疑なく、採決に入り、賛成全員で本案は可決となりました。

次に、陳情第5号、委員より、コロナ禍の中であっての要望であり、その対応には少人数学級だけでなく、20人程度とすることで、教室の数や確保の問題もあるとの意見やコロナ禍に関係なく進めるべきとの意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で本案は採択となりました。意見書についても、コロナ禍にあるというだけでなく、進めていくべきとの意見を踏まえ、修正を加えることといた

しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷澤久孝君） これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○議案第79号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案第79号 会津美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第79号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第92号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、議案第92号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第92号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第93号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、議案第93号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第93号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第94号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、議案第94号 令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第94号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第95号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、議案第95号 令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第95号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第96号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、議案第96号 令和2年度会津美里町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第96号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第97号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、議案第97号 令和2年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第97号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○陳情第5号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第9、陳情第5号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

山内長君。

○15番（山内 長君） 私は、この陳情に反対の意を表します。

まず、20人学級というものに対するそのものに対して、反対の意を表するものではありませんが、このようなことを全国一律に要望するということが自体が現実的ではないというふうに考えます。実現性の可能性が低いというふうに思います。

理由といたしまして、まず1番目に、コロナ禍での40人学級が過密状態であると申し述べておりますが、これを避けるために少人数学級にする必要があると言っておりますが、これは論点がずれており、例えば20人学級でも過密状態であるということに違いはありません。論点としては、やっぱりICTを利用したりモート教育なり、別の方法で検討し、対策をする必要があるというふうに考えます。

あと2点目ですが、20人学級を展望し、教員を10万人増やすことと言っておりますが、生徒数の多い地域では、当然教員を増やすということになりますし、あわせまして学校なり、教室の増築が必要になるというふうに思います。逆に生徒数の少ない地域もあります。少ない地域ですと、20人ということにしますと、特に過疎地域におきましては、地域から学校がなくなるということになります。でありますから、陳情に矛盾しているというふうに言わざるを得ません。これは地域での大きな問題、課題を残すということになると思います。

あと3点目でございますが、当町を見てみますと、まず小学校が4つありますが、一番少ない人数で授業をしているのが新鶴小学校の5年生、34名で2クラス、1クラス17名となっております。一番多いのが高田小学校の4年生、34名で1クラス、これの範囲内であります。中学校を見てみますと、少ないのが新鶴中の3年生、34名で2クラス、1クラス17名となっております。多いのが高田中の1年生、69名で2クラス、1クラス35名程度ということで、当町としての問題はございません。

少人数学級での要望であります。少人数は例えば1対1がいいのか、10人がいいのか、20人がいいのか、30人がいいのかということで、いろんな議論があると思いますので、様々な地域がありまして、一律的に決めるべきものではないというふうに思いますので、この陳情には反対の意を表すものであります。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 賛成討論はありませんか。

小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 陳情第5号に対しまして、学校教育に対する少人数学級の要望は、以前よりなされてきました。全国的には、各自治体において少人数学級が現在行われているところもあります。今回のコロナ禍により分散登校による少人数学級の学習効果等が高まったとの報告もあります。また、先生方の働き方改革の面から考えても、少人数学級を実現する意義は大きいと考え、このことに賛成いたします。

○議長（谷澤久孝君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第5号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、陳情第5号は原案のとおり採択されました。

○陳情第6号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第10、陳情第6号 「道の駅」開設のための陳情についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成する方の発言を許可いたします。いませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 続いて、原案に反対する方の発言を許可いたします。

根本剛君。

○12番（根本 剛君） この陳情書には、道の駅の開設についての陳情なのですが、去る12月14日の常任委員会に付託されて、慎重審議されましたけれども、私は道の駅は当町にとっても必要なことであろうと思ひまして、賛成の意を唱えたいと思ひます。

まずは、この道の駅に関しては……

○議長（谷澤久孝君） 今反対です。反対の発言を許可しているのです。

休憩します。

休 憩 （午後 2時28分）

再 開 （午後 2時33分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

日程第10、陳情第6号 「道の駅」開設のための陳情についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成する方の発言を許可いたします。

根本剛君。

○12番（根本 剛君） 道の駅の開設のための陳情について、賛意の意見を申し上げます。

この問題は、町民の方々や美里町の議会等の一般質問等にもありまして、町当局は過疎整備債の中の計画として、今日まで続いております。平成19年よりいろいろ町当局は、調査、課題あるいは検討ということで、新鶴スマートインターチェンジ周辺、あるいはその他の地域として、またこの過疎債の中の整備計画は生きておる計画と私は考えて賛成するものであります。まして、401号の博士トンネルの開通や今後の会津高規格の新しいルートの開所のことも考え、直近すぐに開所せよというわけではありませんが、長いスパンをかけて、この問題は当町にとっても重大なかつ重要な施設であります。この施設等ができれば、経済の流れ、人、物、観光の流れも多大な事業になってくるわけで、当町にとっても重要な優先課題として私は考えておりますので、賛成の意を申し上げます。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 原案に反対する方の発言を許可します。ありませんか。

横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 私は、この陳情第6号について反対の意見を持つものであります。

この件については、委員会でも十分に議論した中で、道の駅の重要性については、思ひは持っているわけではありますが、現在の状況を鑑みて、様々な課題を抱えているし、近隣の道の駅そのものが経営状況も芳しくないような報道もございます。そんな中で、縦貫道が今後開通していけば、また人の流れも変わるだろうというような思ひを持っております。したがって、今回のこの陳情については、

ちょっと拙速過ぎるなというような思いを持っているところでありまして、今回の陳情第6号については、反対をしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 原案に賛成する方の発言を許可します。

山内長君。

○15番（山内 長君） 町の経済振興のために、町の基幹産業である多種多様な農産物から消費者に対して発信をするということは、非常に重要であると思います。それが町の経済振興につながると考えますので、この陳情を賛成したいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 原案に反対する発言を許可しますが、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第6号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案に対して採決します。

陳情第6号を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

反対多数。

よって、陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

ただいま町長、渡部英敏君、13番、山内須加美君より、追加議案の提出の申出がありました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時39分）

再 開 （午後 3時15分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

○日程の追加

○議長（谷澤久孝君） ただいま追加送達された事件は、町長、渡部英敏君より議案第99号、13番、山内須加美君より、発議第7号の2議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、

提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○議案第99号の議題及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） それでは、追加提案いたしました議案1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第99号は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を144億8,836万6,000円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第99号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 追加日程第1、議案第99号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、議案第99号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料2ページを御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正につきましては、令和2年、今年7月28日から29日にかけて発生した豪雨災害により被害を受けました5か所の農地、農業用施設に係る農地等災害復旧事業に関するものでございます。

5か所の内訳でございますが、八木沢地区で1か所、赤留地区で1か所、それから佐賀瀬川地区で2か所、下小沢地区で1か所の合計5か所となっております。

それでは、予算書の表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億8,836万6,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。2枚おめくりいただきまして、第2表、地方債補正を御覧

いただきたいと存じます。追加でございまして、八木沢地区及び赤留地区の農地等災害復旧事業に係る災害復旧事業債について、記載のとおり追加をするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。歳入でございまして、11款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金105万7,000円の増額につきましては、被災した八木沢地区ほか3か所に係る分担金でございまして、1節の現年農業施設災害復旧事業分担金を増額させていただくものでございます。

14款県支出金、2項県補助金、9目災害復旧費県補助金150万7,000円の増額につきましては、災害復旧事業に係る県補助金でございまして、1節の現年農用地等災害復旧事業費補助金を増額させていただくものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金153万円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源調整のため増額をするものでございます。

20款町債、1項町債、4目農林水産業債30万円の増額につきましては、先ほど地方債でご説明した内容でございます。

4ページを御覧いただきたいと存じます。歳出であります、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目現年農用地等施設災害復旧費439万4,000円の増額につきましては、令和2年7月の豪雨により被災した箇所の復旧のため、14節の災害復旧工事を増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第99号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり決しました。

○発議第7号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 追加日程第2、発議第7号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

13番、山内須加美君。

〔13番（山内須加美君）登壇〕

○13番（山内須加美君） それでは、発議第7号について申し上げます。

国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書についてであります。お手元に配付されているとおりでございます。会津美里町議会会議規則第14条の規定により意見書を提出したいと思っております。

内容については、国に対して子供たちの教育環境等の一層の充実を図るために、20人程度学級を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の標準に関する法律を改正し、教職員定数改善計画を立てることについてであります。地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣宛てであります。議員各位のご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

根本剛君。

○12番（根本 剛君） 先ほどの陳情のことで反対討論された15番、山内長議員がおっしゃった内容同様、私も反対するものであります。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第7号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本件は原案のとおり決しました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上をもちまして本定例会12月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和2年会津美里町議会定例会12月会議を散会いたします。

散 会 （午後 3時25分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 澤 久 孝

議 員 堤 信 也

議 員 石 川 栄 子